

「三月革命」と官僚および軍隊

——三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と

社会政策および中間層政策の展開 (13)——

川 本 和 良

アウエルスヴァルト内閣（承前）

官僚。プロイセン国民議会において官僚についての提案がなされ、討議される契機となったのは、ポーゼン州における流血事件であった。ところで、「プロイセンのポーランド人（Preußisch-Polen）の運命は、プロイセンの問題であると同時に、ドイツの問題でもあり、悲しいことにはまたヨーロッパの問題でもあった¹⁾」。したがって、ポーゼン州の流血事件は、同じような性格をもつデンマーク領シュレスヴィッヒ、ホルシュタインのドイツ人問題とも関連し、ヨーロッパ諸列強、就中イギリス、フランス、ロシアの動向と絡み合いながら、プロイセン国民議会とフランクフルト国民議会との対立を決定的なものにした。

さらに、それらはオーストリアにおける同様の問題、例えば南ティロルのイタリア人問題等とも関連し、オーストリアとフランクフルト国民議会との対立は、1848年10月末のウィーンの反革命の勝利とともに首相に就任したシュヴァルツェンベルク（Fürst zu Schwarzenberg）のもとで、国境規定をめぐる両者の決裂へと導いた。このようにプロイセンとシュレスヴィッヒ、ホルシュタイン問題およびポーゼン州問題、またオーストリアにおける南ティロル問題等は、ヨーロッパ諸列強の動向と絡み合いながら、プロイセン、オーストリアとフランクフルト国民議会との対立を深め、「統一と自由」に基づくドイツの建設が、国境規定をめぐる挫折する一重要要因となるので、アウエルスヴァルト内閣を考察した後、補章を設けて一瞥することにしたい。

すでに本稿の(11)で述べたように、政府は、プロイセン国民議会を、第二回合同州議会の決議に基づき、「プロイセン憲法の協定のための議会（die „Versammlung zur Vereinbarung der preußischen Staatsverfassung“）」として召集されたと解釈したのであるが²⁾、国民議会は、実際には最初からこの範囲を越えて、首都暴動と対決し、また選挙層からの請願等に応える必要から、とくに左派の民主派は民衆の政治的、社会的運動との連繋を強めていき³⁾、この点からも憲法制定の範囲を越えざるを得なかった。したがって、最初から国民議会は憲法制定の権利のみでなく、三月の約束の実現のため、政府の一連の法律提案〔就中市民軍法、土地負担免除についての法律、他人の土地での狩猟権の廃止等〕と関係し、立法権およびその他の一般的権限をも要求し、さらに議案提出権をも要求した。例えば、国民議会は、国王が署名しなかったにせよ、憲法の基本権の先取りとして、人身保護令（eine Habeas-Corpus-Akte）と死刑廃止法を可決したのであった。

加えて、国民議会は夥しい質問と提案でもって政府と対決した。そこでは社会、経済問題が告発され、国家行政や教育制度、司法、軍事のあらゆる分野における、事実か否かにかかわりなく、世間で思いこまれている弊害や現実の弊害が非難を浴びた。そのさい、国民議会はその都度の当

該官庁の情報でもって満足しないで、これまでドイツ立憲主義において未知の権利であった、⁴⁾ 包括的権限をもつ独立の調査委員会（Untersuchungsausschüsse）の設置を要求したのであった。こうした状況のもとで7月に入って官僚と軍隊とをめぐる討議が行われるに至るのであるが、この論議は政府と国民議会、とくにその左派との対立の構図をもつと同時に、他方、その背後で政府と議会外における国王および側近党を中心とする保守派との対立の構図をもっており、ここにおいてもアウエルスヴァルト内閣の「中間の立場」が明白に示されている。

- 1) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 124.
- 2) Ebd., 47.
- 3) M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 16~17.
- 4) Ebd., 30~31.

6月2日の第8会期にロイター（Reuter）議員が、最近ポーゼン州で生じた流血事件とその調査のための委員会の設置を提案した。¹⁾ 国民議会における調査委員会の権利は、政府の憲法草案においても、最終的な議院規則においても明白に承認されておらず、また中央省庁と国民議会右派とが、その設置は権力分立の空洞化への憂慮すべき先例になることをみてとったにもかかわらず、結局政府も右派も議会の要求を認めた。国民議会は、5月20日の政府の憲法草案60条において、将来の法律状況を先取りし、明白に認め、かつ討議過程でも認められた議院規則自由権（Recht der Geschäftsordnungsautonomie）を広汎に適用したが、これはその一結果であった。²⁾

調査委員会の構成と任務については、ポーゼン州選出の議員を除く16人の委員会を形成し、「三月革命」後に直接公布されたポーゼン州の国民的再組織が、いかなる原因から当地の住民の平和および殺戮へと導いたのか、を調査することが提案された。この提案は、8つの部会（Abteilung）で審議され、国民議会はこうした調査とは別の目的、すなわち憲法の協定のために設立されたのではないかと、との少数の異議を除き、各部会において賛成多数で可決された。³⁾

これを受けて中央部会（die Central-Abteilung）においても提案が可決され、7月4日の第25会期の国民議会において提案をめぐり討議が展開された。この結果、まず調査委員会の設置が4点にわけて提案され、可決された。⁴⁾ その構成は上述の提案通りであった。つぎに調査委員会の権限の範囲をめぐって鋭い討議が展開された。討議の問題点は、調査委員会が中央省庁にすでに存在する証拠（Unterlagen）と地区官庁に存在する広汎な情報（Auskünfte）とに基づいてのみ調査を行なうのか、またはこれを越えて、必要なあいには現地で証言を聴取し、専門家に聞き、地区官庁に対しても調査する権限をもつことが許されるのか、にあった。討議の結果、権限を5点にわけて賛否をとり、⁵⁾ 多少の混乱を伴って調査委員会の自由な調査権が可決された。

ところで、左派の民主派は、国民議会の討議において機会があるたびに、型にはまった規則正しさでもって、官庁において古い官僚政治、古い規則と古い精神が支配している限り、三月の約束の事実上の実現と革命の自由主義的獲得物を得ることはできないと指摘してきた。それが、調査委員会の設置をめぐり討議過程において、7月7日の第26会期におけるグラートバッハ（Gladbach）議員の質問となって現われた。⁶⁾ プロイセン国民議会における討議が、調査委員会の権限問題からポーゼン州の市町村官僚を含む官僚一般の問題へと移行したのである。したがって、ここで〔18世紀以降のプロイセンにおける官僚政治の展開についてはすでに本稿の(9)で述べたので〕古い規則と精神に基づく古い官僚政治の支配がどのようにして形成され、維持されたのか、に焦点を

絞って一瞥を加えておきたい。

ヨーロッパ大陸の大国における近代的行政官僚の直接の父祖（Ahnherr）は軍の經理（Heerverwaltung）であった。プロイセンでは、その発展は30年戦争後に開始された。プロイセン内に領邦等族の存続していた分権状態から、君主権を中心とする中央集権国家〔＝プロイセン君主的絶対主義国家〕建設への第一歩は、1644年の常備軍の創設で踏み出された。⁷⁾これに伴ない、補給部長（der Quartiermeister）が近代的行政発展の鍵を握る人物（Schlüsselfigur）となった。平時における常備軍の維持には、戦時における即座の軍隊供給のさいよりも、ヨリ多くの種類の仕事をつづける必要がある。軍隊の秩序正しい宿営や規則正しい糧秣、飼料、武装等の供給の仕事、およびそのための課税と徴収、課税の基礎となる経済基盤の発展努力〔都市からの間接税（Akzise）増徴のための道路建設、貧民に仕事と収入を与えるための新工業部門の定着等〕がそれである。

こうして本来の軍隊經理官（der ursprüngliche Heeresverwaltungsbeamte）が重商主義的国家経済政策の担い手となった。そのさい、30年戦争により荒廃した国土を復興し、すべての人に利益を与える慈善行為の拡大が最大の課題であった。この課題を遂行するためには、国家権力の集中〔＝君主の絶対主義の形成〕が必要であった。近代的国家官僚の出現は、したがって権利侵害に対する自己防衛制度（Fehdewesen）の克服と国家の自由になる公権力の集中に依存したのである。⁸⁾以上のように軍隊と官僚とは親子関係に当り、ともに国家権力の集中に依存するとともに、その支柱となるのである。また、本稿の課題である、後述する中間層政策〔＝手工業者政策〕の展開は、農業政策とともに国家権力集中の経済的基盤を形成するための、重商主義的国家経済政策の重要な一環を形成したのであった。

こうして、本稿(9)で述べたように、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世を経てフリードリッヒ大王時代に頂点に達した君主の絶対主義が形成され、官僚は「王の召使」として、国王への忠誠と服従を基礎に、プロイセンの全住民を政治的、経済的、社会的、思想的に、全面にわたって指導するという性格を強めていったのである。フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、軍隊と官僚とを国王への忠誠関係のもとに置いた。そして官僚に対しては、既述のように1723年に軍事＝御料地財政総監理府（General-ober-finanz-kriegs-und-domänen-direktorium）を創設して、中央、地方行政制度を整備するとともに、「プロイセン王のため（pour le roi de Prusse）」無条件の献身、「身体と生命、全財産、名誉と良心をもって」勤務することを要求し、国王への義務と名誉のために勤務するとの観念を植えつけたのである。⁹⁾

ついで、父王の意志を受け継いだフリードリッヒ大王は、極端に独裁的な官房からの指導を行ない、スパイ情報提供者を増大して行政機構の管理に当り、1727年にプロイセンの諸大学に特別に新設された官房学（Kameralwissenschaft）の修得者を高級官僚に任用するとともに、好んで旧将校を指導的ポストに任命して、¹⁰⁾国王に忠誠で、かつ学問的素養と実務能力とをもつ官僚を養成した。こうして国王への忠誠と義務のために、大学との連繋により教養と実務能力をもった職業官僚が形成され、「王の召使」として排他的な身分集団を形作り、全住民を指導することにより、後見的な警察国家が創出されていったのである。¹¹⁾

ところで官僚が「王の召使」から「国家の召使」へと、つまり君主の絶対主義から官僚的絶対主義へと移行を開始する画期となったのは、1794年の一般国法（Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794）の発布であった。これにより、「官僚は王侯の個人的代理人と個人

的召使（persönlicher Beauftragte und persönlicher Diener）から、法律と行政命令（Gesetz und Verwaltungsvorschrift）によって厳密に規定された職責の担い手になったのである¹²⁾。その前史となったのは、1749年の「司法の行政からの分離についての勅令（Edikt über die Trennung der Justiz von den Verwaltungssachen）」であり、これにより官僚は司法官僚と行政官僚に分離され、前者の仕事は争訟問題における判決に限定され、後者のそれは一般的行政事務〔国内行政、行財政（Finanzverwaltung）、王領地・森林・営業行政〕とされたのである¹³⁾。

ところで、一般国法は、周知のように絶対主義国家から法治国家への移行の頂点を示すとはいえず、「この法典はまだ、まったく絶対主義という基盤の上に立っており、国家の権利と義務は悉く元首に統合されていて、等族〔＝議会〕の政治的機能といったものは存在しなかった¹⁴⁾」。すなわち、フリードリッヒ大王は、政治的従順と社会的静寂主義〔精神の平和〕を説く正統派ルター主義を信仰し¹⁵⁾、神に対する君主の責任という見地から、国家を意識的に王室の上位に置き、国王は臣下の所有者ではなく、第一の僕であると述べたのである。しかし、このことは、国民の利益を国王ないし国家の利益とすることを意味し¹⁶⁾〔啓蒙的絶対主義〕、プロイセン内の旧領邦の等族との闘争に勝利し、王権による中央集権が達成されたことの表現であり、法治国家の形式を備えた国王が、国家統一の生きた象徴に留まったことを否定するものではなかった。

一般国法第2部第10章「国家勤務者の権利と義務について」（Allgemeines Landrecht für die Preußische Staaten von 1794. Zweyter Theil. Zehnter Titel: Von den Rechten und Pflichten der Diener des Staats）の一般原則（Allgemeine Grundsätze）は3条からなる。第1条 武官および文官は、国家の安寧、良き秩序および福祉を維持し、促進することを助けることを主要な使命とする。第2条 文武官は、一般的臣民の義務のほかに、国家の元首に対して特別の忠誠と服従の義務をもつ。第3条 文武官の各々は、官職の性質に従い、その訓令の内容に従い、国家に対してなお誓約と義務による特別の勤務に従事する。がそれである¹⁷⁾。

以上のように、文武官は国家の安寧と秩序と福祉のために勤務するのであるが、これは同時に君主への忠誠と服従の義務による、また官職の性質と訓令に基づく、国家に対する誓約と義務による勤務を意味したのである。「国家の召使」の背後には「王の召使」との同一性が秘められていたのである。

ついで官僚の任命、服務、罷免については、まず、第68条で「軍人（Militärstand）に属さないすべての国家官僚は文官（Civildienst）の一般名称のもとに包括する」としたうえで、第71条で「……その任用に当たっての準備と試験のために何が予じめなされなければならないのか？は、官僚（Bedienung）の専門の相違と等級とに従って、特別の法律および訓令によって定められる」とされた。ついで第88条において、「官職を受けた者は、官職の義務遂行に当り、細心の注意を注がなければならない」と規定され、最後に第94条で「官職の任命ができる当該官庁において、罷免もまたなされなければならない」とされた。但し、第95条で「罷免は公共の利益に対して高度の不利益が生じる恐れがある時にのみ拒否されなければならない」が、しかし、第96条において、「この理由から罷免が拒否された官僚に対して、任命は君主の直接の決定において取り消し得る¹⁸⁾」とされた。なお、既述のように行政官僚に対する、任用にさいしての強制採用試験制度は1770年に、v. ハーゲンにより導入された¹⁹⁾。

以上の規定における注目点として、(1)任命が試験制度を介した実力主義である点、(2)服務に

さいしての厳格な規律、(3) 罷免も勤務における義務の見地が貫ぬかれていること、が挙げられよう。このようにして、議会の絶対性の欠如したプロイセンにおける絶対主義官僚の特殊性が、宗教〔正統ルター派〕、軍隊〔旧将校の主要ポストへの任用〕、大学〔採用試験の前提〕、経済〔国家の福祉促進〕の結合のうえで、全機構的関連をもって形成されたのである。

1) Verhandlungen, Band 1, 79~82.

2) Vgl. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 498. ders., Das preußische Parlament, 30~31. なお、当時なお「憲法以前の」プロイセンにおいて、国民議会は、またその他の憲法の法律上の規定に留保された領域、例えば決議能力 (Beschlussfähigkeit), 質問権 (Interpellationsrecht), 調査権 („droit d'enquête“) へ関与し、全体として議会の権限を拡張し、議会に対する中央官庁の権利と義務をより正確に規定する方向を追求した (M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 499)。

3) Verhandlungen, Band 1, 339~340.

4) 4点の提案と賛否の結果はつぎの通りであった。

(1) 3月22日に宣言されたボーゼン大公国の再組織以来の状態の調査のために、委員会が形成されなければならないか。大多数が賛成。

(2) この委員会は16人から構成される。ほぼ全員賛成。

(3) その委員は8つの部会の選出により構成され、各部会から2名選出される。ほぼ全員が賛成。

(4) ボーゼン選出の議員はこの委員会から除外される。賛成 (Verhandlungen, Band 1, 354~355)。

5) 5点の提案はつぎの通りであった。(1) 委員会は、委員会への委託を遂行するさい、完全なフリーハンドが許されるのか。(2) 委員会が必要とされる中央省庁の公文書 (Akte) の基礎上で調査を行なう権限を本当にもつのか。(3) 委員会は必要と思われる調査のために、中央省庁からボーゼン大公国の末端に割り当てられた官庁に至るまでの公文書を要請する権限をもつのか。(4) 委員会はまた委員会への委託を遂行するにさいして、その他の送られてくる証拠書類 (Nachweise) と国家官庁の調査とを通じて委員会により取り立てられた証拠書類を考慮に入れてもよいのか。(5) 委員会は現場に赴き、目撃者と鑑定人 (Zeugen und Sachverständige) から聴取することが許されるのか (Verhandlungen, Band 1, 355)。

5点についての討議の後、第1点について記名投票が行なわれ、賛成195、反対170で可決された (記名投票の記録は、Vgl. Ebd., 356~358)。ところで議長グラボウ (Grabow) が、調査委員会の情報手段の選択に対して完全なフリーハンドが可決されたので、第2点以下の、権限の正確な規定を目的とする諸提案の賛否は省略し得るとの意見を代表して述べたため、左派の一部議員が広間を去った後、残留した議員の抗議により、第2点以下の提案も票決することが決議され、賛成多数で可決された (Ebd., 359~360. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 498)。多少の混乱とはこの事態を指す。

6) M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 30.

7) Fritz Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, Siebente Auflage, Stuttgart 1959, 104. F. ハルトゥング『ドイツ国制史—15世紀から現代まで—』成瀬治、坂井栄八郎訳、岩波書店、1980年、146ページ。

8) Ernst-August Kern, Beamter, in, Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Erster Band, Stuttgart/Tübingen/Göttingen 1956, 697.

9) F. Hartung, a. a. O., 120, 訳, 166~167ページ。

10) H. Rosenberg, Bureaucracy, 167~168.

11) F. Hartung, a. a. O., 119, 訳, 165ページ。

12) E.-A. Kern, a. a. O., 698.

13) Ebd., 698.

14) F. Hartung, a. a. O., 125, 訳, 173ページ。

15) H. Rosenberg, Bureaucracy, 22~23.

- 16) F. Hartung, a. a. O., 123～124, 訳, 170～172ページ。
- 17) Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794. Textausgabe mit einer Einführung von Dr. Hans Hattenhauer, o. Professor an der Universität Kiel, und einer Bibliographie von Dr. Günther Bernert, Privatdozent an der Universität Marburg, Frankfurt am Main · Berlin 1970, 538.
- 18) Ebd., 540～541.
- 19) H. Rosenberg, Bureaucracy, 178～180. 上山安敏『ドイツ官僚制成立論』239ページ。河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論』262～264ページ。

プロイセン改革の担い手は改革官僚であった。既述のようにかれらは、ケーニヒスベルクの二人の教授、ドイツ観念論哲学の高峰カントと、A. スミスの自由主義原理の導入者クラウスの影響¹⁾下で、自由主義的見解を基礎に形成された。そして改革期に、フランス革命の政治的側圧に対する「上からの改革」と、イギリス産業革命の経済的側圧に対する経済指導とを、教養特権を基礎とする「教育独裁者」として遂行したのであった。教養特権の基礎となった、任用にさいしての強制採用試験の科目は、1817年10月27日の業務指令により変更された。1770年の科目であった官房学や実務的経営術から古典語や歴史学に代表される非現実的、哲学的知による人格の「陶冶(Bildung)」を目的とする科目へと移行し、1820年代には重点がさらに法実務へと移行したのである。³⁾

ところで、1807年にハルデンベルクにより、「国家のすべての地位は、……長所と才能とをもつ、すべての社会の人々に開か」れた。しかし、実際には、任命と昇進の道は高度の教育を受け、激しい競争試験に合格するとともに、高官の縁故と「プロイセン人民が政治的経験を得ないように、かれらを隔離する」「正しい意志」をもった者にのみ開かれた。⁴⁾こうして、改革後も高級官僚は、貴族を中心に、新たに上層市民出身者をも吸収しつつ、教養を基盤に人民に対して行政権を独占する排他的な貴族的特権を保持しつつけたのである。⁵⁾これは、プロイセン改革がハルデンベルクの言明した「君主制的な統治のなかでの民主的原則」に留まったことの反映であり、この結果、改革は、「気まぐれな君主支配の、官僚的絶対主義のより非人格化された制度による置き換え」に留まったのである。⁶⁾

以上のように改革期に官僚制度〔官僚の任命、罷免に関する制度、ここでは、とくに任用制度〕の大きな変化がもたらされたにもかかわらず、改革後も官庁において古い官僚政治、古い規則と古い精神が支配しつつけるのであるが、こうした古いものの支配の存続は、以上の変化した官僚制度の機能の仕方の結果に加えて、「政治制度が前民主主義的、前または半議会主義的構造」⁷⁾に留まったことの結果でもあった。ここで、政治制度とは、立法、行政、司法の三権の制度的関連を指し、とくに立法と行政との関係に注目することにした。プロイセンでは、イギリスやフランスのような革命的断絶を経験しないで、前述の一般国法の規定した、文武官が忠誠と服従の義務をもつ「国家の元首(das Oberhaupt des Staates)」の存続のもとでの改革に留まったため、近代的な政治制度、すなわち民主的な選挙により形成される議会を基礎とする政治制度〔議会制民主主義〕が形成されなかった。その結果、官僚政治の相対的自立性が保持され、官僚主導の人民支配体制も維持され、新設された議会制度は前または半民主的構造に留まった。官僚制的公権国家が形成され、古い官僚政治が維持されたのである。⁸⁾

「政治制度が前民主的、前または半議会主義的構造」に留まった点は、つぎの4点で示されて

いる。(1) 議会が一般国法の構想した全国的議会ではなく、改革時代の最後を告げる、1823年の8つの州議会の設立に留まった点⁹⁾、(2) 議員が土地所有を基準に3つの「身分階級」〔土地所有者、都市市民、農民〕から選出され、議会が騎士領所有者に有利に構成されるという前民主的な選挙制度¹⁰⁾、(3) 議員が官僚になるのではなく、騎士領所有者の官僚が議会へ選出されることを法的に認めた結果、行政が議会をコントロールするという前または半議会主義的制度¹¹⁾、(4) 州議会の権限が国家の提出する問題の政治的審議と国家への請願に限定されたため、立法が閣令の副署または提案、討論、草案作成、法律制定という方法で「代議機関としての行政」により行なわれるという前または半議会主義的構造¹²⁾、以上である。¹³⁾

これをイギリスとフランスとのばあいと比較すると、イギリスのばあい、1688年に主権的議会が確立し、政党内閣制が樹立され、後にその行き過ぎが是正されなければならない程、1694年以降行政官僚が議会から排除されていくという、プロイセンとは対蹠的な過程を辿っている。¹⁴⁾ フランスのばあい、大革命後、極端な権力分散性が採用された後、下からの民衆の自律的な社会革命運動と外国の介入に対する民衆の愛国主義に支えられたナポレオンによってアンシャン・レジーム時代の中央集権が復活された〔「人民投票的独裁制」または「代議制を超越した」「人民投票的民主主義」〕。1799年12月13日の憲法において、立法権は4院〔國務院＝第一統領が任免；元老院、護民院、立法院＝選挙〕の間に分割されたのに反し、行政権は第一統領に集中され、第一統領が殆んどすべての官僚を自由に任免する〔Tit. IV. 41〕、と定められた。そして、後述する中央を除き、県、郡、市町村の行政官および行政官に附置された諸会議の議員も政府により任命された。しかし、政治制度は、その後権力分立の制度へと変化していき、1830年の7月革命後、県と市町村では選挙による議会が形成され、地方自治が強化されていった。¹⁵⁾

官僚制度における任命権は、1799年12月13日の憲法における第一統領から、任命権の主体が1814、1830、1848、1852、1875年の各憲法において皇帝や大統領へと変化しながらも不変に留まった。しかし、政治制度において、7月革命以後、財産資格による制限選挙制に基づく下院の権限が強化され〔議会と元首が立法、行政の二権を二元的に分有する「議会的君主制」または「オルレアン議会的主義」〕、議会がすべての官僚に関する法案作成を企図したが、1844年に一票差で否決された後、繰り返し問題となったにもかかわらず、第一次大戦後になっても実現しなかった。¹⁶⁾

しかしながら、プロイセン官僚が民衆指導という特権的地位を維持したのに対し、フランスでは議会と行政の二元的国家形態のもとで、異った事情と形式によって行政の民主化が進行した。すなわち、① フランスでは、官僚の任命権を元首ではなく、実質的に政府がもつようになっていき、議会が小党分立であったため、政府が議会多数を得るためには、複数政党の連立形成の手段として、官僚の任命権を利用したが、小党分立の基礎の上では、政府の交代や議会選挙の結果による、官僚の大量罷免は不可能であり、事実上議会事情により官僚の任命が左右されたという事情¹⁷⁾、② 一般的官吏法に代る、個別法令による官吏法制の成立〔身分保障は1834年の法律で武官に、1883年に司法官に、1880年と1896年に大学教授に与えられ、普通官僚に対しては、1880年代に始まる官僚組合形成と運動、とりわけ1897～99年のドレフュス事件後の民主的風潮の高揚の後に、任用についての試験、懲戒に関しては同僚より選出の会議による等、の法制化〕、③ 國務院による、20世紀初頭以降の、行政裁判を通じての、恣意情実に対する官僚闘争の支援に基づく判例法の成立。¹⁸⁾

以上、フランスのばあい、プロイセンにおいて官僚が議会に進出して行政が立法をコントロー

ルしたのと逆に、官僚は実質的に議会の制約のもとに置かれたのである。両者の相違が生じた原因は革命的断絶による民主化の進展の有無に帰せられよう。このようにイギリスやフランスに比べて、「三月革命」期まで維持されてきた、プロイセンの古い規則と古い精神に基づく古い官僚政治に対して国民議会の左派が攻撃を加えたのである。

- 1) H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 184～186, 188, 201. 上山『ドイツ官僚制成立論』310, 315～316ページ。
- 2) B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 67, 77～78. dies., *Staatliche Gewerbe-reform*, 187.
- 3) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 244～246. B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 68. 西村稔『知の社会史—近代ドイツの法学と知識社会—』木鐸社, 1987年, 206～209ページ, を参照せよ。なお, 1846年2月14日の高級行政官僚に対する能力についての規則 (Regulativ über die Befähigung zu den höheren Aemtern der Verwaltung vom 14. Februar 1846) により, 試験の重点が, さらに法律学および司法上の経験に移行し, ついで1866年と69年の改革で法的教養の優位が強化された後, 1879年3月11日の高級行政勤務の能力に関する法律 (Gesetz, betre. die Befähigung für den höheren Verwaltungsdienst) により, これまで高級行政官僚が司法官と同一の方法で採用されていたのが分離され, 行政官僚には法律科目以外に新たに政治経済学が課せられ, 法律中心主義からの転回がなされ, 1906年8月10日の任用法により同じ方向がさらに追求された点については, 蠟山政道, 柳瀬良幹, 長浜政壽, 須貝修一, 辻清明『各国官吏制度の研究』プレブス社, 1948年, 93ページ, 吉村正『各国の官吏制度』前野書店, 1959年, 79～85ページ, を参照せよ。
- 4) H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 199, 211～213, 227.
- 5) Ebd., 209, 227.
- 6) Ebd., 203～204, 206, 207, 208, 216. ders., *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, 10, 訳, 23ページ。
- 7) J. Kocka, *Stand-Klasse-Organisation*, 155.
- 8) なお, 官僚制的公権国家が形成された一主要原因として, 民衆の教養水準が当時なお低かった点を挙げ得よう。官僚が教養特権を基礎に「教育独裁者」として三月前期に活動し得たのは, プロイセン国家の土台である東エルベ地域において, 封建的危機の後に形成された農場領主制 (Gutsherrschaft) のもとで, 農場労働者や農民が低い教養水準に留まらざるを得なかったという歴史的経過, および三月前期には民衆教育が漸く端緒に就いたばかりであったことの結果, 民衆の教養水準が低かった点が, 民衆を排除し, 民衆を支配する官僚支配制度を可能にする一要因となった。政治制度の民主化のための主要な一前提として, 教育制度のあり方と民衆の教養水準の高さが〔財産水準と関連しつつ〕注目されるべきであろう〔民主主義と財産と教養をもつ市民層の形成との表裏一体関係〕(プロイセンにおける民衆教育政策史については, 梅根悟『近代国家と民衆教育—プロイセン民衆教育政策史—西洋近世教育研究史Ⅱ』誠文堂新光社, 1967年, を, ここでの時期については第五章, 第六章を参照せよ)。

なお, M. ボッツェンハルトは, 近代的政治制度とドイツの特殊性についてつぎのように述べている。

「古い国家基本法との相違における近代的国制の本質的特徴は次の点においてみることができる。……それは権力分立の基本原則に基づく。立法, 行政および裁判は, 異なった, 相互に分離した機関に委託され, その機関は相互に, また自身における主権の方向において機関相互の監督と機関内監督 (Inter-und Intraorgankontrollen) との複合された制度によって境界づけられる。近代的国制は基本権の目録を含み, それは個々の市民に国家と社会とに対して不可侵の諸権利を保障する。各邦議会 (Landtag) の構成員は, いまや諸身分 (Stände) の所屬員ではなく, 全国民の代表として……認められる。議会においては, ……構成員の多数が決定する。近代的国制が機能し得るためには, 国家における政治的影響力の機会を, 選挙にさいして相互に競争し, 政治的見解の無限の多様性を組織化し, 個々の階級および社会集団の特殊利害を分節するところの, 政党の存在が絶対に必要である。19世紀

初頭以来の近代ヨーロッパの国制の発展の一般的傾向は、最初強く制限されていた選挙権の、成年男女の普通、平等選挙権の実現に至るまでの、つねに拡大する人口層への拡大、による、国制の着実な民主化である。他の傾向は、選出された国民代表のなかに国家権力を集中化することによる、中央省庁の国民代表多数の信頼への拘束……による議会主義への発展である。

ドイツの国制史は、このヨーロッパの一般的発展系列に自己を組み入れたが、同時にまた特殊な特質を刻印した。1918/19年の革命に至るまで、ドイツの国制は、決して政治的秩序を構成せず、単に君主制の自由意志による自己限定の道具に過ぎなかった。……君主が、ドイツ立憲主義においては主権の担い手と国家権力の所有者に留まったのである。それゆえ、ドイツ国制の活動にとり、20世紀に入ってはるか後に至るまで、公権国家的傾向が特徴的であった」(Manfred Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte 1806—1949*, Stuttgart, Berlin, Köln 1993, 8~9)。

以上の叙述から、近代的政治制度においては、権力分立を前提に、三権のうち立法権をもつ議会、および、それに加え、議会選挙権の拡大、が決定的に重要であり、かつ基本的人権の不可侵の保障が不可欠であるとの指摘、つぎにこの近代的政治制度〔議会制民主主義〕との対比においてドイツでは君主制が維持された点に特殊性があるとの指摘、がここでの論点との関連において注目される。

9) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 382.

10) Ebd., 344~345.

11) Ebd., 346.

12) Ebd., 382.

13) B. Vogel, *Die „allgemeine Gewerbefreiheit“*, 71.

14) 蠟山他, 前掲書, 21~23ページ, 吉村, 前掲書, 187~188ページ。

15) 蠟山他, 前掲書, 146~149ページ, 吉村, 前掲書, 288~289ページ, 中木康夫『フランス政治史』上, 未来社, 1975年, 31, 33~34ページ。

16) 蠟山他, 前掲書, 151~154ページ, 吉村, 前掲書, 289~293ページ, 中木, 前掲書, 上, 59~60ページ。

17) 吉村, 前掲書, 288~289ページ。

18) 蠟山他, 前掲書, 155~159ページ, 吉村, 前掲書, 294~297ページ。

7月7日のプロイセン国民議会の第26会期において、上述の調査委員会の権限問題が討議された後、グラートバッハ議員は内相キュールヴェッター (Kühlwetter) に対して、流血事件の生じたポーゼン州の市町村官僚を念頭に置きながら、官僚について2つの質問を行なった。第一の質問は、「官僚の確定的な任命は、任命についての法律が發布されるまで行なわれてはならないのではないか」であった。すなわち、内相は以前、上級官庁によって市町村官僚が任命されることは適当でない、と云われたが、市町村官僚のみでなく、他の官僚についても何が決定的であるのか、われわれが規則に基づいて官僚の確定的任命が行なわれるようになるまで、暫定的に任命を中止すべきではないか、というのが質問の動機であった。

これに対する内相の回答は、「地方の行政が多様な方法で改革され、法律が目前に迫っているというのは正しい」。したがって、官僚の欠員が生じた時、確定的に充足され得ないというのは、市町村官僚のみでなく、郡官僚やより高級な官僚にも妥当する。しかし、統治には官僚が必要であり、司法官、森林官や税務官の任命は必要であるので、内閣としては質問に対しては否と答える、というにあった。¹⁾

これに対し、グラートバッハ議員は、^{クローネ}「王室との協定」の事情〔=憲法以前の事情〕のもとでは、どのような官僚が任命されなければならないかは不明であるにせよ、地方の住民 (Volk) に満足

が与えられなければならない、と述べた後、第二の質問に移った。質問は、「地方の平穏化と弱められた信頼の回復のため、地方の住民の好意が得られないか、または失われた官僚は、直ちに免職されるか、少なくとも暫定的に休職させられて、信頼される人によって一時的に補充され得るので、そうすべきではないのか」であった。

この質問への内相の回答は、「地方の住民の声は、ある者は賛成、ある者は反対であって、判断することはできない。法律は、第三者により表明された判断の基礎上で、ある官僚を解雇したり、休職させたりすることを許さない。われわれは、いかなる方法により官僚を解雇し、休職させるかの手続きを規定した法律をもつ。わたくしはこの法律を尊重しなければならない。法律以外で官僚を解雇したり、休職させたりせられない。無法を『地方の平穏化と弱められた信頼の回復のための』手段²⁾とは考えない」、であった。

以上のようにボーゼン州における流血事件にさいし、議会左派が地方住民の信頼できない官僚を直ちに更迭すべきであると主張したのに対し、内相は一時的な非難や政治的意向 (politische Gesinnung) を理由として官僚を罷免することは許されず、正確に規定され、明確に指示された刑罰に値する行為に対してのみ罷免され得ると答えたのである。法の尊重について、内相は、9月1日の国民議会の第48会期においても、根底において腹立たしい弊害であるにせよ、間もなく発効する人身保護令 (Habeas-Corpus-Akte) に従うと許されない家宅捜査 (Haussuchungen) が³⁾、規定 (Vorschriften) に従ってなお行ない得ると言明している。

しかし、同時に、プロイセン国家において、公権的、絶対主義的要素が継続的に作用しつづけている、との左派の恒常的な指摘には、その核心において正当な切望が存在することを、政府は明確に理解していた。内閣の支柱であるハンゼマン自身が、4月7日に、下の方では郡長に至るまでの一般的な人事政策的更迭 (ein allgemeines personalpolitisches Revirement) を行なうようにカンパハウゼンに迫った時、内閣の成功、不成功は、高級官僚層の「浄化 („Prifkation“)" に、ある程度まで依存していた。立憲国家においては、このことは大臣責任 (die Ministerverantwortlichkeit) を実現するための前提として認められていた事柄であったからである。⁴⁾

ハンゼマンのこの考えとの一致において、また恐らくはグラートバッハ議員の質問に刺戟されて、内相は7月15日に、蔵相とともに、すべての県知事 (Regierungspräsidenten) に対して、「現在の諸関係を照会した職務活動 (Amtswirksamkeit) を期待できない市長、郡長およびその他の官僚の活動を停止させること」を命令した。すなわち、内相にとり、「目下の統治制度を承認することを遠慮なく拒否し、それに対して故意に反抗する」官僚がなお活動していることは、絶対に我慢できないことであった。⁵⁾

以上からここで3点に注目しておきたい。第一は、議会と内閣がともに、官僚は「王室との協定」によって制定される憲法の規定に服する、という点において一致していたことである。この点は、軍隊との対比において重要となる。第二は、ボーゼン州の流血事件にさいし、暫定的に地方住民が信頼できない官僚を更迭すべきか否か、についての議会における、議会と内閣との意見の相違が、現実には、結果において、両者の意見の一致へと導かれた点である。すなわち、7月15日の蔵相と内相との命令により、宗教裁判官のような信念のかぎ廻り (inquisitorische Gesinnungsschüffelei) へと導く恐れのある命令により、官僚層の政治的関心と規律 (Politisierung und Disziplinierung der Beamtenschaft) における危険な道が打ちこわされたことによってである。

最後に、このことが、シュレージエンのシュヴァイドニッツにおける事件を契機に、国民議会左派により、官僚に対すると同じような命令が軍隊に対して要求される動機となったことである。これが内閣の命とりとなり、官僚と異なり軍隊は憲法の規定の外に存在しつづけることになる。したがって、ここで官僚と憲法の規定との関係を中心に、この後の官僚制度と政治制度の推移を一瞥した後、軍隊の考察に移ることにしよう。

1848年11月2日に成立したブランデンブルクーマントイフェル内閣から1858年の「新時代 („Neue Ära“)」の開幕までの10年間は反動の時代と特徴づけられているのであるが、反革命の到来を告げたこの内閣は1848年12月に憲法を議会の承認なしで制定した〔欽定憲法〕。しかし、議会においてこの憲法を修正するとの条件を付してであった。ところで、1849年4月に議会在3月28日に制定されたドイツ帝国憲法を承認した時、国王は議会を解散して戒厳状態を布告し、緊急令の助けでもって5月30日に三級選挙法 (Dreiklassenwahlrecht) を議会の承認なしで制定した〔新たなクーデター〕。ついで、この選挙法により選出された議会で欽定憲法が修正され、1850年1月31日にプロイセン憲法〔修正憲法〕が成立する。⁷⁾

こうしてプロイセンは「三月革命」を経て、絶対主義自身から立憲国家、法治国家へと移行したのである。しかし、ブランデンブルクーマントイフェル内閣は、一方では、「フランス立憲主義」の信奉者としてではなく、また他方では、封建的一身分制的王政復古を目標とする超保守主義者と対決しつつ、国王のように立憲主義への道を「悲しい光」として見るのではなく、憲法自身が提供する可能性を大規模に利用し尽して、君主国、官僚国家、軍事国家を維持できるように、立憲主義を保守的に再形成し、外見的立憲主義の極にまで拡張し、再構成する道を選んだ。⁸⁾

ここでの考察対象である官僚国家の維持について、内相マントイフェルは、議会を厳格に組織され、政治的に規律のある官僚政治の手段でもって、すなわち、立憲主義を統治機関でもって操縦し得ると確信した。そのためには、第一に、立憲的に制度化された国家において、官僚の国内法上の諸関係を根本的に変化させることを必要とした。すなわち、ヘーゲルの述べたような、官僚が仲介機能において政治的身分代表者として市民社会を代表すること、をやめたがゆえにである。⁹⁾第二に、この官僚を全国家的意志形成過程において、調整薬として利用することによってである。すなわち、国家的行政潜在勢力 (das staatliche Exekutiv-Potential) を社会的代議機関の政治的規律化と先決 (politische Disziplinierung und Präjudizierung des gesellschaftlichen Repräsentativorgans) のために投入することによってである。¹⁰⁾いうまでもなく、第一の問題は官僚制度にかかわる問題であり、第二の問題は政治制度に関する問題であるので、以下順を追って考察をすすめよう。

立憲制度へ移行した国家における官僚の国内法上の諸関係の根本的变化について、ブランデンブルクーマントイフェル内閣は、欽定憲法が第4条、第86条、第96条¹¹⁾において司法官僚と非司法官僚の法的地位についての規定を一般的方針の表示に限定し、詳細を後の立法に委ねたことを利用した。すなわち、内相マントイフェルは、官僚法 (Staatsdienergesetz) が発布されるまでの隙間を埋めるため、欽定憲法第105条¹²⁾に基づく緊急命令権により、1849年7月10日と11日に司法官僚および非司法官僚の職務違反に二つの懲戒令 (die Disziplinar-Verordnung) を発布したのである。

そのうち、裁判官に対しては、1844年以降の懲戒法 (das Disziplinalgesetz) と比較して改善がなされた。すなわち、懲戒処罰は、今後、正式の懲戒処分手続きの基礎上でのみ、控訴裁判所と

しての王立最高法廷のもとでの大懲戒判事会とともに、懲戒裁判所によって（von Disziplinar-gerichten mit dem Großen Disziplinarsenat beim kgl. Obertribunal als Berufungsinstanz）、および裁判所組織の変更にさいしてのみの転任によって専ら許されることになったのである。¹³⁾

これに対して非司法官僚に対しては、懲戒令において統治の純粹政治的目標が明白に表現された。第二章第20条（§ 20 Abs. 2）に従って、1850年11月10日の国王への内閣の報告（Immediat-bericht des Staats-Min. an den König, 10. 11. 1950）において、「免職は、官僚が忠誠の義務に違反するか、職務が必要とする気質（Mut）を活動によって示さないか、国家統治に対して敵対的に加担する罪を犯した時に、とくになされる」と述べた。これにより職務監督官庁（Dienstaufsichtsbehörde）が、「以前の立法に従って被告の意図に必要な特別の考慮」を甘くして、刑の測定（Strafbemessen）に算入することが拒否された。これに加えて、第94条において、政治的にとくに重要な一連の官僚を、職務の重要性において、いつでも暫定的に退職させることが国家統治のために可能となった。この所謂「政治的官僚層（die politischen Beamten）」に属したのは、國務次官（Unterstaatssekretäre）と本省の局長、州長官と県知事、検事、警視總監、郡長と外交勤務官僚であった。

さらに、1853年4月27日のフリードリッヒ・ヴィルヘルムの命令（die Ordre Friedrich Wilhelms vom 27. 4. 1853）は、統治政策に反する態度を明白に表現した官僚に厳しい打撃を与えた。しかし、より致命的であったのは、官僚の評価にさいして、懲戒令の告示以前の官僚の政治的態度が「審理（„Kognition“）」され得たことであり、「場合に応じて」実際に審理されたことであった。統治は最早中立を欲せず、その操舵に対する支持と積極的な尽力を要求し、昇進は正しい党派「信念」（Partei-„Gesinnung“）と活動に依存することになった。「行状リスト（die „Conduitenlisten“）」がとくに重要性をもったのであった。

この結果、とくに若い行政官僚が、採用と昇進のために、とりわけ農村において保守的になっていった。この点が政治構造に対して重大な影響を及ぼす一因となる。なお、1853年の命令は1859年10月に摂政の宮により廃止され、「数年の試験期間にかれの義務に違反した」すべての官僚¹⁴⁾に対して、昇進または昇給は国王の明白な認可でもってのみ決定され得ることになった。

1) Verhandlungen, Band 1, 382.

2) Ebd., 383.

3) Verhandlungen, Band 2, 166~168, insbesondere 167.

4) Vgl. M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 31.

5) Ebd., 31~32. なお、1848年7月15日の蔵相と内相による官僚に対する命令の全文については、Vgl. Verhandlungen, Band 2, 222.

6) Paul Geißen, Die preußische Handwerkerpolitik unter Otto von Manteuffel, Wuppertal-Elberfeld 1936, 10.

7) Thomas Nipperdey, Deutsche Geschichte 1800-1866, Bürgerwelt und starker Staat, München 1983, 679.

8) Günther Grünthal, Parlamentarismus in Preußen 1848/49-1857/58, Preußischer Konstitutionalismus-Parlament und Regierung in der Reaktionsära, Düsseldorf 1982, 221~222. T. Nipperdey, a. a. O., 681.

9) Vgl. R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 385ff. bes. 387.

10) G. Grünthal, Parlamentarismus in Preußen, 221.

11) これらの条文は以下の通りである。

第4条 すべてのプロイセン人は法の前で平等である。身分の諸特権は生じない。公職には公職に対して才能のあるすべての者が就くことができる。

第86条 裁判官は国王によって、またはその名において一生の間任命される。

裁判官は、法律が予見し、規定した諸理由による判決により、その官職を奪われることができ、一時的に免職されるかまたは不本意な他の場所に移されることができ、法律において指示した理由からおよび形態のもとでのみ恩給を与えて免職されることができる。

この規定は、裁判所の組織またはその管区の変更により必要となる転任には適用されない。

第96条 検事を含む裁判官身分に属さない官僚（Staatsbeamte）の特別の法律諸関係は、執行機関の選択において統治を不適当に制限することなしに、官職と所得の恣意的な剥奪に対して官僚に身分に照応した保護を与える法律によって規制されなければならない（Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Herausgegeben von Prof. Dr. Ernst Rudolf Huber, Band 1, Deutsche Verfassungsdokumente 1803～1850, Dritte neubearbeitete und vermehrte Auflage, Stuttgart 1978, 484, 491～492）。

12) 条文は以下の通りである。

第105条 法律と命令とは、それが法律により規定された形式において予じめ周知のこととされている時にのみ、拘束力をもつ。

議会が召集されていない時に、緊急のばあいには、全中央省庁の責任のもとで、命令が法の効力をもって発布され得るが、しかし、それは議会に、次の会期において直ちに議会の認可を得るために提出されなければならない（Ebd., 493）。

13) G. Grünthal, Parlamentarismus in Preußen, 347. ders., Grundlagen konstitutionellen Regiments in Preußen 1848-1867, Zum Verhältnis von Regierung, Bürokratie und Parlament zwischen Revolution und Reichsgründung, in: Gerhart A. Ritter (Hrsg.), Regierung, Bürokratie und Parlament in Preußen und Deutschland von 1848 bis zur Gegenwart, Düsseldorf 1983, 50～51.

14) G. Grünthal, Parlamentarismus in Preußen, 347～348. T. Nipperdey, a. a. O., 682.

以上のように、新懲戒令により、官僚はもはや中立を欲せず、統治航路に対する支援と積極的尽力を要求され、自由主義的で保守的な県知事と郡長は交代させられ、裁判官もまた配置転換されたのであった。こうして厳格に組織され、政治的に規律のある官僚層が形成された。この官僚層の形成を前提に、またこの官僚層を手段として利用することによって、議会に代表される社会を国家の意志形成過程へと転化し、立憲主義を統治機関でもって操舵しようとしたのである¹⁾。つぎにプロイセン議会制度における官僚の役割〔政治構造〕について述べるに先立って、「反動の時代」におけるプロイセン憲法の制定過程と議会の推移の概要を述べておこう。

1848年10月30日～11月1日におけるウィーンの反革命の勝利の直後の11月2日にブランデンブルク＝メントイフェル内閣が成立〔「反動の時代」の開幕〕⇒11月9日に内閣による議会のベルリンからブランデンブルクへの「緊急避難（rettende Tat）」の後、12月5日に議会を解散し、新創設議会において修正するとの留保条件を附して欽定憲法を公布⇒12月6日選挙法〔議会は2院制、上院議員は30歳以上の5,000ターラーの価値の土地所有者または500ターラーの年収または8ターラーの直接国税納税者により選出された40歳以上の男性、下院議員は普通、平等、間接選挙で国民より選出〕で召集された下院〔解散された国民議会とはほぼ同数の左派が選出〕がフランクフルト帝国憲法の承認とベルリンの戒厳状態解除を政府に迫ろうとしたため、1949年4月27日に解散〔所請「3か月議会（Dreimonatskammer）」〕⇒5月30日勅令で、1845年のライン市町村条例で導入されていた三級選挙法を導入〔新たなクーデター〕⇒7月10日と11

日に、欽定憲法第105条に基づく懲戒令発布⇒7月17日と27日の選挙〔民主主義者の選挙ボイコットと保守派の多数選出〕⇒両院で憲法修正〔市民軍と無条件の出版の自由削除、下院のための新選挙法を採用、1848年3月22日に約束され、同年12月5日の勅書に基づいて「修正の後直ちに」行なわれるはずであった軍隊の憲法宣誓を否定、立憲的方向での改善としては緊急命令権の制限＝全体としてベルギー憲法の模範に依存、個人の諸権利を認めつつ、しかし、国家の統治権は神の恩寵による（von Gottes Gnaden）王権に由来、立法権は国王と両院に平等に帰属、但し、両院は才出承認の権利をもち、国家予算は法律により確定、上院の構成を変更し、南ドイツの諸憲法に類似した、王室の親王、シュタンデスヘル、大土地所有の家門の家長＝世襲議員と少数の国王の任命する一代限りの議員から構成＝財産団体（Besitzkörperschaft）から貴族団体（Adelskörperschaft）、貴族院（Herrenhaus）への移行＝1853年5月7日の法律に基づき、1854年10月12日の勅令により構成が決定〕⇒1850年1月31日に修正憲法発布⇒1851年に州等族（Provinzialstände）と身分制郡議会（die ständische Kreistage）の再建計画を契機に、M. A. v. ベートマン＝ホルヴェーク（Moritz August von Bethmann-Hollweg）を中心に外交官と官僚の保守的－自由主義的グループが、国王の側近に位置する「右の」内閣ゲルラッハ（ein „rechtes“ Ministerium Gerlach）に対抗して皇太子の側近に位置して「左の」内閣である、機関誌の名から「週刊誌党（Wochenblattpartei）」と名づけられたグループを形成〔反動内部の分裂、マントイフェル内閣は両者の中間に位置して操舵〕⇒1852年10月～11月の選挙⇒1855年秋の選挙〔悪評の高い「郡長議会（Landratskammer）」〕⇒1858年の選挙〔「新時代」の開始（Beginn der „Neuen Ära“²⁾）〕。

「反動の時代」におけるプロイセンの憲法制定過程と議会の推移とは以上の如くであったが、この時期における官僚の議会への道を平坦にしたのは修正憲法第78条であった。そこでは官僚が議員となるのに賜暇（Urlarb）³⁾を必要としないと規定されたのである。そして、官僚と議員とは修正憲法第108条により、国王に忠誠と服従の宣誓をすると同時に、憲法の誠実な遵守を誓約することとされた。すなわち、第108条「両院の議員とすべての国家官僚は国王に忠誠と服従の宣誓をなし、憲法の誠実な遵守を誓約する。軍隊の憲法への宣誓は行なわれない」⁴⁾。

ここで3点に注目しておきたい。第一に、既述のように一般国法第2部第10章第二条と第三条において、文武官は、君主への忠誠と服従の義務および国家に対する誓約と義務、に基づいて勤務する、とされたのに対し、ここでは、議員と官僚の国王と憲法への宣誓、とされた点である。これは君主への忠誠と服従を共通の基盤としつつも、官僚的絶対主義から外見的立憲主義への移行を表現しているといえよう。第二に、後述との関連では、軍隊が憲法への宣誓を行なわないとされた点であり、この点で官僚と異なる点である。最後に、ここでの論述との関連では、議員と官僚の国王と憲法に対する二重の義務が、官僚の良心の葛藤（Gewissenskonflikt）の発端となった点である。官僚は専ら任用者としての国王に忠誠と服従の義務を負うのみでなく、同時に、憲法の「誠実な遵守」をも義務づけられたからである。すなわち、官僚（Staatsdiener）としては、懲戒令のもとで統治航路に積極的に尽力しつつ職責に従うことを求められ、議員としては、自由な確信に基づき、命令と指令（Aufträge und Instruktion）の拘束なしに、修正憲法第84条の規定に従い、「意見」を公表し、投票することを求められたからである。このことから、懲戒令にもかかわらず多くの官僚の職務違反が生じた時、官僚層の買収（ein Korrumpierung des Beamtenstandes）⁵⁾の危険が伏在することになった。事実、50年代に進行した「時代の浅薄な物質主義」と58年以来強まった多くの官僚の貨幣の窮迫により、「新時代」を経た60年代にこれが顕在化し、63年4月20日のビスマルクの訓令（das Reskript Bismarcks, 20. 4. 1863）により各州の州長

官に求めた官僚の政治的行状（die politische Haltung der Beamten）についての調査報告においても明らかにされたのであった。⁶⁾

ところで、立憲国家のもとで君主国、官僚国家を維持するためには、懲戒令とともに三級選挙法が重要な役割りを果たした。1949年5月30日の勅令で導入された三級選挙法は1845年のライン市町村条例を模範としていた。⁷⁾したがって、時代遅れの保守的な選挙法ではなかった。すなわち、選挙人を土地所有に基づく身分制的観点に従って区割りするのではなく、租税給付（Steuerleistung）に基づくブルジョアの原理に従っていた。但し、それは財産評価に基づく選挙権（Zensuswahlrecht）であって、普通選挙権の原理（Prinzip des allgemeinen Wahlrechts）⁸⁾に従ってはいたが、不平等選挙権であり、新たな非市民的特権秩序を創出するものであった。

下院議員選挙についての条例の要点はつぎの如くである。① 地方長官に種々の県に属するいくつかの選挙区を一つに纏める権限が賦与、② 第1次選挙人は24歳に達し、市民権を失ったことのない自立的なプロイセン人で6か月以上市町村に居住している者、③ 250人ごとに1人の第2次選挙人を選出、④ 第1次選挙人は各選挙区における直接国税〔階級税、地租、営業税〕の総額を基準に三等級に区分、⑤ 第1等級に属する第1次選挙人は納税総額の3分の1に達するまでの最高の租税負担者からなり、第2等級は最高に次ぐ租税負担者からなり、最後の納税総額の3分の1を負担する第3等級は最も低い租税負担者からなり、各等級が第2次選挙人の各3分の1を選出、⑥ 被選挙権は30歳以上に達し、1年以上プロイセン国籍を有し、市民権を失ったことのない者、⑦ 1849年5月31日の「施行細則」により投票は秘密ではなく、公開で実施。以上である。⁹⁾

不平等選挙の結果、1849年7月17日ないし27日の選挙においては、第1等級の第1次選挙人は4.7%、第2は12.6%、第3は82.7%となり、各々が3分の1の第2次選挙人を選出した。投票者数は、民主派の棄権の呼びかけもあり、第1等級が35.4%、第2が44.7%、第3が28.6%であった。¹⁰⁾不平等選挙権が導入された理由は、既述のように1848年4月8日の普通、平等、間接、秘密の選挙法により選出されたプロイセン国民議会が「下層民議会」の様相を呈し、12月6日の選挙法により同じ方法で選出された下院が、保守主義者の表現に従うと「殆んど共和主義的」構成となり、ドイツ帝国憲法の承認とベルリンの戒厳状態の解除を政府に迫ったのに対し、財産評価に基づく選挙の実施された上院が右翼自由主義的—保守的妥協の結果したことに基づいていた。¹¹⁾1849年7月のプロイセン下院の選挙結果を議員の社会的出自を中心に示したのが第31表であり、1848年5月の選挙結果と比較したのが第32表である。¹²⁾¹³⁾

以上よりの注目点は、まず、議員のほぼ半数が官僚インテリゲンチヤ出身であり、第32表の1848年5月選挙との比較をさらに敷衍して述べると〔本稿(10)の第28表と比較〕、そのうち東部諸州においては土着貴族であった郡長が7名から47名へと約7倍増大したのに対し、裁判官が68名から39名へと半減し、小ブルジョア出身の下級官僚が44名から13名へと3分の1にまで減少したことである。加えて、大土地所有者が27名から78名へと3倍増大し、小ブルジョアが85名から26名へと3分の1に減少したことである。この結果、プロイセン下院の性格が反政府的「下層民議会」から政府に忠実な議会へと変化したことが明瞭であろう。¹⁴⁾

こうした結果が生じたのは、既述のように民主派の呼びかけに応じて投票を棄権した圧倒的部分が第3等級の有権者であり、当時の言葉では「民主的な思想を抱く部分」であったことに起因

第31表 プロイセン下院（1949年）議員の社会的出自
（1849年5月30日に条例により召集）

	プロ イ セ ン	ブ ラ ン デ ン ブル ク	ポ ン メ ル ン	シ レ ジ ヤ	ボ ー ゼ ン	ザ ク セ ン	ヴ ェ ス ト フ ァ ー レ ン	ラ イ ン 州	総 計
A 大土地所有者									
1 貴族	4	3	6	10	7	2	1	2	35
2 ブルジョア	11	4	2	7	5	4	6	4	43
	15	7	8	17	12	6	7	6	78
B 大ブルジョア									
1 商人	2	—	1	1	—	—	2	3	9
2 工場主	—	—	1	2	1	1	2	2	9
	2	—	2	3	1	1	4	5	18
C インテリゲンチヤ									
I 官職にあるもの									
1 高級官吏	3	11	3	4	3	5	5	15	49
2 郡 長	11	4	3	8	4	7	1	9	47
3 市町村吏員	—	3	1	1	—	4	3	2	14
4 裁判官	9	5	1	5	3	3	7	6	39
5 大学教師	—	3	1	1	—	2	—	—	7
6 上級学校教師	1	—	—	—	1	—	1	1	4
8/9 僧侶・牧師	3	1	—	4	2	1	1	3	15
	27	27	9	23	13	22	18	36	175
II 自由職業者									
2 弁護士	3	5	5	3	2	2	2	2	24
3 哲学博士	—	—	—	—	—	—	1	1	2
4 出版業者	—	—	1	—	—	—	—	—	1
7 博士	—	—	—	1	—	1	—	3	5
8 医師	1	—	—	—	—	—	—	—	1
	4	5	6	4	2	3	3	6	33
D 小ブルジョア									
I 官職にあるもの									
1 国家官吏	—	—	1	1	—	1	—	1	4
2 市町村官吏	2	1	—	1	—	—	—	—	4
3 裁判所下級職員	1	—	—	2	—	1	—	1	5
	3	1	1	4	—	2	—	2	13
II 自由職業者									
1 農民	2	—	2	9	—	2	1	2	18
2 商人	1	1	1	1	—	—	—	—	4
3 手工業者	1	—	—	2	1	—	—	—	4
	4	1	3	12	1	2	1	2	26
E 農業労働者	1	—	—	1	—	—	—	—	2
F 軍人	1	3	1	1	—	1	2	—	9
G 無職	—	1	—	—	—	—	1	—	2
	57	45	30	65	29	37	36	57	356

第32表 1848年5月のプロイセン国民議会選挙と1849年7月のプロイセン下院選挙の結果の比較

	1848年	1849年
大土地所有者	7.0%	22.8%
大ブルジョア	2.5	5.0
官僚のインテリゲンチヤ	49.6	49.7
自由職業のインテリゲンチヤ	6.5	8.7
小市民出身の官僚	11.1	3.4
小市民出身の自由職業者	21.2	7.3
労働者	0.5	—
農業プロレタリアート	—	0.7
軍人	—	2.0
無職	1.6	0.7
合計	100.0	100.0

し、事実、民主派議員はボイテン出身のカトリック僧侶1名が選出されたに留まったのである。¹⁵⁾しかし、その後の、1852年と55年におけるプロイセンの下院議員選挙を考察するさい、この1849年7月17日ないし27日の選挙の直前に発布された、7月10日と11日の上述の懲戒令が、重大な影響を及ぼすことになるのである。

官僚は議員として政治的に重要な役割りを果たしたのみでなく、また選挙人としても、さらにとりわけ選挙の実施にさいして、国家機関として、すなわち選挙人に対する組織者、宣伝者として機能することにおいても、最後に屢々選挙委員と議員候補者を同一人で兼ねたことによっても政治的に重要な役割りを果たした。¹⁶⁾

まず、選挙民としての役割りについてみると、1849～1852年のプロイセン国家において、国家により操舵可能な官僚の数は、反対派により官庁資料に基づいて作成された統計に従うと、つぎの通りであった。一般的プロイセン行政（die allgemeine Landesverwaltung）において28,676官僚が、司法（die Justiz）において22,969名がいる。これに加え、宗教、教育、衛生の各業務を担当する中央省庁に管轄される医師、聖職者、教職者が46,302人おり、以上3グループに加え、さらに38,588の町村（Landgemeinde）における町村長と参審員および公職者（die Schulzen und Schöffen bzw. Amtmänner）と、982の都市（Stadtgemeinde）における市長、市参事会員と助役（die Gemeindevorsteher, Städträte und Beigeordneten）および地区警察官僚としての区長（die Bezirksvorsteher als Lokalpolizeibeamte）がおり、これに加え、農村の12,000～14,000の警察公権をもつ騎士領の所有者（die Besitzer der 12,000～14,000 Rittergüter des Landes als Polizeibrigkeiten）が存在する。以上から、広義において直接または間接に官僚として把握し得る総数は、ほぼ23万人に達する。この結果、自由人として投票し得ない、「原則（das Prinzip）」に従わなければならない官職に就いている第1次選挙人は、10人に1人に達したのであった。¹⁷⁾

つぎに、選挙にさいしての選挙民に対する組織者および宣伝者としての役割りについてみると、三級選挙法の特別の諸条件、とくに選挙手続きの公開と口頭（die Öffentlichkeit und Mündlichkeit des Wahlverfahren）のもとで、新懲戒令は、政治利害に副って実行可能な党派性の方向へ政治的局面を導くために、官僚を利用することを完璧にした。そのさい、行政官僚、とりわけ郡長が保守的一統治的選挙の組織者となった。このことは1852年と1855年の選挙においてそうであったの

みでなく、周知のように異った結果を招来したにせよ、1862年と1863年の選挙にも妥当したのである。¹⁸⁾

郡長は官僚として国民軍の召集部隊（das letzte Aufgebot an Beamten）を形成した。郡長は、一面では1852年7月21日の懲戒法（das Disziplinalgesetz vom 21. Juli 1852）の政治的官僚の特別規定（Sonderregelung）の適用領域のもとに置かれ、他面では相対的に選挙に対して最良の展望をなし得る地位にあり、加えて少なくとも統治の一部を形成する政治的目標の設定に副って行動し得たからである。¹⁹⁾この点を、悪評高い「郡長議会（Landratskammer）」を生み出した1855年の選挙についてみておこう。

この選挙では、選挙にさいしての官僚の特別の役割りをめぐって、力を増大しつつあった「週刊誌党」と国王や保守派との意見が対立するなかで、²⁰⁾1855年9月7日の内務省の回状（Zirkular des Min. d. Inn. v. 7. 9. 1855）において郡長は次の全選挙事務（das gesamte Wahlgeschäft）の主要責任を担うことが強要された。すなわち、郡長は、①鑑定による見解に基づいて選挙区の区割りに決定的に関与し、②出版物を監視し、目前に迫った選挙を展望して月々の報告を詳細に作成し、③あらゆる機会を捉えて、その都度かれらの郡新聞（Kreisblatt）により、「困難なヨーロッパの諸関係のもとで」祖国が中央政府の恩恵を蒙っていることを明らかにするように配慮し、④郡内を旅行して、保守的人間を結集し、候補者リストを作成し、議員候補者としての「真面目な志向をもつ」志願者と話し合いをしなければならず、⑤郡のすべての有力者の權威を利用して、保守的選挙人が選出されるように配慮し、その関心を予じめ信頼できると決めた候補者に向けさせ、⑥保守的候補者が指名されるように配慮するか、または保守票の分散を防止しなければならず、⑦最後に、期待に反した選挙結果となったばあいには詳細な仕末書（Rechenschaft）を提出しなければならない。以上である。なお、この内務省の回状は、多くのばあい、県知事の指令（Anweisung der Regierungspräsidenten）により追加的に強化され、郡長は屢々期待以上の行動をしたのであった。²¹⁾

最後に、1852年と55年の選挙結果を、郡長の議会進出を中心に一瞥しておこう。²²⁾まず、1852年11月3日の下院選挙の結果を、政治的視点に基づいて表示したのが第34表である。²³⁾ここでの特徴は、11月8日のケルン新聞と11月7日の新プロイセン〔十字〕新聞の言葉を借りると、一面では

第34表 政治的視点に基づく1852年のプロイセン下院選挙の結果

州	保守派	カリトック 保守派	カトリック 反対派	反対派	ポーランド 人	不確定者	合 計
プロイセン	40	4	—	10	—	—	54
ブランデンブルク 〔ベルリン〕	39 [5]	—	—	6 [1]	—	—	45
ポメルン	24	—	—	1	—	—	25
シュレージエン	49	—	2	10	—	5	66
ボーゼン	16	—	—	—	14	—	30
ザクセン	28	—	—	6	—	4	38
ヴェストファーレン	7	4	4	16	—	—	31
ライン+ジグマリンゲン	12+2	11	9	29	—	—	63
邦	217	19	11	78	14	9	352

第35表 政治的視点に基づく1855年のプロイセン下院選挙の結果

州	全議員数	決定的与党	反対派	カトリック	ポーランド人	不確定者	1852年よりも増加した与党
プロイセン	54	35	6	3	—	10	ほぼ 7
ポーゼン	30	23	—	—	6	1	〳 8
シュレージエン	66	41	6	11	—	8	〳 12
ブランデンブルク	45	30	11	—	—	4	〳 2
ポメルン	25	21	2	—	—	2	〳 4
ザクセン	38	33	2	1	—	2	〳 4
ヴェストファーレン	31	8	7	13	—	3	〳 8
ライン+ジゲマリンゲン	63	14	7	26	—	16	〳 8
合 計	352	205	41	54	6	46	〳 53

第36表 1852年選挙と比較した1855年選挙結果におけるプロイセン下院議員の職業別構成

職 業	Haus der Abgeordneten 1855/56	II. Kammer 1854/55	したがっていまや	
			増 大	減 少
1. 大 臣	7	7	—	—
2. 郡 長	72	48	24	—
3. その他の行政官僚	30	29	1	—
4. 将 校	4	3	1	—
5. 検 事	12	6	6	—
6. 司法官僚	44	42	2	—
7. 弁護士	5	4	1	—
8. 市町村と団体官僚	16	23	—	7
9. 教会官僚と僧侶	22	16	6	—
10. 教授, 教師, 医師	3	10	—	7
11. 退役将校	15	13	2	—
12. 退職文官	18	22	—	4
13. 農場所有者	79	104	—	25
14. 商人と工場主	16	19	—	3
15. 金利生活者	6	5	1	—
合 計	349	351	44	46

「左右の議会内党派（die „rechte und linke Fraktionen“）」による「中央派の敗北（Verlust der Mitte）」であり、他面では「国土の東西二大部分の間での危険な度合にまで達した対立（einer in „bedenklichen Maße gesteigerten Gegensatz zwischen den beiden großen Landeshälften“）」であった。²⁴⁾

下院の社会構成は、1852年11月10日に選出された上院と大局的に類似していた。²⁵⁾これを第33表に示した1949/50年の構成と比較すると、この表の議員等の数値と多少の相違があるが、①大土地所有の代表が増大して89名となり、議員数全体の4分の1に達し、②商人と営業者出身が7.4%から6.3%へ下降し、③郡長が48名から56名〔うち7名は退職または休職を命じられた者〕へ、13.7%から16%へと増加し、第二の大グループとなり、④市町村官僚および団体官僚（Gemeindebeamte bzw. Korporationsbeamte）は48名から31名に減少し、⑤国务大臣10名〔6名現役、4名は前大臣〕、退職者7名を含む国家官僚47名、司法官僚44名が選出された。これに郡長と12名の

将校を加えると、軍人を含む直接、間接の官僚議員は130名から167名へと、37%から48%へと増大したのである。²⁶⁾この傾向、とりわけ郡長の進出は1855年の選挙においてより顕著となった。

政治的視点からみた1855年選挙の結果は第35表の如くである。²⁷⁾この表から、既述の郡長の活動の結果、政府にとり事実上の「安定」多数（eine tatsächlich „sichere“ Überzahl）が達成されたことが明瞭である。これは、1849年以来増大しつづけたプロイセン議会の官僚主義化（Bureaukratisierung des preußischen Parlaments）の過程が絶対的な新しい頂点に達した結果であり、この点は、議員の職業別構成を1852年の選挙結果と比較した第36表から明らかである。²⁸⁾

この表から注目される点は、①「現役国家官僚（die „aktive Staatsdiener“）」の数は188名から215名へ、33%から61%へと上昇し、②直接的、「政治的」官僚は125名に達し、26%から35%へと増大し、③郡長は東部6州より59名、西部2州より14名、計73名が選出され〔第36表の数字と相違〕、²⁹⁾プロイセンにおける329名の郡長のうち、ほぼ4分の1が下院議員となった点である。

以上のように、「三月革命」挫折の結果として、「反動の時代」に、後述するように立憲化の進行が必然化するなかで、懲戒令と三級選挙法を楯杆として、プロイセン官僚を保守派へ取り込み、これを議会へ送り込むことにより、官僚制度と議会制度を反動の陣営の影響のもとに置いたのであった。つぎに、「新時代」を経て北ドイツ連邦から新ドイツ帝国形成、さらにワイマール期に至るまでのプロイセン官僚制度について、簡潔な考察を加えた後、プロイセン国民議会における軍隊をめぐる討議へとすすむことにしよう。

1) T. Nipperdey, a. a. O., 682.

2) 以上については、差当り F. Hartung, a. a. O., 256～258, 260, 訳, 358～360, 363ページ, ゲルハルト・シルファート『ドイツ三月革命の研究—民主的選挙権闘争の勝利と敗北—』203～204ページ, 347ページ以下および383ページ以下, 望田幸男『近代ドイツの政治構造—プロイセン憲法紛争史研究—』ミネルヴァ書房, 1972年, 75～80, 83～84ページ, T. Nipperdey, a. a. O., 680, 683, を参照せよ。

3) G. Grünthal, Grundlagen konstitutionellen Regiments in Preußen, 51. なお、修正憲法第78条は以下の通りである。

「各議会はその議員の資格確定を検査し、これを決定する。各議会は議院規則によりその議院の活動（Geschäftsgang）とその規律を規則だて、議長、副議長、書記を選出する。

官僚は議会に入るためにいかなる賜暇も必要としない。

議会が有給の国家官僚を受け入れ、国家勤務において、非常に高い地位または非常に高い俸給（ein höherer Rang oder ein höheres Gehalt）が伴う官職を勤める時には、議員は議会における議席と発言権を失い、議会におけるかれの地位を新しい選挙によってのみ再び獲得し得る。

いかなる者も両院の議員ではあり得ない」（Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 1, 510）。

なお、1849年11月27日の第75会期に、ヴァハラー（Wachler）は正当にも両修正議会（beide Revisionskammer）が官僚議会（Beamtenkammern）であると指摘し、その後下院その他で官僚の議会への進出を少くとも間接的に困難にする試みがなされたが、実効をもつに至らなかった。

1849年10月27日の第43会期における、官僚議員に対して法の規定する割合に従って勤務上の代理の費用を義務づける提案は、1855年3月10日の第24会期で H. ワーゲナー（H. Wagener）が述べたように、日当により財政的に保証された議員の快適さと、恐らく政治的検証のおかげで早められる昇進という実益、とを結びつけるような官僚による、議院議席の引き受けの誘惑に課税するのに、事実適していた。しかし、両院の間で、差し引かれる代理費用の額について的一致が得られなかったため、試みは失敗し、欽定憲法の規定に留まった。

また、この代理費用と日当についての法律を再び成立させ、官僚が議員になったさい、勤務上の賜暇認可を必要とするとの試みが、1850/51年と1851/52年の会期においてなされたが、内相の議案（die Vorlage）は未決に留まり、それ以上の進行をみなかった。これは官僚層に対して必要な懲戒を考える理由は存在しないという最良の情況証拠であった。

さらに、1851年1月1日に、内相 v. ヴェストプハーレン（v. Westphalen）が州長官への回状命令において、少なくとも勤務期間の間、僅かの例外を除き、官僚議員に対して一般的効力をもつ原則、「……一つの精神、一つの意志が全行政に吹き込まれなければならない」を打ち出した。実際に、後述するように、官僚は政治的に議員として重要であったのみでなく、選挙人として、就中選挙の遂行にさいしての国家機関としても機能し、国家により操舵可能な官僚層が、直接、間接に議会に対して影響力と浸透力を及ぼしつづけたのであった（Vgl. G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 348～349）。

- 4) *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd. 1, 513～514.

- 5) 修正憲法第84条は以下の如くである。

第84条 両院の議員は議会における投票に対して決して責任を追及されてはならず、議会において述べた意見に対しては議院規則の基礎上で（第78条）議会内部においてのみ責任を追及され得る。

いかなる議員も、その行為の実行のさい、または行為の実行の次の日の間に取り押えられた時以外において、議会の承認なしで会期の期間中に刑罰で脅かす行為のため取り調べられるか、逮捕され得ない。

同様の認可は罪過のための逮捕にさいしても必要である。

議員に対する刑事訴訟手続きと未決拘留または民事上の拘留は、当該議会がそれを欲する時には、会期の間取り消される（*Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd 1, 510）。

- 6) G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 221, 346. ders., *Grundlagen konstitutionellen Regiments in Preußen*, 51, 52, 53～54.

なお、この「良心の葛藤」は、52年に下院選挙へ再出馬することを求められたアルンスベルク県知事 E. v. ボーデルシュヴィンク（Arnsberger Regierungspräsident Ernst, v. Bodelschwingh）が9月に国王宛に出した断り状において明白に示されている。すなわち、「高級行政官僚は政府の最も親密な機関であり、……政府と協力しなければならない。私の見解が受け取った命令と一致しない時も、私は官僚として服従し、すすんで従うことを完全に認め、かつ知っている」。しかし、議員は行動してはならず、「かれの意見のみを表明しなければならない」。……「この必要性が高級行政官僚に当てはまるとすれば、政府の威信を弱めるという矛盾が明白となる。高級行政官僚が政府の威信から逸脱すれば、かれの義務に違反する。そこでは正しい道に従うことが困難であり、外に対して独立の外観を維持することはなお益々困難である」と（G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 350～351）。

- 7) ゲルハルト・シルファート、前掲書、334ページ、H. Boberach, *Wahlrechtsfragen im Vormärz*, 10.拙著『ドイツ産業資本成立史論』168, 173ページ。M. Botzenhart, *Deutscher Parlamentarismus*, 746. G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 69, 88. なお、1845年のライン市町村条例における三級選挙法については、Vgl. H. Boberach, a. a. O., 102～103. 三成賢次「三月前期プロイセン・ライン州における地方自治制度の形成とその構造」阪大法学、第123号、1982年8月、102～104ページ、を参照せよ。

- 8) T. Nipperdey, a. a. O., 680.

- 9) シルファート、前掲書、347～349ページ。なお、直接国税総額を基準とした結果として、まず納税総額に基づく等級区分は有産階級（die Vermögen besitzende Klassen）に有利に作用し、つぎに地租においては不動産に有利に、最後に営業税においては動産に有利に作用した。これと異なり、租税最高額が比較的低く年144ターラに定められていた階級税においては、所謂中間層〔農民的財産と都市中間層〕が高い比率を占め、統計では「全小財産（ganz kleiner Besitz）」と記されていた第三階級と「労働者階級」の250万人の第1次選挙人がこれに該当し、多数の第2次選挙人を選出する見透し

はなかった（G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 88～89）。

- 10) T. Nipperdey, a. a. O., 680. M. Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 64. なお、選挙区を例示しての各等級の有権者比率については、シルファート、前掲書、385～390ページ、を参照せよ。
- 11) T. Nipperdey, a. a. O., 680.
- 12) シルファート、前掲書、427ページ。
- 13) 同書、392～393ページ。

第33表 プロイセン国民議会と1849年の下院および1849/50年の
下院の議員の社会的出自の比較

	プロイセン国民議会		1849年の下院		1849/50年の下院	
高級官僚	32	8.10	38	10.86	49	13.76
郡 長	7	1.77	19	5.43	47	13.20
中級官僚	7	1.77	9	2.57	4	1.12
市長と市町村官僚	27	6.84	25	7.14	18	5.06
行政官僚 総計	73	18.48	91	26.00	118	33.14
裁判官	68	17.21	69	19.71	39	10.96
その他の司法官僚	19	4.81	15	4.29	5	1.40
司法官僚総計	87	22.02	84	24.00	44	12.36
将校			7	1.97	9	2.52
外交官						
その他の国家官僚 総計			7	1.97	9	2.52
大学教師	5	1.27	8	2.29	7	1.97
高等学校教師	10	2.53	6	1.71	4	1.12
その他の教師	11	2.78	11	3.14		
教職者 総計	26	6.58	25	7.14	11	3.09
プロテスタント僧侶	29	7.34				
カトリック僧侶	22	5.57				
僧 侶 総計	51	12.91	27	7.71	15	4.21
弁護士と法律顧問	5	1.27	8	2.29	24	6.74
医 師	12	3.04	10	2.85	1	0.28
著述家とジャーナリスト			1	0.29		
哲学博士	1	0.25			2	0.56
法学博士	1	0.25	2	0.57		
博 士			6	1.71	5	1.40
職業指示のない学位授与者 総計	2	0.50	8	2.28	7	1.96
大商人	2	0.50	4	1.14	9	2.53
商 人	21	5.32	13	3.71	4	1.12
工場主	8	2.03	5	1.43	9	2.53
出版者と書籍商	8	2.03	2	0.57	1	0.28
経済的職業総計	39	9.88	24	6.86	23	6.46
貴族的大土地所有者	12	3.04	16	4.57	35	9.83
市民的大土地所有者	15	3.79	23	6.57	43	12.08
農場経営者	46	11.65	15	4.29	18	5.06
農場所有者と農場経営者 総計	73	18.48	54	15.42	96	26.97
手工業者	18	4.56	5	1.43	4	1.12
その他の職業	2	0.50	5	1.43	2	0.56
指示のない者と不明者	7	1.77	1	0.29	2	0.56
把握された議員総数	395	99.99	350	99.96	356	99.97

- 14) 同書, 391～392ページ。
- 15) 同書, 387～390, 393ページ。なお, 1848年5月選出のプロイセン国民議会および同年12月と1849年7月選出の下院の議員の社会的構成をより詳細に比較した第33表 (M. Botzenhart, *Deutscher Parlamentarismus*, 517) をも参照せよ。
- 16) G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 349. ders., *Grundlagen konstitutionellen Regiments in Preußen*, 51.
- 17) G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 349.
- 18) G. Grünthal, *Grundlagen konstitutionellen Regiments in Preußen*, 51.
- 19) G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 351.
- 20) Vgl. Ebd., 425～428.
- 21) Ebd., 428～429. なお, ①の区割りについては, 1852年に設定された155の選挙区のうち, 76が郡長により変更されたが, そのうち61で反対派が勝利したため, 失敗に帰した。また選挙法規則第3条 (§ 3 der *Wahlrechts-Verordnung*) における「住民の基準に従って」選挙区が形成されなければならないとの規定は, ライン州において断固として無視されたことが印象的である, といわれている (Ebd., 429～430)。以上より, 郡長が保守派の議会進出に成功したのは, 騎士領所有者の力の強い東部諸州の農村地帯を中心に行っていたことが窺えよう。
- 22) なお「反動の時代」における下院の4つの選挙〔①1849年1月の所謂「3か月議会」の選挙, ②議会の承認なしで実施された三級選挙法に基づく最初の1849年7月選挙, ③1852年10/11月選挙, ④1855年秋の選挙, なお1858年選挙は「新時代」の開始を告知〕についての研究は, ライン州の二三の郡を除き, なお存在していない。プロイセン全土に対して僅かに伝承されたデータは統計局の出版物 (*die Veröffentlichungen des Statistischen Bureaus*) に基づくものであり, それは不完全なうえ詳細なものが存在していないからである。それは, プロイセン議会制度に対する無関心という事情のもとで, 個々の選挙のシステムや一般的政治情勢の相違を説明するのに十分とみなし得ないものである (Vgl. Ebd., 317～318)。
- 23) Ebd., 340.
- 24) Ebd., 340～341.
- 25) 上院の社会構成については, Vgl. Ebd., 343. なお, 上院が, 既述のように, 選挙人, 被選挙人ともに財産基準により制限されていた財産団体から貴族団体, 貴族院へ移行するのは1854/55年においてである (Ebd., 317)。
- 26) Ebd., 343～344.
- 27) Ebd., 445.
- 28) Ebd., 446.
- 29) Ebd., 445～446.

このように「反動の時代」には, 懲戒令と三級選挙法とにより, 立憲国家, 法治国家への時代の流れのなかで, 君主国家, 官僚国家を維持することに成功したのであった。しかし, そこではすでに, それが内包する矛盾と限界とが, 懲戒令についても, 三級選挙法についても露呈していた。

懲戒令についてみれば, 既述のように, 官僚が議会に進出するに当り, 官僚としては懲戒令に服し, 議員としては憲法第84条の規定に従わなければならないとのジレンマから, 1852年に国王より議会へ再出馬するよう要請された, アルンスベルク県知事 E. v. ボーデルシュヴィンクがそれを拒否するという事態が生じた。また, 官僚議員のなかから公然と反対派に与し, 政治的セッションを惹起した者も生じた。かれらは, 懲戒令により強制的待令 (*zwangsweise Dispositionsstellung*) に付された後, 正義の殉教者として直ちに反対派が多数を占める選挙区の候

補者とされ、反対派により真の官僚の良き伝統の輝かしい例として賞賛された。

さらに、特に明白な政治的意味をもった投票にさいしては、屢々官僚議員の無断欠席が生じた。その多くの場合は、一方で憲法を尊重すると宣誓させられ、他方で明らかな法の歪曲に対する抗議を忠誠義務の違反として追及すると脅迫されるという、制度自身が不健全であるとの感覚が、外へ現われた以上に拡大していたことへの情況証拠であった。以上から、1855年選挙の結果としての「郡長議会」は、統治の強さよりもむしろ統治の困惑への兆候を示すものであった。¹⁾

三級選挙法については、それは保守派と自由派の妥協戦略（eine konservative-liberale Kompromißstrategie）により成立した。²⁾すなわち、政府主導のもとで、直接税の納入を基準としたのは、職能団体権的または職能身分的基礎（korporationsrechtliche oder berufsständische Grundlage）に基づいて、①地租で不動産、とくに土地の所有者への選挙権を、②営業税で都市の動産所有者、③階級税で「労働の代表」への選挙権を構想したからであった。³⁾そして、①不平等選挙権とすることで、当時の統計において「極めて小財産（„ganz kleiner Besitz“）」および「労働者階級」に分類された、「三月革命」期の運動の担い手となった層の影響力を弱めることにより、妥協の共通の基礎を築いたうえで、②公開選挙等により、「君主政の核（Kern der Monarchie）」である東エルベ地域における大土地所有の利害を保障し、③納税額による制限選挙とすることで、既述の1845年のライン市町村条令や、1848年3月12日発布のベルギー選挙法〔ロジェ選挙法〕を模範として構想したカンプハウゼン内閣の選挙法、またフランクフルト国民議会における右翼自由派（die Rechtsliberalen）の段階的または強度の制限選挙権（ein gestuftes oder stark beschränktes Wahlrecht）の主張と合致させ、ライン大ブルジョア層の利害をも満足させたのであった。⁵⁾

しかし、根底において保守派が納税額を基準とする選挙法に反対であったことに示されるように、⁶⁾既述のようにイギリス産業革命の経済的側圧に対して「営業の自由」の実施とドイツ関税同盟の形成とによる自由な市場経済を基礎に、営業局による工業化への起爆が推進された後、「三月革命」を経て1873年まで、1857年と1866年の二度の経済恐慌による中断を除き、比類のない高景気と高成長のもとで「工業化への本来的突破（der eigentliche Durchbruch der Industrialisierung）」が遂行されたことにより、ブルジョアジーが高額納税者へと推し上げられ、自由派の力が増大していく時代の流れに抗することはできない状況にあった。⁷⁾

この流れが、近代的国制の機能にとり絶対に必要である、議会における政党の結成へと導き、議会が階級または社会集団の特殊利害を分節し、組織化した政党の時代へと移行するのであるが、この流れは工業化の進展による社会層の変動と連動していた。この流れに対する、立憲化の進展する国家のなかで、君主、官僚、軍事国家を維持しようとしたプロイセン保守派の対応はつぎの如くであった。

政党の時代への移行は、政治的監視と検閲が緩和され、政治的公開（die politische Öffentlichkeit）が拡大した1858年の「新時代」の到来により画された。1860年代初めに、後述するプロイセンの軍隊および憲法紛争（preußische Heeres-und Verfassungskonflikt）が開始され、統治航路に進路を定める保守派と議会の予算権でもってこれに対抗する自由派へと分極化した。1861年に自由派はドイツ進歩党（Deutsche Fortschrittspartei）を結成し、1863年から66年には下院の議席352のうち141を占める最強のフラクとなった。しかし、工業化の進展はブルジョアジーの抬頭

と同時に、工場労働者をも生み出し、初期労働者運動が展開し、1863年に、ドイツ自由派の左派民主翼から独立の労働者党、F. ラサール（Ferdinand Lassale）主導の「全ドイツ労働者協会（*der Allgemeine Deutsche Arbeiterverein*）」が結成され、自由派に加担した。⁸⁾ 経済的不平等を基礎とする階級社会の局面が、外見的立憲主義政治制度のなかで顕在化してきたのである。

こうした流れに対し、ビスマルクは、進歩党に対し、一方では初期労働者運動の展開を視野に入れ、普通選挙法の導入でもってその議会的基礎に打撃を与えるとの脅しをかけつつ〔ボナパルティズム的手法〕、他方で1863年のポーランド問題、1864年のデンマーク戦争によるシュレスヴィッヒの獲得、1866年のオーストリアとの戦争の勝利と、1851年5月にドイツ連邦議会が再召集されることにより復活したドイツ連邦（*der Deutschen Bund*）の解体と北ドイツ連邦の形成〔小ドイツ方式によるドイツ統一路線の鮮明化〕といった権力政治における成功を収めていった。この結果、政府の予算政策の事後承認提案（*die Indemnitätsvorlage, nachträgliche Billigung der Haushaltspolitik der Regierung*）が、賛成230票対反対75票で議会を通過し、軍隊および憲法紛争に終止符が打たれた。そのさい、230票のうち43票は87名の進歩党員のうちから投ぜられ、この結果、ミハエリス（Michaelis）、トゥヴェステン（Twesten）、ラスカー（Lasker）等が進歩党を去り、国民党フラク（*Fraktion der Nationalen Partei*）を形成し、他の領邦の自由主義保守派グループと連繋しつつ、1867年にベニクゼン（*Bennigsen*）主導の国民自由党（*die Nationalliberale Partei*）が形成され、進歩党は分裂するに至るのである。

国民自由党はビスマルクのドイツ帝国創出を支持し、1874年に新設の帝国議会（*Reichstag*）において38.8%の議席を占め、1879年までビスマルクの議会的基礎の一翼を担うのである。⁹⁾ その後の展開においては、ビスマルクの3つの戦勝によるドイツ統一の成功が決定的な重みをもちつづけ、自由主義政党は保守派との連繋を中心軸として、離合集散による分裂と再編を繰り返し、第一次大戦へと至るのである。¹⁰⁾

政党の時代への移行は、「工業化への本来的突破」の遂行による社会層の変動と連動していた。立憲化の流れのなかで君主、官僚、軍事国家を維持するためには、変動の渦中にあるさまざまな階級や社会層を新しい統治航路へと融和、統合するための、一種の「補償政策（*Entschädigungspolitik*）」が必要であった。反動の時代における統合政策を列举すれば、① 興隆する産業ブルジョアジーに対しては、株式会社設立の容易化、国家的銀行政策、鉱業法の自由化等の経済政策の展開、② 本稿の対象である工場労働者に対しては、1853年法による児童、年少労働者保護の強化のための工業監督官制度の導入という社会政策の展開、③ 当面の考察課題である手工業者に対しては、1849年の2つの緊急令による中間層保護政策、④ 農民解放を促進し、小農民の償却を援助するための地代銀行の創設による農民政策、⑤ 最後に反動政策の最大の利益享受者である東部農村のユンカー層に対しては、1848年廃止の農場領主の警察権の1853年における再導入と村長（*Dorfschulzen*）の設置による農村支配の継続、および租税免除の存続、¹¹⁾ 以上である。

そのさい、本稿の考察対象である②と③について、結論を先取りしていえば、「三月革命」挫折の表現として、以上のようにプロイセンにおいては、法治国家、立憲国家の形態をとりながら、実質において君主、官僚、軍事国家が、何よりもまたユンカー国家が維持されたので、反動の時代におけるプロイセンの社会政策と中間層政策とは、つぎのような特徴をもつに至った。す

なわち、1854/1855年の会期にプロイセン下院においてヴァーゲナー（Wagener）が述べたように、50年代の社会政策は恐怖の政策であり、「それは貧者を救う努力から発したのではなく、貧者を自分から引き離しておき、貧者の要求から可能な限り身を守り、都市におけるプロレタリアートの増大によって益々歩み寄ってくる危険から自己を救い出す努力から発したものである¹²⁾」。反動の時代の社会政策は物質的保護の開始と社会的不安定の除去に限定されたに留まり、社会的差別の除去は行なわれなかった。すなわち、身分差別を温存しながら階級差別の緩和を計るという、慈恵的政策でもって統合が企図されたのであった〔身分モデルと階級モデルについては、本稿⑦を参照せよ〕。ここに社会政策の失敗の根源があり、「人がビスマルクの社会政策の決定的な誤りとして、かれを非難したところのものを、すでに50年中葉以降の傾向が予示していた¹³⁾」点にその特徴が示されていた。

プロイセン保守派は反動の時代以後も社会の変動に適応しながら権力的地位を保持しつづけた。時代は所謂「組織資本主義（Organisierter Kapitalismus）」の時代〔1880年代から1914/18年〕へと移行していった。政治的には政党が形成され、経済的には1873年恐慌以降の大不況期に鉄、石炭を中心に独占体や企業家団体が形成されていき、社会的には労働組合、手工業団体等の利益集団等々が結成された結果、全面的な組織化と官僚制化が進行し、個人の組織への埋没、個人の自由への脅威が増大していった。こうした時代の流れに適合して、1876年6月にはドイツ保守党（Deutsch-Konservative Partei）を結成し、1893年の農業恐慌の高点においては東エルベ地域の大地所有の、組織された衝撃力の強い戦闘組織である農業者同盟（Bund der Landwirte）を形成する等により¹⁵⁾、プロイセン保守派はドイツ帝国創立後も権力の中核に留まったのである。

最後に「新時代」以降における官僚制度の変遷について一瞥しておこう。

まず、プロイセンにおける官僚制度は、1881年から88年まで内相を勤めたR. v. プットカマー（Robert von Puttkamer）により再度保守化された。「新時代」以降抬頭する産業ブルジョアジーを背後にもつ自由派への協力がプロイセン官僚に浸透していった。官僚制の形態変化は、貴族階級そのものが、資本主義的企業に広範に参加し始めた時に生じてきたのであった。加えて労働者運動が本格化し、社会主義に対する脅威が増大してきた。この潮流に抗して内相は、自由主義者を含む「信頼できない」分子を罷免し、徹底した保守主義を官僚に注入したのである。それには大学の教育、生活のなかへの宗教、すなわちプロテスタント教会の影響の浸透、保守党の政治運動といった教育、宗教、政治が動員され、官僚に、「プロイセンは神の特別の恩恵を受ける国である」との確信を植えつけたのである。こうして官僚を一つの閉鎖的カーストに編成し、選挙においても、国王の推す候補者を支持するように要求したのである¹⁶⁾。

他方、プロイセン官僚の勤務関係は、北ドイツ連邦が形成された後には連邦官僚（Bundesbeamten）へ、またドイツ帝国成立後には帝国官僚（Reichsbeamten）へと受け継がれた。周知のようにドイツ帝国はビスマルクによる3度の戦勝の結果、小ドイツの方式において、すなわちプロイセンによるドイツの征服という形で生み出されたので、プロイセン国王がドイツ皇帝に、プロイセンの首相がドイツの宰相に就任することになった。帝国宰相は皇帝により任命され、帝国の主権の担い手である連邦参議院（Bundesrat）の議長となった。独立の責任をもつ大臣により構成される、合議制の帝国統治は行なわれず、帝国宰相に服属する、個々の職務範囲の国務長官（die dem Reichskanzler untergeordneten Staatssekretäre der einzelnen Ressorts）が統治を行なった。

内閣は議会にではなく、皇帝に責任を負ったのである。したがって、官僚制度もプロイセンの規定を受け継ぎ、1871年4月16日の帝国憲法第18条において、「皇帝は帝国官僚を任命し、帝国のために宣誓せしめ、かつ必要な時には罷免し得る」と規定され、1873年に159条に及ぶ帝国官僚法（Gesetz betr. die Rechtsverhältnisse der Reichsbeamten vom 31. 3. 1873）が制定された。これは、プロイセン官僚法が遂に制定されなかったので、プロイセンにおける各種官僚法の集大成という性格を帯びていた。

帝国官僚法は1907年に改正されたが、第1条から第22条までの「総則」において、終身官の原則が表明され、憲法への宣誓が規定された後、官僚の権利〔俸給、休職手当、恩給の請求権〕とその義務が個々に列挙された後、官僚についての包括的規定がつづくという構成をとっていた。これを始めとするドイツ帝国時代の一連の官僚に関する法律はワイマール国家においても基本法として継受された。¹⁷⁾ワイマール憲法第130条においては「官僚は全体の勤務者であって党派の勤務者ではない」と規定され、皇帝が去ることにより政治制度は変革されたが、国家の勤務者（Diener des Staates）というプロイセン官僚の伝統的理念は留まった。¹⁸⁾そして依然として中央省庁の高級官僚は閉鎖的なカーストを形成し〔貴族制的、身分制的伝統の継受〕、正義や社会的公正よりも行政の効率的運営における成功を重視し〔精神なき専門家〕、ワイマール共和国の反民主主義運動の中核を形成したのであった〔第二帝政期における「負の遺産」の継承¹⁹⁾〕。

ではつぎにプロイセン国民議会における軍隊についての討議の考察に移ることにしよう。

- 1) G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 350～351.
- 2) Ebd. 68. なお、三級選挙法の制定過程については、差当りシルファート、前掲書、334～345ページ、G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 66～95、を参照せよ。
- 3) G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 74, 88～89.
- 4) Ebd., 89～90.
- 5) シルファート、前掲書、61ページ。G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 69. M. Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 63.
- 6) M. Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 63. なお、極右も宮廷派も（die äußerste Rechte und die Hofpartei）歴史的に正当な身分利害に基づく選挙制度を欲していたが、1849年5月20日の「ドイツ帝国新聞」（Die Deutsche Reichszeitung, Braunschweig, Nr. 120 v. 20, 5, 1849）が報じた「選挙法の公示後に退陣する」との内閣の意向を抑えるためと、何よりもL. v. ゲルラッハが5月2日に書き留めたように、「今やついにパウロ教会、すなわち革命に対して戦争をしなければならなくなった。このことをわれわれが一年前に希望することは許されなかった」との喜びと安堵の気持が三級選挙法の導入に道を譲ったのであった（Vgl. G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 94～95）。
- 7) Walter Schlangen (Hrsg.), *Die deutschen Parteien im Überblick, Von den Anfängen bis heute*, Königstein/Ts., 1979, 31.
- 8) Ebd., 31, 43. Gerhard A. Ritter, *Die deutschen Parteien 1830-1914. Parteien und Gesellschaft im konstitutionellen Regierungssystem*, Göttingen 1985, 14. M. Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 105. なお、ドイツの初期労働者運動については、山井敏章『ドイツ初期労働者運動史研究—協同組合の時代—』未来社、1993年、の詳細な叙述を参照せよ。
- 9) W. Schlangen (Hrsg.), a. a. O., 44. M. Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 94～97, 105～106. T. Nipperdey, a. a. O., 769～790.
- 10) この点については、差当り、Vgl. G. A. Ritter, a. a. O., 66～76. M. Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 106～107.

- 11) Vgl. T. Nipperdey, a. a. O., 682～683. なお, ①については, 拙著『ドイツ産業資本成立史論』, 176～179, 348ページ以下を, ⑤については, 本稿(ハ)を参照せよ。
- 12) H. Volkmann, Die Arbeiterfrage im preußischen Abgeordnetenhaus 1848-1869, 93.
- 13) Ebd., 110.
- 14) 周知のように「組織された資本主義」という概念は最初ヒルファーディングにより使用されたが, それとは異なった意味内容において, したがってヒルファーディングの使用した概念内容と区別する意味で「組織資本主義」と異なった訳とした概念の内容およびそのドイツへの適用, さらに, この概念が資本主義の一発展段階の歴史分析にとり有効か否か, については, Vgl. Heinrich August Winkler (Hrsg.), Organisierte Kapitalismus. Voraussetzungen und Anfänge, Göttingen 1974, および原書10編のうち6編を翻訳した, H. A. ヴィンクラー編『組織された資本主義』保住敏彦, 近藤潤三, 丸山敬一, 後藤俊明, 河野裕康訳, 名古屋大学出版会, 1989年, を参照せよ。
- 15) W. Schlange (Hrsg.), a. a. O., 58～61. G. A. Ritter, a. a. O., 23～24.
- 16) F. Neumann, Behemoth, 14～15, 訳, 14ページ。
- 17) 蠟山他, 前掲書, 89～92ページ。なお, プロイセン支配の刻印されたドイツ第二帝政の国制の特質, および皇帝の「個人支配」または「官僚政治」のもとでの, 極度に制限された権限をもつに過ぎない「帝国議会」が, 普通選挙法を基礎とする「大衆民主主義」の状況のもとで, 政府と対立した点については, Vgl. Max Weber, Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland. Zur politischen Kritik des Beamtentums und Parteiwesens, in, ders., Gesammelte Politische Schriften, Tübingen 1971, 306～443. マックス・ヴェーバー「新秩序ドイツの議会と政府—官僚と政党への政治的批判—」, マックス・ヴェーバー『政治論集』2, 中村貞二, 山田高生, 脇圭平, 嘉目克彦訳, みすず書房, 1982年, 333～486ページ。また, 帝国憲法の制定過程とその内容については, Vgl. M. Botzenhart, Deutsche Verfassungsgeschichte, 94～104.
- 18) 吉村, 前掲書, 77ページ。
- 19) Vgl. F. Neumann, Behemoth, 301～302, 訳, 321ページ。なお, 官僚制のその後の変遷については, 私見を述べると, つぎの如くである。第三帝国においては, ナチ党の, 小学校教師出身者を中心とする非アカデミックな官僚からなる党官僚制が設置され, プロイセン官僚制の伝統を受け継いだ, 貴族的でアカデミックな古い官僚を党の支配下に置くことにより権威主義的体質が破壊された後 (Vgl. Ebd., 300～311, 訳, 320～331, およびなお, 494～495ページ) [軍隊においても同様の過程が進行。1934年6月30日のレーム (Röhm) 粛清を経て, SSに統一される党の警察の設置と, レーム粛清と同時に進められた, 国防軍のシュライヒャーとブレドフ (Schleicher und Bredow) の殺害, および1938年1月4日のブロムベルク (Blomberg) 事件による多数の高級将校の失脚とヒトラーに従順なカイテルとブラウヒッチ (Keitel und Brauchitsch) による国防軍指導部の掌握にみられる, 党の支配下への国防軍の編入による古い権威主義的伝統の破壊と, 1944年7月20日のヒトラー暗殺未遂事件にみられる, 敗戦に直面しての両者の相剋 (Vgl. Ebd., 57, 312～314, 訳, 59, 330～331ページ。なお, 7月20日事件については, 第一次資料を用いて, 第二次大戦期におけるドイツ民衆の動向と占領地政策の驚くべき展開を辿った, 重厚にして, 迫力にみちた力作のなかで, 永岑氏は, 「特権的抵抗」と性格づけ, 戦後西ドイツの民主主義は「7月20日」の路線の実現ではなく, ワイマルの系譜の復活ないし再建である, とされている。永岑三千輝『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆。1941—1942』同文館, 1994年, 15～17ページ)], 東ドイツでは, 旧ソ連支配下の社会主義体制のもとで, ナチ体制を批判しながら, 社会主義という新しい装いのもとで, 東エルベ地域に基盤をもつ権威主義的伝統を受け継いだ社会主義官僚制 [高級官僚には, モスクワ大学卒で, 社会主義思想を信奉し, 人民にではなく, ホーネッカーとそれを取り巻くノーマンクラツラに忠誠を尽くす者が採用され, 閉鎖的なカーストを形成] が復活したのに対し, 西ドイツでは, ナチ党によるプロイセンの伝統を受け継いだ官僚制の破壊とナチ党官僚制の崩壊という二重否定のうえで, 新たに, ワイマル議会制民主主義のもとで本来は形成されなければならなかった近代的官僚制 [議会制民主主義の思想を信奉し, 議

会立法に基づいて行政を執行]が築かれるという経過を辿った。

また、ここで、以上に関連して、ファシズム成立過程における日本とドイツとの相違の比較を試みておくならば、二つの点で決定的な相違があるように思われる。第一は民主主義の経験の相違である。日本では、明治憲法体制のもとでの大正デモクラシーの経験に留まったのに対し、ドイツでは、官僚と軍隊とが第二帝政時代の「負の遺産」を継承したとはいえ、それゆえに西欧民主主義との比較では不徹底であったとはいえ、11月革命によって帝政が崩壊し、ワイマール議会制民主主義〔近代的政治制度〕が生み出された点である。この点は市民革命の経過の有無に関係する。したがって、第二に、ファシズム成立の過程が相違する。日本では、青年将校の蜂起を契機に軍部が右傾化を強め、緊張関係を孕みつつも天皇とそれを取り巻く重臣と元老とが、これに迎合する結果となり、官僚のなかからも革新官僚が分出するという、これまでの支配層自体がファッショ化していった。これに対し、ドイツでは、ワイマール議会制民主主義の否定、および軍隊、官僚に引き継がれた帝政時代の「負の遺産」のうち、貴族制的、身分制的側面の否定、すなわち、ワイマール憲法における、国民代表の議会に対する人民投票による大統領の権限〔第48条〕を、人民投票的、大衆民主主義的基盤のうえで、帝政時代の「負の遺産」のうちで、反議会主義的、効率的側面を極限にまで拡大することによって、独裁制〔1933年3月24日の全権委任法（Ermächtigungsgesetz）〕にまで強化し、議会制民主主義と、「負の遺産」のうち、貴族制的、身分制的伝統とを、ともに否定して、ナチ体制が築かれたという点の相違である。

以上より、日本とドイツにおけるファシズムの成立過程の相違は、市民革命の経過の有無により、日本が連続的過程を辿ったのに対し、ドイツでは二つの否定を経てナチ体制が成立した点に求められよう。

なお、ファシズムの成立過程の相違した日本とドイツ、および議会制民主主義体制を維持したイギリス、フランス、アメリカ〔この西欧民主主義体制の維持との比較では、ドイツは「特有の（別個の）道（Sonderweg）」を辿ったことになる〕の三者の相違を生み出した要因の一つとして、市民革命の経過の有無とともに、とくにここで既述〔本稿12〕との関連において、三者間における国民の思想と行動〔エートス〕の相違と、その結果としての広い意味での文化の相違が重要な役割を果たした点をつけ加えておきたい。

軍隊。プロイセン国民議会において軍隊についての提案がなされ、討議される契機となったのは、シュレージエンのシュヴァイドニッツ（Schweidnitz in Schlesien）における軍隊と市民軍との間での衝突事件であった。この事件は突発的かつ偶然的なものであったが、その意義は、市民軍に対する国王の認可〔Verordnung über die Befugnisse der Bürgerwehr vom 19. April 1848〕に基づいて、市民軍が要求した権利に対する軍隊の最初の突撃という点にあった。7月31日に起きた事件の経過はつぎの如くであった。

シュヴァイドニッツにおいて市民軍の司令官が教練のためにかれの部隊を太鼓で集合させる慣例を実施しようとする→要塞司令官 K. R. d. ロズエイ少将（Festungskommandant, Generalmajor Karl Rollas du Rosey）の同意を確認→要塞司令官は、この同意を後に誤りと訂正し、一旦与えた同意を撤回→憤激した住民が要塞司令官の家の前でデモ行進により不満を表明→要塞司令官は軍隊により道路をあけさせる→騒ぎがすでに終わった後に、新たに加わった軍隊が、挑発もされないのに、デモ行進をした者と押し寄せた第三者に射撃を開始→14名の市民が死亡。

世論は、この事件を単に場所と事態とにより制約された暴行としてではなく、軍隊全体の挙動の予兆、一種の反革命のテストケース（eine Art Probefall der Gegenrevolution）として受け取った。これにプロイセン国民議会は鋭く反応するのである。¹⁾しかし、その考察に移るに先立って、この

事件が生じた時点における軍隊を取り巻く状況について述べておきたい。この事件が反革命の予兆と受け取られた理由が明らかになるからである。

この事件発生の日前の1848年7月26日に、ヴァルデックを議長とするプロイセン国民議会の憲法委員会の審議が終了した。所謂「ヴァルデック憲章（Charte Waldeck）」である。本稿(11)で述べたように、これは、ベルギー憲法を模範として5月22日に国民議会に提出された政府草案を批判して、議院規則に従い、24名からなる国民議会の憲法委員会において、政府草案を審議して作成されたものである。内容は、V. ヴァレンティンの評価では、フリードリッヒ・ヴィルヘルム4世により「ヴァルデック憲章」と名づけられたが、右派議員のP. ライヘンスペルガー（Peter Reichensperger）の影響が強いので、「ライヘンスペルガー憲章」といわれるべきであるとされている。しかし、自由民主主義的意味における規定も多く含まれており、こうした規定と、とくに軍隊に関する規定において、軍の上層部に強い不満を与えたので、ここで政府草案と「ヴァルデック憲章」とを比較して考察しておきたい。なお、「ヴァルデック憲章」は、アウエルスヴァルト内閣の倒壊後、プフェル内閣の時にプロイセン国民議会において審議されるのである。

政府草案。①国王に重要な「防禦陣地（Defensivstellung）」を保障。第20条 国王の不可侵性、第21条 行政権の行使に対する国王の権利、第22条 軍事的統帥権の行使に対する国王の権利、第23条 国家の官職の任命に対する国王の権利、第24条 戦争と講和に対する国王の決定権。〔→左派の多くの批判＝事実上王権が官僚と軍隊の処分権能（Verfügungsgewalt über das Beamtentum und das Heer）でもって既存の権力の核心部分を保持〕。②第36条 国王は議会と同権で立法権を行使、したがって、議会の立法決議に対して絶対的拒否権をもつ〔→左派は権力分立の耐え難い侵犯と批判〕。③国王は緊急命令権（Notverordnungsrecht）を留保しないが、第20条で大臣の自由な任命権と第28条で議会の自由な解散権の権限をもつ〔左派は前立憲的支配制度の承認し難い残滓として批判〕。④第21条 大臣責任（die Ministerverantwortlichkeit）〔左派の見解では議会の大臣弾劾権（das Recht der parlamentarischen Ministeranklage）によってただ不十分にのみ保障〕。⑤草案は左派の要求をも考慮。第77、78条 国王、官僚、軍隊の憲法上の宣誓（Verfassungseid）、第36、70条 議会の完全な立法権と予算権、第47、50条 議会会期の定期性と公開性、第57、58条 議員の議会会期中の不可侵性、第59条 自由な委任。および下院議員に対する日当の支払い。⑥しかし、予定された二院制は、国民の選出した代表団体の単一支配を欲した左派に不快感を与える。第38条 上院の予定された構成は、王室の王子、国王の任命した60名の議員、下院の選出した180名の議員、但し高い財産基準による被選挙権の制限、その結果、上院は有産者層の特別代表。第42、80条 下院選挙は直接選挙を排除、選挙権の普通、平等は暫定的に承認、将来予定される選挙法はこの民主的な選挙原則から離脱。³⁾

ヴァルデック憲章。①基本的権利において一連の修正と追加をして個人的自由を拡大。第5条 現行犯を除き、裁判官の逮捕状で逮捕、逮捕状は逮捕者に即座に呈示、第6条 非常裁判所（Ausnahmegericht）と遡及力をもつ刑法の禁止、第7条 家宅捜査に裁判所の命令が必要、第10条 出版と言論の自由、第19条 信仰の自由、「各宗教団体は内部問題と財産の管理に関しては国家権力に対し自由で独立である」〔内部と外部の混合した問題に対して左派は以上とは逆に国家の決定権を要求した〕、第21条 教会の権力を制限する意味において法律上の婚姻（Zivilehe）を導入。②第26条 一般兵役義務は一般的兵器携帯権（das allgemeine Waffenrecht）により補完、すべてのプロイセン人は20才を越えると武器を携帯する権利をもつ、第29条 常備軍および後備軍とともに「義勇軍（Volkswehr）」が提起、21才から50才に至るまでのすべての強壯な者により構成、第30条 後備軍には大尉までの上官の選出権（das Recht zur Wahl der Vorgesetzten bis zum Hauptmann）、義勇軍〔民兵（„Miliz“）〕には大隊長（Bataillonskommandeur）までの上官の選出権を含めた権限を承認、義勇軍の最高指導者を政府は民兵団体の三つの

提案（Dreivorschlägen）のなかから任命〔この規定は常備軍に対して後備軍と義勇軍を独立させる。国王の命令権は視野から消え、直接国民代表と同じ軍事組織。国家軍と国民軍、ヨリ正確には、国王軍と議会軍が明白に対立。防衛組織の二重性が防衛制度の統一を破壊〕、加えて、第32条 いかなる武装兵団も審議することは許されない〔急進派は議論ぬきの軍隊の服従という、事の性質上の必然性を承認〕。③一連の反封建的諸規定。第35条 領主権（Lehnsherrlichkeit）の無償廃止、第37条 農場領主の、裁判権、警察、以前に従属していた層の保護義務、の無償廃止〔国家権力と封建権力に対する個人の自由が一般的約束としてではなく具体的、緊急に保障〕。④国家組織の諸規定で政府草案よりも国王の権利を制限し、逆に国民代表の権利を強化。第47条 君主の執行権は侵害しない、しかし、議会が外交権を行使、講和条約締結や外国との条約には議会の批准が必要、第55条 大臣責任を不信任投票による議会主義的統治制度にまでは高めないが、しかし、議会の立法決議に対する国王の絶対的拒否権（das absolute Veto des Königs）は停止的拒否権（ein Suspensivveto）へ転化、両院の一つが法律提案を不変のままで三度可決すれば、国王の反対があっても成立、第54、66条 二院制は承認、しかし、上院議員は例外なく地区と郡の代表者、それゆえに市町村団体の代表（die Bezirks-und Kreisvertreter, also die Repräsentanten der Kommunalverbände）により選出、被選挙権は普通、平等、それゆえ出生または財産の特権により制限されない〔上院はこの結果一種の市町村議会でフランス第三共和国の参議院（Senat）と類似〕。第57条 下院に対しては普通、平等選挙権の立憲的な確定を要求、第60条 二つの立法期（zwei Legislaturperioden）の後、単独法規（ein einfaches Gesetz）により、上院への間接選挙を直接選挙に転換することができる、第73条 両院は調査委員会を設置する権利をもつ、第76条 統治と行政に対する議会の重要な監督権を要求、両院は各大臣から詳細な抗議についての情報を要求し得る、第80条 日当は下院議員以外に上院議員もまた支払われる。⁴⁾

既述のように、保守派は1848年7月には「十字新聞」を発行し、8月にベルリンにおいて「ユンカー議会」を開催した。「ユンカー議会」では、アウエルスヴァルト内閣による、東エルベ地域における騎士領所有者の諸特権を廃棄し、封建的王国をブルジョア的王国へ転化する法律提案が批判、攻撃されたが、「ヴァルデック憲章」の③における一連の反封建的諸規定はまさにこの批判、攻撃点に該当した。また、④における国王の絶対的拒否権に対する変更については、「十字新聞」等を通じて、フランスのジャコバン派の模範に従った、権威と秩序に敵対する精神のシンボル（Symbol eines autoritäts-und ordnungsfeindlichen Geistes）、共和国と無政府主義の先導者（Schrittmacher der Republik und der Anarchie）として、はっきりとした輪郭を与えられて攻撃対象とされたのである。

これが、軍隊、官僚、教会のみでなく、農民や市民の広い層の勤王感情にも訴える結果を生み、「ヴァルデック憲章」に対する論駁は、1848年の夏と秋における革命への迎撃の準備にさいして、保守派の扇動の最も重要な構成要素となったのであった。⁵⁾

以上の攻撃点と同時に、②の軍隊にかかわる条項もまた激しい憤激的とされたので、ここで当時の軍隊の状況についてみておこう。プロイセンにおける保守的反対戦線はプロイセン軍事派（die preußische Militärpartei）と緊密に結合し、それを最後の支柱としていた。しかし、プロイセンにおいて保守的軍事戦線を結成するのは決して易しいことではなかった。1808～15年のプロイセン改革期に、軍隊において軍事的改革派（die militärische Reformpartei）が主導権を握り、公権的国家主義（der obrigkeitliche Etatismus）と貴族的封建主義に対して挑戦した。しかし、その後、現役の指導部から偉大な軍事的改革者が排除されていった結果、軍事的改革派は憲政的な大目標を放棄せざるを得なくなったが、シャルンホルスト（Scharnhorst）の改革理念は、純粹軍事領域

において、長い間作用しつづけた。加えて、フリードリッヒ・ヴィヘルム4世の即位にさいして、ボイエ（Boyen）が陸相に召還され、軍隊における改革時代の伝統への復帰と国家改革の課題を、軍隊内部から受け入れられることが期待された。

こうした状況において、三月前期に軍隊が保守的勢力の側に移行するという、困難な廻れ右（der folgeschwere Frontwechsel）を遂行したのである。この時期におけるプロイセン軍事派の指導者が軍務局長、陸軍中佐 G. v. グリースハイム（der Direktor des Allgemeinen Kriegsdepartment, der Oberstleutnant Gustav v. Griesheim）であった。陸相の交代の激しかったことが、かれの影響力を強化し、かれに陸軍省における政治的頭脳としての活躍の道を開いた。「三月革命」期に、かれは「灰色の貌下（„graue Eminenz“）」として、プロイセンの軍事政策を操縦したのであった。

1848年4月末にすでに、かれは匿名のパンフレット「ロシアとの戦争について（Über den Krieg mit Rußland）」を発表し、外交政策をロシアのツアリーズムへの依存と革命フランスからの離反に向けることを訴え、外相 v. アルニム（v. Arnim）の外交政策を攻撃した。5月末には陸相候補とされたが、実現せず、背後から影響力を行使することになった。7月末には再び匿名パンフレット「ドイツの中央権力とプロイセン軍隊（Die deutsche Centralgewalt und die preußische Armee）」を発表し、フランクフルトの統一努力に反対して、軍事政策の連邦分立主義を主張した。さらに、9月には第三の匿名パンフレットを書き、後備軍において部下による上官の選出を見込んだ「ヴァルデック憲章」に反対の立場を表明した。

ヴランゲル（Wrangel）将軍のベルリン侵入後の11月末には、第四の匿名パンフレット「民主主義者に反対してのみ兵卒は救われる（Gegen Demokraten helfen nur Soldaten）」を出版した。このタイトルは反革命のスローガンとして屢々引用された。ここでは、プロイセン最高軍事法廷（die obersten militärischen Instanzen Preußens）が、軍隊を、市民革命に対する反革命の闘争における道具とみなしたことを文書で証明した。こうしてかれは民主主義の擁護者から「プロイセンのカヴェニャック（der preußische Cavaignac）」と呼ばれ、ヴランゲルを軍事派の実行機関とすると、グリースハイムはその頭脳としての役割を果たしたのであった。

プロイセン国民議会の左派と、その思想が多くの条項に表示された「ヴァルデック憲章」とは、伝統的なプロイセンにおける軍隊組織の基礎を破壊しようとした。この王国の伝統的な陣地に対する攻撃が、不可侵とみなされた大元帥の機関のなかの軍隊（die Armee in der Institution des Obersten Kriegsherrn, die als unantastbar galt）に打撃を与えたのである。これに対し、グリースハイムに指導された反革命軍事派は反論を加えたのであるが、それは6点に纏めることができる。

①常備軍の組織への市民の批判は軍隊の存在の基礎を脅やかす、②「一般的民衆武装」という市民の要求は軍隊による武装管理の独占権を侵害する、③軍隊とともに市民軍を恒常的な憲法の制度とすることは、功績があり、伝統的に安定した境遇にある軍隊を侮辱するものである、④常備軍に対して市民軍と後備軍を優越させるという革命運動の傾向は、現役の将校団の特権のみでなく、下士官団の特権をも侵害する〔以上小括。軍隊に自由主義と共同決定の原理を貫徹しようとする市民の努力は、軍事規律、指揮系統、撃破力（militärische Mannzucht, Führungshierarchie und Schlagkraft）という軍隊の伝統的考えと一致せず、軍隊の精神は、改革の理念によってではなく、王政復古の理念によって規定されたことが明白〕。

⑤軍隊の憲法上の宣誓（Verfassungseid des Heeres）は旗盟（Fahneneid）との二重性を生み出し、

軍隊の撃破力に対する危機を招来する。すなわち、二重の忠誠の宣誓は、戦時において大元帥の命令と憲法の規範のいずれを優越させるのか、という正義と良心との矛盾へと導くからである。したがって、この点についての政治的審議が必要であるが、「ヴァルデック憲章」は「いかなる武装軍団も審議することは許されない」と規定しているので、軍隊の憲法上の宣誓と、矛盾に対する審議の禁止とが明白にそごすることになる、⑥最後に、フランクフルト国民議会の統一的、中央集権的帝国軍事制度への反対、以上である。⁶⁾

以上のように、市民運動が、とりわけ「ヴァルデック憲章」における一貫した防衛政策構想を發展させて、自由主義と民主主義の原理および軍事上の必要とを満足させようとしたのに対して、軍隊は、「十字新聞」や「ユンカー議会」に結集し始めた反革命陣営と同盟して、自らを守ることを余儀なくされる状況に追い込まれていたのである。シュヴァイドニッツ事件はこのような状況のもとで発生したので、単なる偶発事件としてではなく、軍隊全体の挙動の予兆、一種の反革命のテストケースとして世論は受けとったのであり、その後の経過はそれが正しかったことを証明したのであった。つぎに、プロイセン国民議会における討議の考察に移ることにしよう。

- 1) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 238～239. Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789. Band II, Der Kampf um Einheit und Freiheit 1830 bis 1950, Stuttgart Berlin Köln Mainz 1988, 735. なお、1848年4月19日の市民軍に対する国王の認可については、Vgl. Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Herausgegeben von Prof. Dr. Ernst Rudolf Huber, Band 1, Deutsche Verfassungsdokumente 1803—1850, Stuttgart Berlin Köln Mainz 1978, 452.
- 2) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 291. E. R. Huber, a. a. O., Bd. II, 729, 730. なお、1848年5月22日にプロイセン国民議会に提出された政府草案の全文については、Vgl. Verhandlungen, Band I, 1～6. 「ヴァルデック憲章」の全文については、Vgl. Ebd., 589～592.
- 3) Vgl. E. R. Huber, a. a. O., Band II, 730.
- 4) Vgl. Ebd., 730～732.
- 5) Vgl. Ebd., 732.
- 6) Vgl. Ebd., 732～735. なお、ここでプロイセン軍隊の伝統の形成とその維持の過程を理解するために、社会の変化との関連におけるプロイセン軍制の変化過程、および軍隊が社会に及ぼした影響について、Manfred Messerschmidt, Preußens Militär in seinem gesellschaftlichen Umfeld, in, Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft, Sonderheft 6, Preußen im Rückblick. Herausgegeben von Hans-Jürgen Puhle und Hans-Ulrich Wehler, Göttingen 1980, を用いて、30年戦争からドイツ帝国創立までを通史的に、やや立入って概観しておきたい。

I 30年戦争からプロイセン改革まで。17世紀末にブランデンブルク-プロイセンに常備軍が設置された時、補充制度や軍隊の構成と役割は他のヨーロッパ諸国と大差はなかった。兵士は募集した傭兵、士官は土着貴族の一族と市民とであった。しかし、30年戦争の経験から、1653年以降ホーエンツォレルンの内政の最重要対象に軍隊になった。厳格な軍隊組織は権力政治的目標達成に不可欠であった。選帝侯フリードリヒ-ヴィルヘルムは、ブランデンブルク-プロイセンを最も強力な北ドイツの領邦に、帝国におけるプロテスタンティズムの支配勢力にすることを夢みた。こうして、O. ヒンツェ (Otto Hinze, Die Hohenzollern u. ihr Werk, Berlin 1916, 203, 214, 253) が指摘するように、権力政治的航路が「大きな歴史的、政治的必要」となり、「軍事国家の前進する精神」となったのである。

軍事制度は最初控え目で、1640～1653年には2,500人の兵士であった。その後飛躍的に増強されたが、経済の壁と衝突して、1655～1668年に75連隊が設置され、解散に至っている。そこで租税制度と行政が目標達成のために整備され、等族が無力化された。しかし、なお外国の支援に頼っていた。1679年のサンジェルマン和約 (Frieden von St. Germain) 後、秘密の同盟協定に基づいてフランス

から高額を獲得して、1688年に選帝侯は、1,030人の士官と3万人の兵卒を残して没した（M. Messerschmidt, a. a. O., 43～44）。

しかし、この時代に既に後のプロイセン軍事制度における特殊性の根源が形成された。「プロイセン国家の本来の生活原理」（O. Hinze, a. a. O., 221）としての権力志向と「将来告知的な」王室と地方貴族の利害の結束の固有の形態とがそれである。1653年8月5日のクールマルクのラントターク決議が重要な意味をもった。これは一方で大巾な軍隊の縮小を行なったが、他方で18世紀における軍事国家建設の経済的、社会的解決法と後世まで作用した特殊「プロイセン的」心情（spezifisch „preußische“ Gesinnung）とを準備した。その内容は、①なお控え目ではあったが、恒常的に軍隊を維持する普遍的手段を認可、②これと結合して、ラントタークの政治的対話資格の断念と等族制度の意義の消滅〔立法機関なしでのホーエンツォレルン行政、軍事の実施〕、③地方貴族の子孫に対する和解、すなわち農場隷民（Gutsuntertan）に対する貴族の領主権と農奴制（Leibeigenschaft）の法的繋留の認可〔地方貴族の伝統的諸権利の認可。地方貴族はこの時以来プロイセンの軍事、経済、社会制度の絶対に必要な構成部分となる〕、④農民に対しては、戦争金庫（Kriegskasse）への「軍事分担金（Kontribution）」の支払い、加えて畜役や運搬賦役（Spann-und Fuhrdienst）、馬匹、下僕、放牧地の配備等多くの負担を認可、⑤市民は間接税（Akzise）を負担、本質的には消費税であって、都市生産物の購入者が負担〔以上の都市市民負担と農民負担は1643年の「割前協定（Quotisationsrezeß）」によると59:41%〕、⑥軍税の統一的管理は、都市では軍事・租税監察官（Kriegs-und Steuerkommissare）が、農村では郡と行軍監察官（Kreis-und Marschkommissare）が行なう、以上であった（M. Messerschmidt, a. a. O., 44～45）。

以上、選帝侯は、中央集権的な軍事、行政、財政を開始し、負担のない貴族と、国家のために働き、支払う農民および市民、収入の大部分は軍隊の維持に費消、という全国家的統治を残して1688年に没したのである。

フリードリッヒ1世はこの過程を窮極にまで推進した。30年戦争の打撃は大きく、1617年を基準とすると、人口は1720/1750年にやっと元の水準に回復し、土地利用も18世紀中葉まで増大しなかった。この状況の下で、プロイセン最初の国王（Preußens erster König）は4万人に兵士を増大したのである〔権力政治的奢侈〕。この制度の唯一の受益者は、18世紀に将校の地位を確保した貴族であったので、つぎにこの点を見ておこう。

選帝侯は軍隊における貴族の馴致を行なった。①連隊長が、「企業家」としてもっていた農村下僕を使用する期間の権利（die aus der Landknechtszeit herrührenden Rechte der Obristen, die sie einst als „Unternehmer“ besessen hatten）の縮小、②17世紀末における将校の人事問題の中央管理。連隊長の昇進提案は総軍事監察官（Generalkriegskommissare）を通じて、高級将校のばあいには元帥（Generalfeldmarschall）を通じて、国王に提出、③裁判権は選帝侯にあり、連隊長は「司法の管理（Administration der Justiz）」のみ保持、④布令や新たに締結する再服役については、軍隊の多様性から連隊長相互で調整、がそれである。

フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世は統一的将校団を形成し、国家と社会は法外な軍隊の必要のために秩序づけられた。17世紀中葉にブランデンブルク貴族を軍隊に入れることが選帝侯の義務となり、1653年の協定（der Rezeß von 1653）によりそれが体系化された。新しい職業身分的社会秩序のなかで、貴族は絶対主義的サービス貴族、軍事貴族として指導的役割を果たしたのである。フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世はそれをさらにつぎのようにして強化した。①貴族の後継者は幼年学校（die Kadettenhäuser）に強制入学。1722年1月の訓令（Instruktion vom Januar 1722）が発せられた時にはベルリン幼年学校には既に300人の生徒が在籍。②貴族は「神とプロイセン国王以外のいかなる主人も知ってはならない」。

つぎに、将校身分には特別の権利と義務が与えられ、軍事貴族が創出された。これは、1808/14年の改革、1848年の革命、第二帝国の創出を越えて生きつづけた。①すべての将校に統一的官等記章（die einheitliche Rangabzeichen）が導入、黒銀陣中授章と勤務記章としての胸当（die schwarzsil-

berne Feldbinde und der Ringkragen)を着用, ②婚姻勅令 (Matrimonialedikt) により, 中小尉は連隊長の許可なしでの結婚を禁止, 違反者には官職剥奪と要塞刑, ③将校の婚姻事件では国王に告訴, 1717年以降中小尉は国王の婚姻認可が必要, ④1713年に新しい陸軍法規摘要 (Kriegsartikel) が兵卒と下士官に対しても発布され, 統一的軍事法が廃止された結果, 将校を特別扱いするために, 1714年に将校の勤務規則 (Dienstreglement) が発布, ⑤以上は1726年の勤務規則 (Dienstreglement von 1726) で完結。これはフリードリッヒ大王により二三の変更が加えられた後, 1788年の条例となり, 19世紀まで有効, ⑥1713年に, 1708年の位階条例が変更。今迄の最高位の上級侍従長 (Oberkammerer) が廃止されて, 元帥 (Generalfeldmarschall) が最高位に。こうして将校が社会的指導者の最高の地位に就き, 国王は名誉連隊長 (Regimentschef) として機能し, 好んで将校の服を着用したのであった (Ebd., 45~47)。

ところで将校は騎兵隊 (Kavallire) の役割を教練親方 (Drillmeister) の役割と取り替える必要ならなかった。兵士の王 (Soldatenkönig) の皇太子時代は過渡期であって, これに対し多くの将校と将軍とが抗議し, 外国の将校は日常勤務の小事に干渉するプロイセンの教練担当者を冷笑した。しかし, 教練はプロイセンの大国要求と直接関連すると同時に, プロイセン軍人に同じ身分意識を植えつけた。この, 量の代りに質, との考えは, 19世紀と20世紀において僭越へと変質した原理へと体系的に発展させられ, 隣接する大国との比較では, 質の重視は, すべての財源をあけて物質的に裏打ちされながら, 最大可能量を排除するものではなかったのである。そして, 土地所有貴族の経済的, 政治的権力地位を保持しながら, プロイセンの中核諸州における経済的, 政治的組織がプロイセン軍事国家の基礎を形成したのであった。

国家行政と司法の権力の及ぶ範囲は農場領主制 (Gutsherrschaft) の前までであった。これが軍隊制度内部における貴族の地位を確定した。すでに1733年以前に行なわれた「徴兵区制度 (Kantonsystem)」の法典編纂において, 中核諸州における農民とその他の隷属民 (der Bauer und die sonstigen Hintersassen) とが軍事制度の中心像となる区画の作成を規定した。18世紀最初の30年には, 募兵政策と農業政策 (Heeres-und Agrarpolitik) の同一性が国制を形成した。農民は募兵自由とされ, 募兵業務は連隊長に委ねられた。「兵士の王」はこの過程を軍隊の増大と民兵 (Landmiliz) の廃止とにより強行した。農民は直接軍隊の占有となり, 1713年の命令 (Order) によって勤務義務は時間的制限なしとされた。募集が容赦なく行なわれ, これを逃れるために全村の住民が移住する事態も生じた。これにはこの層の賦役に依存していた地方貴族 (Landadelmann) も困った。将校と地方貴族との利害が矛盾することになったためである。

1733年の「徴兵区制度」が農業と軍隊との間の調整を行なった。その要点を列举すると, ①各連隊に特定の徴兵区域 (ein bestimmter Aushebungsbezirk) を割り当てる, ②将来の新兵 (künftige Rekruten) が子供の時に連隊リストに記載 [兵籍編入 (Einrollierung)], ③徴募 („Werbung“) は外国人に対してのみ行なわれる, しかし, 「兵籍編入」は事実上内国人の強制徴兵を結果 [国民軍創設への第一歩。本稿との関連では後述の1713年の帝国営業令 (Reichsgewerbegesetz von 1731) と1731~1736年における新ブランデンブルク・プロイセンのツンフト令 (die neue brandenburgisch-preußische Innungsrechte 1732~1736) による遍歴職人のプロイセン領内封じ込め=都市経済政策から国家的経済政策への移行, および本稿(9)で述べた, フランス人官吏を登用したフリードリッヒ大王によるレジ (Regie) の, 1786年の廃止=プロイセン人による官僚独占化と, この内国人強制徴募とは, 人口の国際間移動を封じ, 手工業者, 官僚, 軍隊を内国人の独占とすることによる国民国家形成への重要な一歩]。

④勤務義務は生涯に及ぶ。しかし, 農場領主制と国庫のために, 古い慣習に基づく休暇制度 (Beurlaubungssystem) を勘案して, 年間の教練期間 (Exerzierzeit) の2~3か月以外, 兵士は農業労働のために帰宅させられる, これにより屢々同一人である中隊長 (Kompaniechef) と農場領主との利害が調和し, 農民の生涯は農場と軍隊の建物に限定, ⑤したがって, 「兵籍編入」された農民と兵卒となる農民の逃亡は厳罰 [全財産の没収] を課せられ, また全村が脱営阻止の努力, ⑥徴兵区

における将校の権限が、将校を兵士と「兵籍編入者」との主人にする、すなわち、結婚認可や、勤務義務の僅少の解放に対しての将校への支払い、⑦傭兵も家産裁判権から抜粋した軍事法のもとに置かれる、⑧以上より、農民にとり農場領主強制制度と軍事強制制度は車の両輪、⑨1714年2月28日の歩兵操典（*Infanteriereglement vom 28. Februar 1714*）により、連隊長による兵士への処罰権の範囲は排列撻刑（*Spießrutenlaufen*）や死刑を含み、法官部長（*Generalauditeur*）を経て国王が監視、⑩プロイセン軍事制度は、農民保護令（*Bauernschutzverordnungen*）により軍隊と租税徴収の両方に機能が及んだ、すなわち、軍隊補充と農民負担の軍事分担金とによる軍隊の維持、⑪徴兵区制度は1730年代にライン、ヴェストファーレン地域へも拡大、しかし、ここでは以前から外国人募兵が根づいており、導入後も現役軍隊の3分の1を外国人が占める（Vgl. Ebd., 47～49）。

同時に多くの内国人が徴兵から免除された。将校の息子、官僚、「教養身分（„der gelehrten Stände“）」、土地所有者、商人、製造業者、羊毛労働者、神学者の子孫、がそれである。18世紀末まで農村と都市の人口比率は7:2であったので、農村人口が兵士の供給源であった。また間接税収入よりも軍事分担金と御料地収益（*Domänengefälle*）の方が大きかった。農村とは逆に、駐とん軍都市（*die Garnisonstädte*）の経済は徴募者とその家族に依存していた。そしてプロイセン軍事制度を自己表示する中心となった。

1648年に既に諸都市に歩兵部隊（*Infanterie*）が配置され、1718年には騎兵隊（*Kavallerie*）が配置された。ベルリンでは、1766年に671人の士官と、27,660名の下士官と兵卒とが駐とんし、11,000人の婦人と子供が随伴し、軍事裁判権（*Militärgerichtsbarkeit*）に服した。ベルリンやフランクフルト／オーデルでは、一連の工場が、陸軍経理部（*Militärverwaltung*）により、陸軍孤児院（*Militärwaisenhäuser*）から子供を低廉な労働力として与えられた。

農村、都市、経済、軍隊の必要、は不可分の結合関係に立ち、1740年頃には人口においてヨーロッパ諸国の13位、面積で10位であったのに対し、軍隊の規模は第4位であった。駐とん地は農産物の主要購入者となり、将校は、兵士の俸給を顧慮して、パン、肉、ビールの価格を固定し、穀物価格政策により募兵供給を容易にした。行政官庁には到る処に軍人が位置し、農村では将校が郡長として勤務した。フリードリッヒ2世のもとでこの構造は強化され、軍隊はさらに増大されたが、戦争政策により困難に達した。軍隊は1740年に225万人の人口のうちで8万人であったのが、大王の没した1786年には550万人の人口のうち、20万人に達していた。国家収入の3分の2が軍隊に投ぜられた。兵士は、抑制され、容易に命令に服す機構として必要であり、プロイセン啓蒙的絶対主義の機構の一部として機能したのであった。

兵力増強の強制装置のなかで、土地所有貴族を軍隊における指導的地位の貯水池としたことが、1世紀にわたる内的安定を保障した。軍隊と農村支配とは緊密に咬み合っていた。命令するのに慣れていた農村貴族は生来の将校潜在力であった。貴族農場の買い占めは禁止された。貴族は古プロイセン諸州の地域の半分以上を支配していた。一方で農場領主と将校、他方で農場隷民と徴募新兵（*Gutsuntertan/Kantonist*）とが対峙した。大王は、軍隊のなかで将校団に公正な適応よりも厳格な適応を強制し、上の制度を不変に留めた。1752年の遺言（*Testament von 1752*）において、大佐（*Oberst*）と将官、将官と国王との間にも無制限に適用される盲目的服従の必要を強調したのである。

盲目的服従と高貴な態度とは大王にとり矛盾はしなかった。かれは国家における身分制秩序を重視した。かれは市民的人生観（*die bürgerliche Lebensanschauungen*）に染まることを危険と看做し、将校を好んで監禁し、高級将校と「功名心（*Ambition*）」をもつ同僚とのみ交際させた。フベルトゥスブルク和約（*Hubertusburger Frieden*）後、かれは市民出身の将校を、歩兵連隊と胸甲騎兵および竜騎兵連隊（*Infanterie-, Kürassir-und Dragonerregimentern*）から隔離し、一部を兵役に耐え得ないとの理由で恩給生活へと放逐した。他は先輩と同じ仕事をする守備隊連隊（*die Garnisonregimentern*）に編入されたのであった。

将校団は大王のもとで明白な旋回を遂げた。古い軍国主義により貫通された社会構造は基礎として不変であったが、軍隊における以前の貴族的臣下（*der adlige Vasall*）、後の王の召使（*Königs-*

diener)は、広範囲に及ぶ、多くの処置を定めた諸原則に従って行動しなければならない、単なる職員に転化した〔「王の召使」から「国家の召使」への官僚の転化と同じ過程〕。

プロイセン軍事国家は拡大の結果疲弊していった。軽薄で、理由のない第1次シュレージエン戦争とシュレージエンの併合とは、最早克服できない国家による危害という感情を醸成し、ヨーロッパをプロイセンの権力政策によって揺した。しかし、大王の原理は留まった。国家の拡大のためにあらゆる機会を利用することが1752年の遺言によって外交政策の基礎とされたのである。

大王の治世の末期には、変化した諸事情のもとで、イエーナの敗戦後の改革でもって古い農業制度と、農業社会の軍事化を基礎とする軍事制度とが解体するという、軍事国家の新しい形態の要素が現出してきた。しかし、1792年の徴兵区条例（das Kantonreglement von 1792）は臆病な改革の試みに留まり、軍人はフランスの発展から何も汲み取ろうとはしなかった。関心は軍事的効率性（die militärische Effektivität）に向けられた。それは、20才代の勤務期間と年にほぼ2か月の教練期間とを一般的な兵役義務にしようとしたが、多くの免除が設けられて、負担はすべて農村と都市の貧民の肩にかかることになったのである。

この結果、免除の特権を享受したのは、西ドイツの工業地帯やグラッツ伯領（die Grafschaft Glatz）、ベルリン、ポツダム、ブランデンブルク、マクデブルク等の大中都市であった。免除者の数は、当時870万人の人口のうちで117万人に達した。外国人の募兵はなお廃止されなかった。フリードリッヒ・ヴィルヘルム3世は、1797年の覚書で、兵士の状態は「余りにも悲惨で、憐むべき」ものである、と述べた。しかし、軍事国家を救うための政治的対話はなされなかった。将校は依然として品位（Würde）をもち、平民（der gemeine Mann）に「神聖で、過失のない」人と思われていた。啓蒙的批判家は、古プロイセン的に思考する将校の閉鎖的な戦線と対立し、1807/1814年の改革局面へと突入するのである（Ebd., 49～53）。

Ⅱ 改革期から帝国創設まで。改革は、大王の軍隊がナポレオンの軍隊に破局的な敗退をした結果、開始された。しかし、改革者は常備軍を公然と本質的な点で変化させ得ないと考えた。シャルンホルスト（Scharnhorst）は、政治的变化との関連において軍事的進歩を計ることを長い間躊躇した。敗戦以前には、古い横隊戦術（die alte Lineartaktik）を疑問視する革命軍の新しい戦争像と既存常備軍内部における解決の可能性とを信じたに過ぎなかった。ナポレオンとの対戦の直前の、1806年に初めて「防衛のばあいのための」国民軍（Nationalmiliz „für den Verteidigungsfall“）を提案した。このばあいには、国民全員が武装し、祖国愛と国家利益に目醒めることが要求されたのである。

しかし、改革前にも後にも、プロイセン軍事国家は国民軍の建設のための余地をもたなかった。「予備軍（Reservearmee）」と「地方軍（Provinzialarmee）」を構想した初期の草案は、将校団と兵役免除者の感情を顧慮して、机上のプランに留まった。所謂「定員外の隊馬制度（das sog. „Krümpersystem“）」が1814年の一般的兵役義務への架橋となった。これは常備軍に対する土着の予備隊を形成することに利用された。1808年9月8日のパリ協定以降、プロイセンの軍隊は10年の間42,000人に固定された。1813年に初めてフリードリッヒ・ヴィルヘルム3世は戦争継続のために、今までと異なる例外的提案を行なった。これが徴兵区法の終焉を告げた。1807年の10月勅令によりライプアイゲンシャフトと農場領主制が廃止されて後、その基盤が失われたからである。

1814年の防衛法によりプロイセンの軍隊は、将校団を除き、大王の軍隊とは全く異なった社会的基盤に立つことになり、新秩序は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世の制度と同様に、19世紀を通じて継続する。それは適応能力をもち、産業革命を越えて、後には帝国レベルにおいても貫徹した。シャルンホルスト、グナイゼナウ（Gneisenau）、ボイエンの主要な関心は軍隊と国民との総合に向けられた。一般的兵役義務とそれに随伴した法的な規定の統一、就中新陸軍懲罰令（das neue Militär-Straf-und Disziplinar-recht）と3年、時には2年のみの現役勤務義務の限度とが、兵役を我慢できるものにした。

すなわち、以前に兵役の主力となっていた下層民はより良い状態になった。今迄兵役を免除されていた市民は1年志願特権（das Einjährig-Freiwillig-Privileg）でもって満足した。これは軍事的有用

性の問題ではなく、市民の社会的、経済的有用性が高いことから生じた。「教養層（die „gebildeten Stände“）」からも青年が動員された。特権を享受したい者は通常3年の勤務期間よりも陸軍学校（Militärinstitut）に入ることを選んだ。一般的兵役義務はその名に値しなかった。すなわち、最初から兵役を免除された層がいた。息子に有資格の学校教育を受けさせ、衣服や武器を調達するところの興隆してきた市民層や、ギムナジュームの高級クラスへの編入の権利をもつ学生は、将来の後継者の力量を高めるために必要とされた。改革者、とくにボイエンは、1年でもって将来の後備軍将校と看做し、プロイセンにおける社会的軍国主義の新形態の礎柱と考えたのである（Ebd., 53～55）。

古プロイセン軍国主義が依存したのは、農業構造の軍隊における貫徹と、国家の資源の軍隊への秩序づけ、また軍隊自身によるこの制度の広汎な指導と組織化とであった。しかし、貴族以外はこの制度に根づかなかった。下層民は国家利益も愛国心もなしに動員され、市民は討論機会を与えられずに隔離された。プロイセン改革は軍事制度に対する社会的作用の条件を決定的に変更し、特権と軽減の結合の基礎上で、軍隊を社会的に承認された制度へと置き換えた。ボイエンはこの効果を、とくに国家兵力の第2の柱となる後備軍（Landwehr）において追及した。それは、精神と行動においては常備軍（die Linienarmee）によって刻印されなければならなかった。

1814年9月3日の防衛法（das Wehrgesetz vom 3. September 1814）により、服役義務者（Dienstpflichtige）は、常備軍（Linie）として3年勤務の後、戦時予備隊（Kriegsreserve）でさらに2年を経た後、現役軍の部隊（Verband der aktiven Armee）から分離されて、7年の間〔合計で12年間となる〕、戦争のばあいには、常備兵とともに野戦軍（Feldarmee）を形成するところの、後備軍の第一の召集対象となる。平時においては、ボイエンは後備軍を常備軍から分離しようとした。かれの見解では、後備軍は軍隊と国民との結合を示すものであった。それはまた、常備軍から相対的に独立した独自の補充と指揮の組織として、郡と県のレベルで組織される。その核心部分を後備軍将校団が形成する。ボイエンは1813年に自由な被選挙権原則を提起した。郡に居住する人と、就中土地所有者が将校に選出される〔第33条〕。考えの中心には、現役軍とは異なった方法においてではあれ、身分制的選択への熟慮があった。したがって、後備軍は市民的制度ではあったが、「国民軍」の中核には値いしなかった。最終結果においては、ここから余分と思われるものがさらに排除されていった（Ebd., 55～56）。

地方組織は1819年に廃止され、後備軍の幹部（Landwehrkader）は常備軍の区分に組織的に秩序づけられた。1819年12月22日の閣令（Kabinettsorder vom 22. Dezember 1819）により、フリードリッヒ・ヴィルヘルム3世は後備軍を常備軍の従属的組織へと降格させた。固有の司令部は、今や実際には現役将校団に支配されたが、後備軍の制度は留まった。しかし、それは、終始一貫、廃止を容易にするために、組織的に軽視され、現役将校団により論難を浴せけられた競争企業でありつづけ、とくに1848年以後には内政的にも信頼できないものと看做された。

にもかかわらず、後備軍は市民層に対して軍隊への関心を抱かせた。市民層は、1814年以降軍隊自身ではなく、その特定の現象形態、例えば賭博が兵士の楽しみとなっていること、を批判した。1818年に後備軍の下位の将校の地位が**1年志願特権者**の占有となって以来、より広汎な兵士の市民層への適応が開始された。市民層は将校として、また下士官として新しい役割を演じた。すなわち、かれらは、多くの地方において、日曜日の演習に参加しないことを非難すべき行為、非愛国的行為として攻撃した。このようにして後備軍制度は、より高い身分による下層の者に対する教育の制度として、ボイエンの望んだ方向に作用したのであった。

もとより以前に兵役を免除されていた都市では、人々は余暇を犠牲にすることを好まなかったにせよ、大局的には、市民は兵士としてよりも管轄者として機能する方が適していたのである。しかし、東部地域においては市民としての機能を果たすことができなかった。1819年に、笞刑を定めた市町村条例の規定から予備隊と後備軍とを除外する試みが、最終的に失敗した。農民解放にもかかわらず、東部において「調整」が行なわれた後には、古い支配関係が事実上継続し、益々強化する改革敵対諸力と結合していったのである〔本稿(Ⅱ)をも参照せよ〕。自由主義的に着色された社会的軍国主義の機関

としての後備軍は、1814年のプロイセン軍事制度において弱い柱に留まったのである。古い君主制・貴族的軍国主義の継続か、または「民主的」軍事制度へと運河を開削していくのか、といった最重要問題については、後備軍は常備軍に依存せざるを得なかったのである。

18世紀の常備軍の規模に比し、1814年のプロイセンの現役の戦闘力は、ローンの再組織（Roonsche Reorganisation）に至るまで比較的小さかった〔「道徳的征服（moralische Eroberungen）」の政策の時代〕。将校と下士官とを含んで、兵力は12万～14万人であった。人口は1816年の1,030万人から1858年の1,800万人へと増大した。しかし、勤務期間が1833年から1857年までは3年から2年に短縮されたことにより、予備軍が顕著な増大をみた。1831年頃に既に戦時定員（Kriegsstärke）は戦闘員（Kombattanten）のみで47万人弱に達していた。これは僅かの平時戦力のみをもつ他のヨーロッパ諸国のどこも達し得なかった規模であった。そのさい考慮されなければならないことは、一般的兵役義務は、幹部（Kader）の数が決められていたので、適格者の半分にも達しなかった点である。制度としては小さい数字であるところの、年々3万～4万人の新兵（Rekruten）が徴兵されたが、その回転効果により、古プロイセン制度における数を遙かに凌駕した。隣国やドイツ連邦諸邦は、プロイセンの壮丁登記徴兵制度（Konskriptionssystem）と歩調を合わせることができなかった。第2次召集の後備軍を除いて、恒常的に12年に至るまでの同年兵（Zwölf Jahrgänge）が、それゆえに少くとも36万人から48万人が、さまざまな方法で徴兵し得た。すべての家族の息子が兵士となった。社会と軍隊との間の以前の疎隔と、兵卒の内的忌避とが速やかに解消していった（Ebd., 56～57）。

古参兵に歩調を合わせるという現象が、一般的兵役義務に基づく軍隊の内部に、下士官団と所謂再役者（die sog. Kapitulanten）、すなわち自由意志で長期勤務をした兵士とを、生み出した。1830年代中葉に、520名の大隊のなかで、かれらは120人、ほぼ23%の割合を占めた。軍隊の中核を形成したこのタイプの兵士は、僅かの物質的な優遇を受け、若い兵士に「軍人精神（Kriegergeist）」を注入したのみでなく、初期自由主義との闘争の期間にも、また1848年以後においても、まさに顕著な政治的機能を果たしたのである。下士官経歴と将校経歴との間の障壁を渗透不可能とすることにより、これらの層の団結が強化された。自由主義者によってとくに激しく攻撃されたところの、下士官の身分精神（ein Unteroffiziers-Standesgeist）を造出するために、かれらは軍事指導部（die militärische Führung）を形成したのである。集団の運命との一体感（Gruppenschicksal）、精神的自己満足、市民とは異なるとの自己主張の感情、これらが「時代精神」と無関係な、特殊な軍人の心的態度へと合体し、社会に対しても過少評価を許されない影響を与えたのであった。

下士官のための支援団体（Unterstützungsvereine für Avancierte）が設立され、名誉会員（Ehrenmitglieder）として市民もまた参加した。1830年代に、下士官と再役者とのために最初の飲食店が設置され、下士官のための最初の雑誌も発行された。「兵士の友（Der Soldatenfreund）」は1914年まで発行がつけられた。軍司令官は、「軍団（Korps）」ではない、この一つの「身分」のもつ潜在力を、自由主義に対する、また後には社会民主主義に対する正面陣地における政治教育に利用した。v. デッカー将軍（General v. Decker）は、1842年に、若い兵士、就中農民と手工業者の息子〔本稿との関連ではともに旧中間層〕が「真の国民的制度（wahrhaftiges Volksinstitut）」としての軍隊を経験しなければならない、と書いた。ここで習性となった、国王と祖国への愛、軍隊における名誉の感情が、日常勤務のなかでとりわけ下士官により注入され、時代の愚行や自由と平等の迷妄といったあらゆる錯誤を恒常的に防ぐ基盤となった。この二つの心性が、限度を越えた政治的狂信をもつ野蛮な軍隊へと導いたのである（Ebd., 57～58）。

遅くとも1830年代以降、軍隊における保守的な勢力が自由主義との対決を公然と開始した。保守派の考えでは、長期の勤務者が時代精神に対して兵士の免疫性を作る特殊な任務を担当する。そのために3年の勤務期間が特殊な役割を演じた。これが習慣づけの期間（Gewöhnungszeit）として着想されたのである。「射て」とか「前へ進め」とかは兵士が直ちに行なうように指導したが、イデオロギー的免疫性をつけるのには時間をかけた。ここで再役者と下士官とが、軍の構成上重要な役割を演

じたのに加えて、教育政策的にもまた重要な役割を演じた。

教育政策の観点では、願わしい方法で教育された兵士は、市民生活に復帰した後も社会安定的に機能した。この「兵士の魂（Soldatengeist）」が、「すべての政治的邪説に対する最も危険な敵」としての評価を受け、プロイセンが1848年まで「すべての革命的事件に対して無感覚に留まった」ことの原因とみなされた。この構想の政治的、社会的な作用は計り知れないものがあった。大局的にみて、保守派は、青年男子のイデオロギー的馴致に対する一般的兵役義務の可能性を利用して、社会的軍国主義化への基礎を据えることに成功したのである。よしんば、訓練および秩序の価値への賛美、また時代を動かす問題であった国民的、自由主義的な思想の排斥、が不毛以上のものを生み出さなかったとしてもである。

以上との関連では、市民生活に復帰した再役者と下士官もまた重要な役割を演じた。在営12年以上の下士官に与えられる文官任用証書制度（Zivilversorgungswesen）により、かれらは行政職に就き、社会的仕事を引き受け、異なった次元と異なった方法で社会に影響を及ぼした。これらが顕著な規模に達したので、本来の後継者が行政の勤め口を削減された。最初に問題となったのは廃疾兵への配慮であった。1837年10月12日の中央省庁の公けの決議（Laut Beschluß des Staatsministeriums vom 12. Oktober 1837）により、中央省庁、州、郡および地区官庁、市町村において、他の応募者を排除して、曹長（Feldwebel）以下の廃疾兵のみが雇用されなければならない職種が定められた。1840年には、少なくとも44人の将校と1,755人の下士官および兵士が文官に任用されていた。

1867年6月16/20日のプロイセンにおける「曹長以下の陸軍と海軍の軍人の文官への就職の世話と文官の任用についての規程」（das preußische „Reglement über die Zivilversorgung und Civilanstellung der Militärpersonen des Heeres und der Marine vom Feldwebel abwärts“ vom 16./20. Juni 1867）が、行政に対して下士官待遇の文官の勤め口に対する隙間のない網を張り巡らし、これが、1868年にハノーファー、ヘッセン＝ナッソーとシュレスヴィッヒ＝ホルシュタインへと拡大された〔なお、ドイツの海軍は1848年に連邦海軍（die Bundesmarine）が急遽建設されたが、ドイツ統一の失敗により解消した。ドイツ連邦のなかで、プロイセンのみが1848～1852年に自己の海軍をもった。1853年には中央海軍庁（eine zentrale Marinebehörde）が設置され、ゆっくりとではあるがひたむきに艦隊建設が進行した。ついで、1860年代に北ドイツ連邦艦隊の計画的強化が計られた後、1871年のドイツ帝国創立後、1872年にv. ストッシュ（v. Stosch）の覚書により、海上貿易の保護、海岸防衛と攻撃力の強化のために艦隊建設が計画された。しかし、艦隊建設の本格化は、ヴィルヘルム2世の時代に、帝国の経済的繁栄と獲得した植民地とを防衛するために、v. カプリヴィ（v. Caprivi）によって着手されるのである（Die deutsche Flotte 1848～1945. Geschichte des deutschen Kriegsschiffbaus in 437 Bildern, Herausgegeben von Günter Kroschel, August-Ludwig Evers, Wilhelmshafen 1973, IV, VI～XI）。二、三の他の部門とともに、郵便、鉄道、森林行政においても、かれらは少なくとも特定の勤め口に対して追加的に資格を求めることが可能とされた。あらゆる方面からの非難にもかかわらず、この制度は、1874年4月4日の新法（eine Novelle vom 4. April 1874）により、「12年兵（Zwölfender）」が創り出されることによって完成をみたのであった（M. Messerschmidt, a. a. O., 58～60）。

今や廃疾者でない、「良く勤務できる」下士官が文官への就職の世話（Zivilversorgung）を要求した。文官任用証書制度は、文官における規律と無愛想（Strammheit und Schroffheit）を生み出し、軍人のもつ外観の拡大に貢献した。この制度のために、時として下級、中級レベルでの文官の応募者が排除された。しかも、弊害が長所と看做され、軍紀、秩序に対する習慣づけ、時間厳守と服従とを下級官僚に対して教育する際立った学校としての役割を果たした。かれらは軍隊の思考を社会的分野に拡大していったのである。

かれらは、かつて軍隊において将校団への通路と目標を遮断されたのと同様に、文官においてもヨリ高い地位に到達する可能性は小さかった。かれらの見解では、行政は一種の軍隊の前庭（eine Art Vorhof der Armee）であった。すなわち軍隊と同様の隷属関係、階級の障壁のため、作法と交際の

仕方は融和的ではなかった。官僚が大きな尊敬を享受したというドイツ社会の内的発展に対して、このことが計り知れない影響を及ぼしたのである。ドイツ軍国主義の全脈絡において、1年勤務特権と同様に文官任用証書制度は重要な役割を演じた。下層レベルにおける軍人と官僚、軍隊と文官秩序とを結合する重大な結び目がここにあったのである。既述のように、軍隊と官僚とはもともと、その発生過程において親子関係にあったのであるが、プロイセンにおいては、その後も軍隊が官僚に影響をもちつづけたのである。

一般的兵役義務のもとで、軍隊において君主制の維持にもっとも熱心であった勢力は将校団であった。かれらは、改革者が軍隊を市民層に開くために考えた一般的兵役義務を体系的に逆コースへと利用した。すなわち、1808～1815年に多数の志願猟兵（freiwillige Jäger）や下士官や後備軍将校が現役軍に入営した時に失われた古い軍隊の均等性を再建するために利用したのである。そして1848年までに均等化過程は本質的に終了した。「自己浄化（Selbstreinigung）」のこの過程は厳しい階級秩序を結果した。1816年に「員外」将校（„aggregierter“ Offiziere）は1,500名に達し、1820年代に至るまでにその数はさらに増大し、5,600名の将校団のなかで顕著な比率を占めた。1808年の補充条令（Ergänzungsverordnung von 1808）で意図した教養原則の厳格な適用がなされていたとすれば、革命前に将校団は、大佐の階級に至るまで、教養と財産をもつ市民層が増大して、自由主義の影響を受けることになっていたであろう。しかし、そうはならなかったのである。というのは、「貧しい貴族」は、恒常的にこの教養の前提を下回っていたからである。加えて、連隊が志願者を選択する権利をもち、連隊の将校団が見習士官（die Portepäefähnriche）を将校に「値する（würdig）」かどうかを決定した。このことがボイエンの第二の陸相時代に当る、1844年2月4日の「平時における常備軍の将校の将来の補充と士官候補生の軍事教練についての条例（Verordnung über die zukünftige Ergänzung der Offiziere des stehenden Heeres im Frieden und die militärische Ausbildung der Offizier-Aspiranten v. 4. Februar 1844）」によって定められたのである。

以上のことが、つねに都合のよい応募者の補充選択という結果を生んだ。幼年学校が増大され、1818～1839年にその数が2倍になった。1841～1843年に幼年学校生徒（Kadett）の割合は22%から31%へと上昇した。しかし、1845年から1856年までに再び19%に下降し、高等学校新卒者（die Abiturienten）の割合が増大した。この期間に受験した見習士官のなかには、既に492人の高等学校新卒者がいたのである。

1848年以前には、なお少数ではあったが、「時代精神」の影響を受けた者が軍法会議の判決（Ehrengerichts-oder Militärgerichtsurteil）により締め出された。この浄化された将校団は、フリードリッヒ大王時代におけるように、もはや社会的に市民から隔離はされなかったが、自由主義に対するイデオロギー的反対陣営にいることを自覚していた。それゆえに、とくに激しく攻撃したのは、南ドイツ立憲諸邦における発展、とりわけ軍隊の憲法遵守の宣誓をめぐる討議と、兵士の選挙権および兵士の「市民化（Verbürgerlichung）」の要求をめぐる討議とに対してであった。自由主義者による国民軍や市民軍または後備軍の要求（die Volksheer-, bzw. Nationalmiliz-oder Landwehrforderung）を将校団は自己の生存への攻撃、革命的挑戦として受け取ったのである〔行論との関連ではシュヴァイドニッツ事件の重要な背景〕。

国民と軍隊との間の同盟は、遅くともボイエンがそれを断念した1819年以降存在しなかった。軍事司令部はいまや、国民的、自由主義的な方向への社会的、政治的發展に反対して、軍隊を君主制の安定器（Stabilisator der Monarchie）にしようとした。皇太子ヴィルヘルムは、勤務の期間と再役者問題に対する考慮との関連において、この点を、1832年4月9日の陸相 v. ハーケ（v. Hake）宛書簡でつぎのように書いた。「ヨーロッパにおける革命的または自由主義的党派の傾向は、君主に権力と尊敬を与え、そのことによって危機の瞬間に安定を与えるすべての支柱を破壊することにある。これらの支柱のなかの支柱がなお軍隊であることは当然のことであり、軍隊に真実の軍人精神が鼓吹されればされるほど、軍隊に打ち勝つことが益々困難になる」と（Ebd., 58～61）。

神聖同盟のヨーロッパにおいて、プロイセンはメッテルニッヒの政策に順応した。その役割を軍隊

は意識的に担った。革命前の10年間に軍隊は、第1次大戦に至るまで、いやワイマール共和国に至るまで生きつづけた**歴史的、政治的な兵器**を作り上げた。後には紋切り型となったとはいえ、まず敵の像を造り出し、国家と軍隊、社会の関係を公式化して、敵を攻撃することがその兵器となった。**1830年のバリの7月革命**と1848年の革命が特別な衝撃を惹き起した。近衛軍団の軍団長（Kommandierender General des Gardekörps）として皇太子ヴィルヘルムは、1833年4月1日にO. v. ナッツメル将軍（General O. v. Natzmer）宛書簡において、1815年以降の平和な時代がドイツにおける革命の伸展に作用し、1830年の革命の「正当な認可（Erkennung）」が革命派にとって軍旗（Panier）となるであろう、と書いた。軍事指導部は、軍隊が国王と堅く結合して、自由主義的な立憲国家の貫徹を阻止しないとすれば、君主のヨーロッパを没落させる運動に大衆を導くであろう、と考えた。自由主義、後には社会民主主義の謬説に反対する、20世紀に至るまで貫徹した特殊な政治意識を、ドイツ将校団の思考が軍隊に刻印した。すなわち、将校団に相応しい政治的行為、これを基準とする後継者選び、さらに兵士の軍隊における長期間の習慣づけ、により、国家を革命に対する要塞にする、との思考がそれである。**君主と軍隊とは、遅くとも19世紀の20年代以降、特定の政治秩序をもってプロイセンを動きのとれないようにするために、結びついたのである。**

この構想の失敗の可能性が生じた**1848年の革命**が、軍隊をさらに強力に、君主制原理の内政的保護者へと駆り立てた。3月22日に国王は動揺し、軍隊の憲法遵守の宣誓の約束が布告された。政府の憲法草案第78条は、「両院議員、すべての国家官僚と軍隊とは国王と憲法に忠誠と服従を誓わなければならない」と規定した。左派は古い国民防衛という理想の実現へと操舵し、幼年学校は廃止されなければならない、この結果、新しい将校団が成長しなければならない、と考えた。政府、例えばカンブハウゼン内閣は、少くとも国王の直接的統帥権を除去し、陸相の議会責任へとすすもうとした。軍隊にとっての立憲的危機の高点は、1848年9月23日の陸相 v. プフエル（v. Pfuell）の所謂対反動令（der sog. Anti-Reaktionserlaß）であった（Vgl. E. R. Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, 1, 375）。それは、いま一度兵士の憲法遵守の宣誓を指示し、それと、「そもそも軍隊における将校の立場と相いれない、反立憲的努力とは矛盾する」であろうことを明らかにした。

プロイセン軍隊の歴史において、将校団は政府の公けの路線と決して激しい抗争をしなかった。本来の宣伝の波が軍隊や地方を越えて拡がった。フリードリッヒ・ヴィルヘルム4世は、「大臣プフエル」は国王に対して約束を変えた、と考えた。そして、結論として堅持したのは、将校団が君主とともに、いや君主の前に、君主制の本質的基礎の守護者として公然と現われる、ということであった。1848年の衝撃は将校団の内政的行為を20世紀に至るまで決定的に規定した。国王が約束したことから、軍隊は古い秩序を再建するための唯一の裁判所として従来のままに留まり、従がおうとしなかった。軍隊のこの重みは、1808/14年以後に再び均等化した将校団によって実現され、プロイセン立憲君主制の特殊な形態を初めて刻印した。これは、実際には、1820年にプロイセンとオーストリアにより成し遂げられた原理、すなわち、ドイツ連邦のすべての国制において、君主制原理が有効でなければならない、それに従って全諸邦の権力が元首に統一され、特定の諸権利の行使においてのみ、領邦等族制度によって等族の協力に拘束され得る、との原理に基づいた。プロイセン王国の軍隊に対する特別の親和性は、とりわけ戦力に対する直接的最高指揮権の認知にその表現をみたが、「統帥権」の手段でもって議会から自由である余地を強化し、この結果、自由主義的、国民的發展を犠牲にした軍事国家を強化したのである。

1848年以来、将校団は、プロイセン国制のこうした核心の保護者として自明の存在となり、この自らが立てた課題から将校団の友と敵の像を造ったのであった。将校団は、国家と政治の中心点に対して自己の利益を要求しながら、間接的に自分で造りあげた党派構成を組み立て、それに基づいて「国家を担う」集団化と「国家敵対的な」集団化を行ない、その網目スクリーンに従って社会を組み立てた。プロイセンドイツ社会のこの2分化（diese Dichotomisierung）は、60年代初めの憲法の危機において強化され、帝国創立以後にも継続した。それはドイツ帝国の統一戦争の軍事的勝利後の時代において特別な刻印を施す結果となり、1918年11月に不自然となった構造が破局的に崩壊した後も継続

したのである（M. Messerschmidt, a. a. O., 61～64）。

最後に、プロイセン-ドイツ軍事国家においては、軍隊の政治的利害がすべての事柄の基準となった。後の陸相 A. v. ローン（der später Kriegsminister Albrecht v. Roon）は、革命の初期局面の1848年3月25日の手紙において、かれの信条（Credo）を、「いまやわれわれの祖国である軍隊」と書いた。また、1918年8月に参謀次長グレーナー中将（der Generalquartiermeister, Generalleutnant Groener）が、参謀部将校（Generalstabsoffizieren）の前で「われわれ将校団は、ドイツが後に再び君主国になることを願う」と述べた時、ほぼ同じ事を考えていたのである。

軍隊は1848年と1850年における憲法の抹殺においてすべての本質的目標を貫徹した。憲法遵守の宣誓はなくなり、兵士の選挙権は兵役義務者にとり重要でなくなるように規定された。つまり、選挙権は、1849年12月の欽定憲法第67条において、24才から初めて与えられ、ついで1850年1月31日の修正憲法では25才からとされた。それにもかかわらず、将校団は、兵士の選挙権が軍隊の政治化を招くと考えた。軍隊は政治的には未成年の兵士を望み、兵士は所謂「非政治的（unpolitisch）」という価値に拘束されなければならなかった。国王、祖国、喜んで犠牲となること、無条件の服従、が義務づけられなければならなかったからである。

結局、軍事内局長（der Chef des Militärkabinetts）は、兵士の選挙権は純粹に軍事問題であり、それゆえに軍隊によって決定され得る、とのかれの意見を貫徹した。1863年に軍隊における選挙権は廃止され、北ドイツ連邦とドイツ帝国の選挙法において、兵士が軍籍にある限り、選挙権は「休止（ruhe）」された〔1874年5月2日の帝国軍律の第49条（§49 des Reichs-Militärgesetzes vom 2. Mai 1874）〕。国王の軍隊と兵役義務者は憲法の外に立ったのである。

革命の清算にさいして、軍隊の決定的な力が1848/50年に一つの秩序を確立した。それは王室と将校団の共通の利害に基づくものであり、しかも君主とともに軍隊の自覚的役割が反映したものであった。なお、革命の年の間に、将校団は、「国民教育という骨の折れる仕事」における輝かしい成果をもって、国家的諸関係の形成にさいして、共に語る資格の権利（Mitspracherecht）を確固たるものにした。「ドイツ防衛新聞（die „Deutsche Wehr-Zeitung“）」は、軍隊は国民を二度とは救わない、と警告した。結果として、立憲的秩序は軍隊の周囲を取り囲んで造られた。

立憲的秩序は軍隊に望ましい余地を残したのである。最後の曖昧さを予算権をめぐる憲法紛争が除去した。その決定的結果である、政府の予算政策の事後承認提案（die Indemnitätsvorlage）は、ビスマルクの巧妙な戦術により、自由派の感情をも害しはしなかった。しかも、ビスマルクは、かれの戦術のなかで内政面が問題となる限りにおいて、統帥権の安定器としての軍隊の利益において、与えられた限界の内部において、取り引きをしたのである。ビスマルクは軍事国家における国民的自由主義の弱点を益々はっきりと暴露した。国民的統一と偉大さと権力とを願う者は、君主制における軍隊の特別の役割に反対することはできない、と。この弱点がすでに憲法紛争の間に白日のもとに暴かれた。温和な自由主義のスポークスマンは、ローンの再組織、ポイエンの後備軍の廃止すらをも認め、ただ3年間の勤務期間の廃止のみを貫ぬこうと欲したのである。こうして自由主義の「右翼」統合イデオロギーへの転化、左翼国民主義の右翼国民主義への転化が生じた。

軍制をめぐる憲法紛争において、自由主義の側では将来の政策に対する疑念が圧倒的な重みをもっていた。「新時代」以降、飛躍（Elan）を殆んど経験しなかったからである。したがって、大規模化し、若返り、しかも衝撃力の強い軍備が権力政治的成功を保障するや否や、圧倒的な賛成の声が湧き上ったのである。それに対する最初の徴候はデンマークに対する戦争において明瞭となった。ビスマルクの巧妙な危機の演出と、それと関連しての国民的成果とが、かれの憲法上の疑い手続きを敵の側において些細な事柄と思わせた。軍隊と、またプロイセンの外交政策の利害とにおいて、根拠づけの弱かったプロイセンの立憲主義は、自由主義の唯一の所得である予算権の領域において、ローンの提起した軍隊の再組織に対しての説明をすでに聴かされていた〔隙間理論（Lückentheorie）〕。軍事派（die Militärpartei）によりすでに準備されていたクーデターは回避された。以上の発展が社会と国家に対する軍隊の地位を強固にした。統帥権が全線において勝利した。ビスマルクすらも、軍隊

の利害に対しては、とくに繊細な取り扱いを必要とすることを認めなければならなかったのである。

改革は直接的には軍隊の増大に作用した。今後は年々63,000人の新兵が入営する。新しい平時の兵力は、7,814人の将校と202,420人の兵卒を含み、それゆえ、1814年からローンの再組織までの兵力が12~14万人であったので、ほぼ1,200人の将校と58,000人の兵士の増大をみたのである。野戦軍の構成分子（Element der Feldarmee）としての後備軍はもはや存在しなかった。後備軍所属の3年以内の若い年次兵は常備軍の予備隊（die Reserve der Linie）に編入された。この結果、その後、数的にのみ満たされる必要のある枠組が組み立てられた。この組み立ての内部で君主制の終りまで軍隊の発展が行なわれるのである（Ebd., 64~66）。

ドイツ帝国創出後、国民、国家、兵力が新ドイツ帝国の三位一体となって後、プロイセンの軍法が帝国の軍法となり、拡大したプロイセンの軍隊が帝国の軍隊となった。プロイセン軍隊の社会的2極化の思考も継承され、自由主義に代って社会民主主義が敵とされた（Ebd., 67~68）。ワイマール期に入っても、兵士に対する理念の中心は、皇帝に代って「祖国自身」に置かれ、国防軍（Reichswehr）は、戦前の相続財産である反議会主義的政治的態度を貫ぬいた（Vgl. Ebd., 78~79）。

以上のように、フリードリッヒ・ヴィルヘルム1世とフリードリッヒ2世の時代に完成された君主制の支柱としてのプロイセン軍隊の伝統は、将校団を中心として、プロイセン改革、1848年の革命、ドイツ帝国の創立を経過しながら、増大していく軍隊のなかで受け継がれるとともに、1814年に一般兵役義務が導入されて後、兵士として軍隊で習慣づけられた者の社会への復帰を通じて、この伝統が社会に浸透していった。君主制の崩壊したワイマール期においても、君主に代って祖国を中心に、戦前の反議会主義的な政治態度が継受され、軍隊は官僚とともに「反動の堅固な道具」となったのであった。フランスとの比較において、プロイセン-ドイツの軍隊と社会との関係の特徴は、つぎの点にあった。「フランスでは、19世紀を通じていつも軍隊がブルジョアジーのなかに溶けこんでいた。その反対にドイツでは、社会が軍隊のなかに溶けこんでいた。軍隊を特徴づける構造的メカニズムや心理的メカニズムは庶民生活のなかに徐々にしのびこみ、遂には庶民生活を完全に手中に収めてしまったのである」（Vgl. F. Neumann, a. a. O., 14~15, 訳, 14~15ページ）。これを極限にまで推しすすめたのがナチ体制であった。

シュヴァイドニッツ事件は、首相の報告と住民の緊急請願とを通じて国民議会に憤激の嵐を巻き起し、これをめぐる討議の結果、アウエルスヴァルト内閣が倒壊するに至る。事件は、まず、**1848年8月4日の第35会期**に、議事日程を中断して、首相により国民議会に報告された。すなわち、「現在まで政府に届いた報告に従って」事件を報告した後、「事実とそれから生じる責任を認識し、これ以上の騒動を回避するため、法律を作成する」必要がある¹⁾と述べた。これを受けて、国民議会における軍隊をめぐる討議は、8月9日の第37会期における請願委員会提案と左派のシュタイン（Stein）議員の提案に始まり、8月11日の第38会期を経て、少し間を置いて、9月4日の第50会期における国民議会への内閣の文書提出と、それをめぐる9月7日の第52会期における討議とシュタイン提案の採決、9月11日のアウエルスヴァルト内閣の退陣、へとつづいていく。以下、順を追ってその経過を辿すことにしよう。

8月9日の第37会期において、請願委員会所属のエルスナー議員（Abgeord. Elsner）が、シュヴァイドニッツからの請願の主要部分を朗読した後、これを緊急の問題と判断して、2つの提案を行なった。①「直ちに、遅くともつぎの会期に、それについての詳細な報告をすることを内閣に要求すること」、②「事件にさいして面目を潰した部隊（Truppenteil）を、新しい衝突を回避するため、直ちにシュヴァイドニッツから退去させることを内閣に要求すること」²⁾。

ついで、シュタイン議員が請願委員会の提案に不満足を表明した。まず、死者とその家族に対

し哀悼の意を表した後、ポーゼン州における流血事件と比較して、ポーゼン州では事件が復讐から発生したのに対し、シュヴァイドニッツ事件は王国において生じた事件であって、その原因は深い所にある、と指摘した。すなわち、君主制下にある行政官僚と軍隊との反動性にその根源があり、したがって、蔵相と内相とが7月15日に発した官僚に対する〔既述の〕命令を、陸相は將校団に対して発する必要があると述べ、請願委員会が提案した、市民軍を襲撃した部隊のシュヴァイドニッツからの退去に加えて、つぎの2つの追加提案（Zusatz-Antrag）を行なった。

①「陸相は軍隊への訓令（Erlaß）においてつぎの言明を行なう。將校は、あらゆる反動的勢力との関係を断ち、あらゆる種類の市民（Civil）との衝突を回避するのみでなく、市民に接近し、それと一体化することにより、立憲状態の実現のために立ち上がり、献身し、協力する」。②「国民議会は、そのなかから委員会を任命し、その構成員の1名または数名をシュヴァイドニッツに派遣し、流血事件の原因を確かめ、事実の調書を作成する」。

この提案の後、①の提案について起立賛成をとり、殆んど満場一致で採択された。ついで、②の提案も同じ方法で十分な支持が得られた。³⁾

これに対し内相キュールヴェッターが発言を求めた。そして、公平な調査は原因に対してのみなされ得る、と述べ、8月5日付けのシュレージエン州長官ピンダー（Oberpräsident von Schlesien Pinder）からの詳細な報告を朗読し、要塞司令官がすでに更迭され、軽歩兵大隊（Fusilier-Bataillon）はシュヴァイドニッツから退去した、と報告した。⁴⁾これにつづき、陸相 v. シュレッケンシュタイン（Kriegs-Minister von Schreckenstein）は、内相の報告につけ加え、一般的な訓令、公示や指令（Allgemeine Erlasse, Bekanntmachungen und Instruktionen）が自分の確信では適当とは思われず、軍団長（der kommandierende General）の解任と更迭、および内相の報告した調査はすでに行なわれており、処罰（Straffälligkeit）は私の問題ではなく、のちに戦時公法の宣告（kriegsrechtliches Erkenntniß）と判決（Richterspruch）がなされるであろう、したがって国民議会は軍団司令部（General-Kommando）を信頼して欲しい、と発言した。⁵⁾

内相と陸相の発言につづいて、タイヒマン（Teichmann）、クラックリュッケ（Krackrügge）、パペ（Pape）、ヘルマン（Herrmann）Elberfeld）が、それぞれシュタイン提案、とりわけ調査委員会の設置について賛成の意見を述べた。賛成の理由については、例えばタイヒマンは、シュヴァイドニッツ事件を「反動主義者による恣意的、貴族的精神の恥ずべき行為」と非難し、「シュタイン博士の提案は、すべての反動的努力をやめ、逆に市民に近づくようにとの、將校団に対する陸軍省の勧告に関する完全に正当な提案である」と述べ、さらに国民議会議員で構成する委員会に全権を与え、シュヴァイドニッツに派遣し、「神經過敏になっている雰囲気を除くため、シュヴァイドニッツでの経過を調査し、国民議会に報告する正当な提案である」と主張した。また、パペは、自分は事件の生じた場所の近くのシュレージエン出身者であると述べたうえで、「この事件は、いまだなお経験したことのない、そして到る処で浮上しようとしている軍事的、警察的措施、警察の恣意の単なる徴候である」としてプロイセンの將校を非難した。⁶⁾

こうした発言の後、討議を中断して、シュルツ（Schultz）議員から、シュタイン提案の最初の部分に対する下位の修正動機（ein Unter-Amendement）が提出された。それは、「政治的確信において一致しない將校を、軍隊を去るという当然の義務に服させること」であった。この動議は起立多数により採択された。⁷⁾

ついで討議に戻り、ヴァルデック議員がシュタイン提案の、とくに調査委員会設置の部分への賛成、ポール（Pohl）議員のシュタインとシュルツ提案への賛成、ヘルマン議員の賛成の発言がなされた。ヴァルデックは、「市民軍と軍隊との間の衝突の原因は、……単に個々人に責任があるのではなく、われわれにとり素敵と思われる兵制と矛盾する、徹底的に逆の制度にある。国民の叫びは軍隊の再組織を要求している。そのうちでも全面的改革が将校身分においてなされなければならない、とわたしは理解している」（ブラボーの声）。「将校と兵士、将校と市民との間の貴族的断絶の廃止と古い軍隊精神の継続の廃止とが要求されなければならない、そのために調査委員会の設置が必要である」とシュタイン提案への賛成を表明した。三人の発言内容はほぼ同じであった。⁸⁾

これに対して、v. ケテラー（von Ketteler）は反対を主張した。かれは、13年間にわたり軍籍を経験し、軍隊に反動の精神や反革命の精神が支配しているとの発言に抗議し、「われわれの勇敢な軍隊への信頼を弱めてはならない」、「わたくしは法律に自由な軌道を委ねることを乞う」と発言した。ここで議長が、シュタインの修正動議に対する修正動議がヴァクスムート（Wachsmuth）議員から提出されたと述べて、その内容を報告した。それは、①「裁判上の審理に立ち会うために、国民議会のなかから、シュヴァイドニッツの悲しむべき事件の原因の調査のための委員会を任命し、委員会に全権を与えて、1人または数名の議員を問題の場所に派遣すること」、②「当該裁判に、審理の終りまで必要な指令（Instruktion）を与えることを、法務省に求めること」であった。この動議への支持を問うたところ、2～3名の議員が起立したのみであった。⁹⁾

この動議に対して、カイヘンバッハ伯爵（Graf Keichenbach）は、政府の報告がすでに示したように、プロイセン軍隊の秀れた規律は名声を博しており、「中央省庁が正確に調査し、真の有罪者を処罰しなければならない」ことを信頼せよ、と発言した。そのさい、事件の原因は、兵士がオーバーシュレージエンの飢餓状況にある諸郡から徴募されていたため、市民に対して反感をもっていたことにある、と述べた。ついで、ユングブルート（Jungbluth）議員が、軍法会議（die Militär-Gerichte）は維持され、全国において信頼されている。「われわれのなかから形成される特別委員会は、国家権力の組織された諸権利への侵害であり、それゆえに不正であるであろう」、と述べて修正動議に反対した。

その後、メスリッヒ（Messrich）議員が、修正動議に反対し、シュタイン提案に賛成した。「われわれは国民の代表である。最も重要な問題は自己の目で確かめることを欲する。われわれはシュレージエンにおいてのみでなく、全土に対してこのことに責任を負っている」と述べ、ケルンやトリアーにおいて軍隊の起した事件と調査委員会の設置とを挙げ、誰により発砲が命令されたのか、を調査するため、「われわれにより形成された委員会が必要である」と主張した。これを受けてヴァルデックが、メスリッヒの発言を支持し、「この委員会が徹底的に裁判権を行使してはならないことは明白である」と述べた後、ポーゼン州事件のさいと同じ委員会の形成を要求し、「照会を行なうために、このような委員会を設置することは国民議会の権限のうちである」と結んだ。

以上の討議の結果、ヴァクスムート議員は、「わたしの提案を撤回する」と発言し、これに賛成者多数が起立すると同時に、¹⁰⁾「終結」との声が挙がり、終結についての討議に移った。

討議終結に対して、シュルツ議員が、問題は完全にはまだ説明されていない、と反対を唱えた後、議長が、「国民議会は討議の終了を決議すべきか？」と提案し、起立多数で終結が決定した。ついで、エルスナー議員とシュタイン議員から提案者としての附言がなされた後に、5つの提案の採決に移った。

第1の問題。「国民議会从委員会を任命し、委員会は流血事件の原因を確かめ、犯罪構成事実を記録するために、1名ないし数名の議員をシュヴァイドニッツへ派遣することを国民議会は決議するか？」。賛成者は起立を求めます。数を確かめた結果、シュタイン修正動議の第2の部分は、賛成201名、反対163名で可決。

第2の問題。「遅くともつぎの会期に、内閣に対して問題の状態について知られており、その結果として引き起こされたことについての詳細な報告を作成することを、内閣に要請することを国民議会は決議するか？」。賛成起立少数で請願委員会提案の第1の部分は否決。

第3の問題。「事件にさいして体面を汚した軍隊の部分を、新しい衝突を避けるために、直ちにシュヴァイドニッツから遠ざけることを内閣に要請することを国民議会は決議するか？」。大 majority の起立で請願委員会の第2の部分は可決。

第4の問題。「陸相が軍隊への訓令において、将校がすべての反動的な努力から遠ざかり、市民とのあらゆる種類の紛糾を避けるのみでなく、市民に接近し、市民と一体化することにより、立憲的法律状態の実現に、誠実かつ献身的に協力しようとすることを言い渡すことを国民議会は決議するか？」。圧倒的多数の起立でシュタイン修正動議の第1の部分が可決。

第5の問題。「『将校が立憲的法律状態の実現に誠実かつ献身的に協力すること』、これに附加して『このことと政治的信念とが一致しない将校は軍隊から退役するという当然の義務を果すこと』を国民議会は決議するか？」。起立賛成者180名、反対者179名の1票差でシュルツ議員の下位の修正動議が可決。¹¹⁾以上が採決結果であった。

このうち、最後のシュルツ議員の下位の修正動議が1票差で可決されたことについて、1848年8月11日の第38会期の議事日程における討議が終了した後、これを分離票決（Separat-Votum）として、記名投票に附する要求が出された。その理由として、記名投票が行なわれなかったため、異論を唱えた者の名前が全国に知られない、ことを挙げ、以下の文面に賛成者が記名した文書を提出した。「われわれは決議を不当なものとする。われわれはこの決議に対し、統治機関による良心の強制への侮辱の企図と、われわれが自由それ自身の名において異議を申し立てなければならない政治的宗教裁判の開始、とを認める。ベルリン、1848年8月9日」以下記名。

これに対して、議長は、多くの議員が発言を求めている、と述べ、まずシュルツ議員に発言を求めた。かれは、分離投票は少数の多数に対する最大の侮辱であると述べ、議事規則違反であると主張した。これに対し、ペターゼン（Petersen）議員が、シュルツ動議は宗教裁判の継続であると述べ、これをヴァイクゼル（Weichsel）議員は多数への侮辱、シュルツ議員は「わたしへの個人的侮辱」と批判し、ペターゼン議員が事実を述べたのみと応酬した。

こうした応酬の後、議長が、少数派は反論の根拠を申し立てたのみで、議事規則違反ではない、と締め括った。¹²⁾こうしてシュタイン修正動議をめぐる問題は、1848年9月4日の第50会期まで持ち越されるのである。

- 1) Verhandlung, Band 1, 627. E. R. Huber, a. a. O., Band II, 735～736.
- 2) Verhandlung, Band 1, 665.
- 3) Ebd., 666.
- 4) Ebd., 666～668.
- 5) Ebd., 668.
- 6) Ebd., 668～669.
- 7) Ebd., 669.
- 8) Ebd., 669～670.
- 9) Ebd., 670.
- 10) Ebd., 670～671.
- 11) Ebd., 671～672.
- 12) Ebd., 714.

8月11日の第38会期から9月4日の第50会期に至るまでの経過は以下のように推移した。シュタインとシュルツ議員の動議が国民議会において可決されることにより、中間の立場に立つ「ブルジョアジーの内閣（Ministerium der Bourgeoisie）」は苦境に陥った。敵は両面に集結した。

議会内左派は弓の弦を強く引き絞り、内閣に「行為」を迫り、決議の執行を要求した。内閣の支柱ハンゼマンは後に回想して、国民議会において内閣が沈黙したことは誤りであった、と指摘した。出席した大臣は非常に控え目にしか発言しなかった。国民議会が要求した訓令は合目的的ではなく、立法と行政との関係を侵すと発言したに留まった。同じような問題は7月1日以来一般的には意識されてきた。当時大臣であったロードベルトゥスは、自分の責任において国民議会の提案を拒否した。国民議会が直接、行政行為について決議したからである。

8月9日の国民議会の決議に対して右派も集結した。まず、議会内では、上述のように8月11日に決議への反対者の名前を明らかにするように要求した。議会外では、ポツダムが歯ぎしりした。ハンゼマンはシュルツ動議が1票差で可決されるとは思ってもいなかった。また、この結果が国王の大元帥としての名誉と諸権利とを侵害することも十分には見通してはいなかった。国王のハンゼマンへの信頼はこの結果非常に動揺した。¹⁾

ハンゼマンに対する議会外右派の攻撃は、既述のように、かれが地租免除と農民負担との廃止を企図したことから、租税改革と農業改革が「財産と契約の神聖」に対する侵害との非難に向けられ、8月18日と19日に「ユンカー議会」の開催となった。また、8月26日のヴェルテンベルク大使ラインハルトの報告（Bericht des württembergischen Gesandten Rheinhart, 26. August）によると、ハンゼマンは、フランクフルトにおける帝国蔵相であり、盟友であるベッケラート（Beckerath）を助けるため、デンマーク戦と関連するプロイセンの帝国分担金の免除措置により、ますます苦境に陥る帝国財政に対して金融的手段を与え、国王に対する対錘としての暫定的中央権力を助けていると人々が主張している、と書いている。

こうして、保守的反対派は、ハンゼマンが極左とともに君主制原理と既存の経済秩序との破壊を共謀している、と中傷した。8月30日に、L. v. ゲルラッハは、国王が王領地と王室領（die Domänen und das Krongut）についての国民議会への内閣の法案提出と、国民議会において決議された死刑の廃止とを認可しないがゆえに、「内閣はぐらついている」、と誌している。²⁾

しかし、こうした両面への敵の集結のなかで、内閣と国民議会とは再び接近していった。8月

20日と21日に、ベルリンにおいて新しい街路事件（ein neuer Straßenskandal）が発生した。シャルロテンブルク（Charlottenburg）の、ベルリン名物白ビールを飲ませ、庭園のある店「狩人の小屋」（Weißbier-Gartenlokale „Jägerhäuschen“）に平和裡に集まっていた、殆んどが手工業職人であった民主クラブ員に対して、200人の狂信的な反動主義的若者が奇襲をかけ、民主クラブ員を追い立て、暴行を加えた。そのさいバウアー（Bauer）兄弟も傷ついた。シャルロテンブルクは古くから両者の対立のつづいている場所であった。これが、白色テロが所謂赤色テロに対して起した最初の事件となった。

そのさい、警官も市民軍も現われなかった。ベルリンの街頭は再び暴動化し、人々はバリケードの構築を恐れた。歌劇場の階段から「復讐、復讐」が叫ばれた。大衆は内相の邸宅から首相の邸宅へと行進し、窓ガラスやガス燈を壊した。この時、首相の邸宅では多くの外交官とベルリンの名士が会合していた。オーストリア大使トラウトマンズドルフ伯（Graf Trauttmansdorff）は、投げ込まれる物を避けて他の部屋に移動した、と8月22日にウィーンに報告している。

この結果、まず、新しい警察官制度（die neue Einrichtung des Konstabler）が事件を阻止できなかったために、軽蔑され、かれらは事態を平穩にする代りに激化した、と攻撃された。市民軍は、不幸にも現場に急行することができなかった。市民軍の将校が丁度市外の祭りに集っていたからである。³⁾

首相は、8月22日の第42会期の国民議会に、「8月20日と21日のシャルロテンブルクとベルリンにおける事件に関する報告」を行ない、⁴⁾騒乱と集会法（ein Tumult-und Versammlungsgesetz）の提出を通告した。こうした状況のもとで、8月28日の第45会期において、「個人的自由の保護のための法律（Gesetz zum Schutz der persönlichen Freiheit）」、所謂人身保護令（Habeaskorpusakt）が満場一致で可決され、さらに長い間必要とされていた市民軍法の審議も開始された。これは到る所で発生している反革命の徴候への一種の回答であり、こうして内閣と国民議会とは再び接近していった。⁵⁾

さらに、この接近は、9月2日の第49会期において、「火酒税と甜菜糖税の引き上げのための法律（das Gesetz wegen Erhöhung der Branntwein-und Rübenzuckersteuer）」が、単独議事日程（einfache Tagesordnung）にするべきであるとの理由により、これに反対するベルク（Berg）議員の提案を、334名〔65名欠席〕で否決した後、⁷⁾賛成195名、反対13名、欠席74名でもって可決された。⁸⁾また、v. ウンルーの提案した、来月9月からこの法律を施行するかどうか、についての提案も、136票対175票、欠席89名で否決された。⁹⁾この結果、内閣は議会における地位が強いと誤認した。¹⁰⁾

したがって、内閣はこの状態を利用しようとはしなかった。議会の各フラクとの連繋の作業を怠ったのである。内閣はその力を余りにも長い会議で消耗した。それに個人的軋轢も重なった。ハンゼマンは、敵も味方も到る処でかれが動いていると信じるような、知性と行動力において卓越した人物とみなされていた。アウエルスヴァルトは見透しも鋭さも持たなかったのが、ハンゼマンに対して競争心だけを燃やした。キュールヴェッターは鋭敏な感覚は持たないが、賢明な官僚であり、ギールケ（Gierke）は屢々かれの所管事項を越えて功名心を露わにした。こうして訓令の問題についての国民議会との調整はなされなかった。将校団は、このような訓令をどのような形態においてであれ、徹頭徹尾願わなかった。古いプロイセンにおける特別の階級

（Sonderklasse）との自負から、近代的国家への志向に対して背を向けた。その背後には宮廷と封建貴族とが立って、扇動を行なった。こうした状況のもとで議会内左派が内閣に対して質問することを決議するのである。¹¹⁾

- 1) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 240. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 526.
- 2) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 240. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 527.
- 3) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 240.
- 4) Vgl. Verhandlungen, Band 2, 51～52.
- 5) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 241.
- 6) Vgl. Verhandlungen, Band 2, 109, 112 ff. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 241.
- 7) Verhandlungen, Band 2, 187, 190.
- 8) Ebd., 210.
- 9) Ebd., 212.
- 10) M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 527.
- 11) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 240, 241.

1848年9月4日の第50会期における国民議会では、まず、先月26日にデンマークと締結した停戦協定について、内閣からの文書と協定条文の朗読がなされた。¹⁾ ついで、議長は、「8月11日の文書によって、わたしはシュヴァイドニッツ事件に関する8月9日の貴国民議会の決議に対し、さらに適正な措置をとるように内閣に伝えた。この通知の結果、わたしは内閣の回答を受け取った。それをわたしは記録係氏（Herr Schriftsteller）に読むように依頼する」と述べた。その要旨は、軍隊は国民議会の決議に従った行動をとるが、それは一般的訓令の形態においてではなく、各指揮官の命令によってである。国民議会の決議を遂行するに当たっての手段の選択は陸相の権限である、というにあった。²⁾

これに対してシュタイン議員が質問した後、議長がこの文書の討議を議事日程に載せるか否かを国民議会に問うように提案した。ベーンシュ（Behnsch）議員が、国民議会の決議を内閣が実行する努力をしたことを理由にこの提案に反対を表明した後、採決に入り、シュタイン提案を本日の議事日程の第一に採用することが可決された。ついで、賛成者の名前を明らかにするための確認が行なわれ、賛成198名、反対148名、欠席55名の結果が得られた。³⁾ ここでシュタイン議員が提案の緊急性について説明を行なった。ついで、本日すぐ討議を行なうか否か、についてのパウエル（Baur aus Adelnan）の提案が採決され、再び賛否者の名前が確認された。結果は、賛成198名対反対147名、欠席56名となり、本日討議が行なわれることになった。⁴⁾

討議に先立ち、本日提出された内閣の文書がいま一度朗読され、シュタイン議員の意見表明に移った。シュタイン議員はここで再び、軍隊における反動的な精神、古い時代からの将校の特権、幼年学校における教育の隔離に反対し、軍隊と国民との一致が成立し、プロイセンが無敵であった1813/1814年を想起して、この決議が実行されるであろうことを「われわれ国民議会の名誉と尊厳とが要求する」と結んだ。⁵⁾

これに対し、内相キュールヴェッターは、7月15日に蔵相ハンゼマンとともに発した、官僚に対する命令を朗読し、これが行為に関する訓令であったのに対し、今日の将校への訓令は見解（die Gesinnungen）に関するものであって、原理的に相違する、と述べてシュタイン提案に反対した。⁶⁾ ここで、v. ウンルーが立って、木曜日〔9月7日〕に延期して、この審議を行なうように提

案した。そして、ここでの問題は立憲国家において屢々行なわれる内閣の交代ではなくて、わたしが回避したいと思っているのは国民議会の分裂である、と述べた後、提案理由として、問題が現在あらゆる面から詳細に討議される状態にない、ことを挙げた。⁷⁾

ライヘンスペルガー議員がこの提案に賛成し、自説を展開したので議場が騒然となった。国民議会は軍隊に対して危険な道を歩もうとしており、1793年のフランスの国民公会（der National-Konvent von 1793）へ復帰しようとしている、との主旨の主張が、「中止、叫び声、多数、議事規則違反（Unterbrechung, Ruf, Majorität, Zur Ordnung）」の叫び声を浴びながら展開された。これに対して、議長がすでに討論内容に入っている点に注意し、さらに、これに対してライヘンスペルガー議員とシュタイン議員が発言した後、ヴァルデック議員が、国民議会における決議を維持することが重要であると述べて、延期提案に賛成を表明した。この後、記名投票に移り、賛成184名、反対163名、欠席50名でもって木曜日への延期提案が可決された。⁸⁾

9月4日の国民議会における討議の推移は以上の如くであった。左派が支持したv. ウンルー提案は16票という僅少差で通過した。しかし、3日間の延期では、議会内のフラクの間での対応についての協議の時間が不足し、内閣もまた国民議会との意見調整の時間が不足した。例えば陸相が退陣した後、国民議会の要求する決議を満足させる形態を求めるといった、国民議会との調整作業の時間が不足した。したがって、9月7日の討議は、フラク内でのみ討議された結果、これまで以上に閉鎖的となったフラクとその発言者によって特徴づけられることになるのである。⁹⁾これが後述するように、アウエルスヴァルト内閣退陣の重要な伏線の一つとなる。

1) Verhandlungen, Band 2, 213~214.

2) Ebd., 214~215. なお、この回答の要旨を文書に従って要約すると以下の如くである。

まず第一に、「すでに触れた悲しむべき事件に関与した部隊（Truppenteil）をシュヴァイドニッツから隔離することはすでになされた」。国民議会の要求の第二は、陸相が訓令を発し、そのなかで、「将校がすべての反動的勢力から遠ざかり、市民とのすべての種類の紛争を回避するのみでなく、市民への接近と、市民との一体化を表明する」ことである。さらに、この政治的確信と一致しない将校は、軍隊から退役するという当然の義務を果さなければならない点である。これについて「署名をした陸相は、自分の公務執行期間に自分の統治の領域において、反立憲的諸傾向を発生させなかった。……軍隊はその義務を多くの場合輝かしく守った。……軍隊の指揮官（die Befehlshaber der Armee）が、軍隊への有効な命令により、かれらの二重の義務に注意を向けさせている。すなわち、反動的意味においてであれ、共和主義的意味においてであれ、今後われわれの国家の基礎を形成し、その遂行を内閣が断固として支持する義務があり、また決心している立憲的自由を妨げ得ないように、あらゆる努力を軍隊の側において断固として為すという義務にである。……陸相は、確信をもって、われわれ国民の代表である貴国民議会が正当にも確実にしようと願っている成果をみないままにわたしの行動が留まることはないであろう、ことを希望している。

これに対して、われわれの見解に従えば、国民議会の希望によって陸相が発しなければならない一般的訓令によっては、この成果は達せられないであろう。

このような一般的訓令は、われわれの義務に従った確信によると、軍隊の精神と制度とに合致しない。将校と兵士が、各々の立場において、かれの上官の命令を実行しなければならないという盲信的な服従がそれに対して有効である。内閣の各構成員と同様に、陸相の重い個人的責任を顧慮して、陸相がかれの職権行為を担当し、貴国民議会により追求された目的を達成するための手段の選択を陸相に委ねることが必要であると考え。……ベルリン、1848年9月2日、内閣、署名v. アウエルスヴァルト、ハンゼマン、v. シュレッケンシュタイン、ミルデ、メルカー、キュールヴェッター。国民議

会議長グラボウ氏へ」。

- 3) Ebd., 217~219.
- 4) Ebd., 219~221.
- 5) Ebd., 221~222. Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 241.
- 6) Verhandlungen, Band 2, 222~223.
- 7) Ebd., 223.
- 8) Ebd., 223~226.
- 9) M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 527.

1848年9月7日における第52会期の国民議会は9時半頃開会され、前会期における司祭職の配置についての提案に対する簡単な質問と質問の取り下げとがなされた後、¹⁾シュタイン提案に対する首相の発言につづいて、3つの修正動議のうち2つが採択されて討議に移った。そして2時に議長が1時間の休憩を提起するまでに、52名の発言の申し込みがあったうち、14名が発言し、結局休憩提案は却下されて、討議が続行された。討議はシュタイン議員の発言では6時間にわたって行なわれ、³⁾2つの修正動議とシュタイン提案への投票がなされて、この会期は5時半に終了した。⁴⁾この結果、アウエルスヴァルト内閣は退陣するに至るのである。以下、その経過を辿ることにしよう。

討議に先立ち、まず、首相が発言を求めた。ここでまず、8月9日の国民議会の決議について、8月11日の議長報告にあったように、「良心は決して公権力の領域に引き入れられてはならない」と述べた。ついで、「国王の統治は、その責任ある義務を、国民議会との了解を保持する率直な願いと一致させ得ることを考慮において」いる。したがって、「一定の方法において、この機会に公然と、国民議会によって述べられた原則、とくに決議と内閣、とくに陸相との一致を言明すること」が重要である。しかし、「国民議会の願いに従って、軍隊への訓令を発布することは政府には当を得たものとは思えない」と語った後、「わたしはつぎの願いをつけ加えて終りたい。当該問題の決定にさいして人物(Personen)が問題なのではなく、憲法と将来のプロイセンの歴史が基礎づけられるかの大原則の事実上の処理が問題なのである」と結び、右派はこれにブラボーでもって応えた。⁵⁾ここでは8月9日の国民議会の決議のなかから、内閣の立場において、良心への強制と権力分立の否定という2つの問題点が指摘されている。

ついで、v. ウンルーを初めとする3つの修正動議が提起された。v. ウンルーは、まず9月4日の延期提案に触れ、「最大の価値は、この死活の問題をあらゆる側面から説明する時間が与えられたことにある」と述べた後、修正動議を提出するに当たって大演説を試みた。その内容は、シュタインとシュルツ提案に対する内閣と右派とによる反論への批判であった。

批判の第一は、8月9日の決議が行政処分(Verwaltungs-Maßregeln)を命じており、国民議会をフランスの1793年の国民公会へと転化するものである、との反論に対して向けられた。すなわち、決議は議会主義的であり、正当な形態のものであるとして、その理由として、国民議会が内閣に対して不信任投票(ein Mißtrauens-Votum)の権利をもつことを指摘する。内閣の提出する法律案が国民議会の意志に副わなければ、却下されるか変更される。それは執行処分(Exekutivmaßregeln)に注目して判断される。内閣への不信任投票も行政処分に注目してなされる。それゆえ、8月9日の決議は議会主義的である。

第二の批判は、軍隊への訓令は軍隊の規律を葬り去る、との反論に向けられた。3月20日に国王がポツダムにおいて将校に対して言明した言葉が重要である。われわれは将校と市民との協力の義務を警告しているものであり、「軍隊の規律はこのことにより維持されるであろう」。「われわれの決議の意図を実行することは、国民と軍隊との利益であるのみでなく、王室の利益でもある」と。

そして、今日の状態は内閣が国民議会の決議を実行しなかったことに責任がある、と述べ、「われわれは、この瞬間に、反革命と第二の革命との岐路に立っている（wir stehen in diesem Augenblicke zwischen einer Contre-Revolution und einer zweiten Revolution）。この危険なディレンマからわれわれの確信へと通じるただ一つの出口のみがある」との有名な言葉を言った後、「わたしの所属している中間派は、内閣の党派でもなく、また体系的な反対派でもない」として、つぎのような修正動議を提起した。

「国民議会はつぎの決議をしようと欲する。すなわち、8月9日の決議はいかなる主義（Gesinnung）の調査も、良心の強制をも招来せず、ただ立憲国家に必要な、国民と軍隊との間の一致を招来することを目的とし、反動的勢力および軍隊に属する市民と文官身分に属する市民との間のこれ以上の衝突を避けることを考慮して、国民議会はつぎの宣言をする。内閣が8月9日の決議の意味に照応した軍隊への訓令を発することを躊躇するならば、内閣は全国の信頼を失う」。この修正動議を討議に付すか否かの採決がなされ、起立多数で採択が決まった。⁶⁾

ついで、ハラソヴィツ（Harrassowitz）議員が、8月9日に一票差で決議された、シュルツ議員によるシュタイン提案の下位の修正動議に対して疑義を提起したが、否決された。三番目にタムナウ（Tamnau）議員からつぎの修正動議が出された。「国民議会はつぎのように宣言しようと欲する。すなわち、国民議会は、本年8月9日の決議にさいして、7月15日に蔵相と内相とが各県知事に発したと同様の訓令を軍隊の司令官に発することを意図した。国民議会は、軍隊の将校が政治的見解の明示を必要とすること、あるいは陸相の訓令の言葉までを指示すること、を意図しない。しかし、国民議会は、軍隊の将校が反動的または共和主義的努力を警告される訓令を発することを承認する。国家市民の平和のため、新しい立憲国家制度の促進のために必要であると考えからである」。この修正動議も起立多数で採択された。⁷⁾ こうしてシュタインとシュルツ提案、v. ウンルーとタムナウの修正動議についての討議が展開されるに至る。

討議は6時間に及んで行なわれ、多岐にわたる論点が提示された。以下では、M. ボッツェンハルトによる整理の仕方に従い、可能な限り議事録を援用しながら、討議を要約することにしよう。すなわち、議会内を右派、中間派、左派および内閣に分け、9月7日以前における各集団の見解と、9月7日の討議過程での議論の展開を中心に、これと議会外における国王と側近派の見解を絡めるという整理の仕方によってである。

右派は、既述のように国民議会においては少数で弱体であった。右派は、内閣が8月9日の国民議会の決議に対して、対応の遅れたことに対して批判的であった。国民議会の決議については、とくにシュルツ修正動議に対して不快感を抱いていた。そして行政領域への不当な侵害との非難を予じめ防いだタムナウ修正動議に賛成であった。ライヘンスベルガー議員はつぎのように述べた。シュタインとシュルツ提案に対する反対はすでに〔9月4日〕言明した。訓令は良心の強制ではなく、すでに蔵相と内相とが文官官庁に発した訓令と同じであり、すでにこの訓令と同じ原

理が認められている。しかし、国民議会は憲法制定議会であって、立法議会ではない。上院も存在しない。議会解散という国王大権に対して、国民が議会召集を求め得ない点を考慮しなければならない。したがって、「この議会の職権を慎重と中庸でもってのみ行使すること」が重要である。「全国のもっとも高貴で、知性のある人々が議席を占めた、1789年のフランスの憲法制定議会が、この命題の真実であることを証明する。というのは、それが、恐らくは回避し得たと思われる全国を襲った嵐をもたらしただけである。われわれは今日なおそれを中庸と慎重でもって回避し得る」がゆえに、タムナウ提案に賛成である、と。⁹⁾バウムシュタルク（Baumstark）議員もタムナウ提案に賛成したのであった。¹⁰⁾

中央派、とくに右派のv. ウンルーは、上述のように8月9日の決議は信念の宗教裁判（die Gesinnungsinquisition）をも、また行政への直接的影響をも意図するものではなく、内閣が決議の実行を拒否すれば不信任投票を行なう、との立場をとった。左派のシュルツェ v. デーリッツェ（Schulze von Delitzsch）議員もまた、シュタイン提案にも、v. ウンルーの修正動議にも賛成した。かれの論点は、内閣が議会多数との一致における立憲的統治の原則を掲げている点に向けられた。「内閣はわれわれ国民議会に対していかなる立場にあるのかを忘れている。われわれの国家には秩序づけられた職権（eine geordneten Gewalten）はなお存在せず、執行権に対する立法団体もなお存在していない。ただ国民と王室のみが存在し、両者が、立憲の原則が生み出さないとはいえない新しい国家生活の諸条件についての協定をしようとしている。現在の問題状況はこのようである。新しい状態を準備する革命が真の平和をもたらしために休戦を締結した状況にある」と述べ、国民議会の課題はこの休戦状態において王室と憲法を協定することにあり、それ以外の目的はない。「憲法の協定作業の平和的調整を保証する以外のことを訓令は目的としていないことをわたしは言おうと欲しないし、言う必要もない」、したがって、決議を実行しないならば、「選択は内閣が退陣するか、国民議会がそうするか、である」。「われわれが建設する立憲国家は組織された多数以外の何物でもない」。王室と憲法を協定しなければならない選挙法で構成された国民議会には決議の実行を要求する権限はない。しかし、この主要課題の達成を保証すること以外の目的をもたない決議を実行させる権限はある、としてシュタイン提案に賛成した。¹¹⁾中央左派のロードベルトゥスもまた、異なった脈絡においてはであるがシュタイン提案に賛成した。¹²⁾

左派は、内閣が国民議会の決議を実行することを要求した。そして、フランクフルト国民議会においても暫定的中央権力の設置についての討論において表明され、ここでも、つぎにみるように内閣が主張した、モンテスキュー（Montesquieu）の「法の精神（Esprit des Lois）」に基づく権力分立を否定した。マルクスを取り囲む層に近いケルンの医師デスター（d'Ester）議員はつぎのように主張した。「われわれは、開始された新しい大きな世界時代の入口（Eingang einer neuen, großen Welt-Epoche）に、世界史的革命（eine weltgeschichtliche Umwälzung）でもって立っている」。そこでは新しい形態が必要になってくる。「この新しい形態の代りに、ここで古い、腐り果てたモンテスキューの国家知識がわれわれの前に投げ出された。それは世界を幸福にする状態にないことを示している。われわれは1848年の革命以外のものをもたないからである。われわれの大臣は1789年のフランス大革命以前の立場に立っている」として、軍隊への訓令の実施を迫り、実施しなければ信任問題にすると表明した。¹³⁾

以上、右派は権力分立の明確でない憲法制定議会における行動の慎重と中庸の必要を説き、タ

ムナウ案に賛成した。中央派は憲法制定のための休戦の必要から訓令の発布に賛成し、発布しない時には内閣に対して不信任投票をするとの立場からシュタイン提案に賛成した。左派はモンテスキューの権力分立はフランス革命以前の立場〔?〕であるので、革命を遂行するためにはシュタイン提案の実行が必要であり、実行しないばあいには不信任投票を行なうと主張したのである。

以上の討議のなかで、内閣は権力分立の見地に立った。ハンゼマンは、v. ウンルーの動議を批判して、「わたしは全く反対の確信をもっている。……国民議会が決議するすべてのことが——行政問題自体すらも——詳細に至るまで実行されなければならないとの原則から国民議会が発するならば、このことにより自由が極めて危険に陥いるであろうとわたしは逆に信じる。絶対主義より危険なものはない。一人の人間による専制主義、一つの委員会（ein Kollegium）による専制主義が絶対主義である」と述べ、立法権と行政権の分離の重要性を指摘した。また、シュルツ提案に対しては、軍隊においては服従が大切であり、訓令によっては目的は達せられない、と付言した。¹⁴⁾ 陸相シュレッケンシュタインは簡単にタムナウ提案への賛成を表明した。¹⁵⁾

内相キュールヴェッターは、「この席〔大臣席〕に坐っている者にとり、深く心に刻まれたことは厳しい苦痛（etwas Peinliches）である、ことを貴国民議会は見誤りはしないであろう。というのは人物の問題（Personenfrage）が事象の問題と混同されているからである」と述べ、「国民議会が今日決定のために提出している問題は、……わたしの意見では全然正しく設定されていない」。問題は〔将校の信念ではなく〕国民議会の決議を内閣が遂行する義務があるとする点にある。国民議会が内閣に義務を課すのと、それを満たさなければならない、とするのでは、全く異なった事柄となる。また、将校と文官との間にも相違がある。「純粋な懲戒法が軍隊には課せられなければならない」のであって、内閣や国民議会の仕事ではない。文官のばあいには蔵相と内相の権限に属する措置をとった。良く秩序づけられた国家有機体における権力の分立についてはすでに述べた。「モンテスキューがすでにこの分立の必要について述べたことは真理である」。人権（die Menschenrechte）が説明された導入部において、「権力分立のない所では憲法は存在しない」と言明した1791年のフランスの最初の憲法制定議会（die erste konstituierende Versammlung Frankreichs von 1791）が典拠となる。フランクフルト国民議会においても、その最初の日に周知のマインツ事件の折に行政権への侵害が拒否されている。マインツおよび帝国要塞における守備隊の一時的交代と市民軍の再組織との決議が提起された時、フォクト（Vogt）議員が、プラーハにおける流血事件と関連してこれに異議を唱え、国民議会はこれに従った。¹⁶⁾ 以上のように内相は権力分立の正当性を主張したのである。

商相ミルデは、上述のデスター議員の発言に対して、「この国民議会が排他的に国家権力を吸収し、国民公会になろうとしているのか否か」が問題であると述べ、国民議会の決議は政治的宗教裁判（eine politische Inquisition）ではないとしながら、国民議会の全能（Omnipotenz der Versammlung）から出発している、と批判した。「われわれは非常に重要な瞬間に立っている。他の発言者が言われたように、歴史がわれわれの後に立っており、歴史がここで準備されるというのは真実である」と述べ、「われわれは国民公会の道を歩むのか、立憲君主制の統治と真の自由とが真理とならなければならないのか、が問題である」と結んだ。¹⁷⁾

以上のように内閣は権力分立の原則に基づいて国民議会の決議の実行に反対し、国民議会の各フラクと対立したのである。

討議は、2時に議長が1時間の休憩を提起したのを拒否して、続行された。その討議過程で議長がベルリンの市民軍より届いた文書を朗読した。要旨は国民議会の決議を支持し、市民軍が国民議会を守るというにあった。¹⁸⁾これに対し、ペルツァー（Pelzer）議員とライヘンスベルガー議員から、国民議会はベルリンにおいて市民軍によって守られなければならないような不自由な状態にあるのか、との疑問が提起された。¹⁹⁾討議はこの問題をも交えながら続行された後、議長が討議を明日まで延長するのか否かという問題を提案し、延長案が否決され、シュタイン提案とともに、v. ウンルーとタムナウの修正動議も投票に付すことが決定された。

ついで、3つの案の投票順序について討議が行なわれた。議長が、ポーゼン州の問題の時に委員会が提起した原則に従って、v. ウンルー→タムナウ→シュタインを提案したのに対し、v. ウンルーが、タムナウ→v. ウンルー→シュタインの順序を主張し、議長案が多数で可決された。²⁰⁾投票の結果は以下の如くであった。²¹⁾

v. ウンルーの質問。「国民議会はつぎのことを決議しようと欲するか？8月9日の決議はいかなる信念の調査でも良心の強制でもなく、ただ立憲国家において必要な、国民と軍隊との間の一致をもたらすこと、また軍隊に属する市民と市民階級に属する軍隊との間のこれ以上の衝突といった反動的な努力を回避すること、を目的とするとの考慮において、国民議会はつぎの宣言をする。8月9日の決議に照応した軍隊への訓令を発布させることを内閣がさらに躊躇するならば、内閣は全国の信頼を失なう」。名前の呼びあげに応じて賛成、反対を言うこと。採決結果、**反対320名**、賛成38名、欠席43名、棄権1名。以上、**否決**。

タムナウの質問。「国民議会はつぎのことを決議しようと欲するか？国民議会は、本年8月9日の決議において、7月15日に県知事に蔵相と内相とが発したのと同じ訓令を、軍隊の司令官に発することを意図した。国民議会は、軍隊の将校がかれの政治的信念の表明を強制する意図をもたず、陸相に訓令の本文を指定する意図ももたない。しかし、国民議会は、軍隊の将校に反動的および共和主義的努力を警告し、国家市民の平和のために、また新しい立憲国家制度の推進のために、訓令を必要と考える」。採決結果、**反対210名**、賛成156名、棄権と欠席36名。以上、**否決**。

シュタインの提案。「8月9日の第37会期において国民議会在決議したのと同じ訓令が、そのまま全国の安定と信頼の維持とのために、同様に国民議会との断絶を回避するために発せられることが、内閣の緊急の義務であることを、国民議会は決議しようと欲するか？」。採決結果、**賛成219名**、反対143名、欠席40名。以上、**採決**。

このシュタイン提案の採決でもって、9月7日の第52会期における国民議会は終了し、内閣の退陣へとすすんでいくのである。

- 1) Verhandlungen, Band 2, 248～250.
- 2) Ebd., 266.
- 3) Ebd., 272. なお、V. ヴァレンティンは、「5時間以上の会議」と誌している（V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 242）。
- 4) Verhandlungen, Band 2, 279.
- 5) Ebd., 250.
- 6) Ebd., 250～251.
- 7) Ebd., 252.
- 8) Vgl. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 528～530.
- 9) Verhandlungen, Band 2, 252～253. なお、ウーリッヒ（Uhrig）議員は、3月18日に教会に対して同じような訓令が発せられた、と述べている（Ebd., 270）。
- 10) Ebd., 254～255.

- 11) Ebd., 262～263.
- 12) Ebd., 265～266.
- 13) Ebd., 266.
- 14) Ebd., 256～257.
- 15) Ebd., 261.
- 16) Ebd., 263～264.
- 17) Ebd., 267～268.
- 18) Ebd., 268. 全文はつぎの通りである。「貴国民議会ノ。市民軍ベルリンの多数は、同封した各中隊の決議に基づいて、次の宣言を行なう権限を与えられた。市民軍ベルリンは、国民議会の多数によって述べられ意見のなかにプロイセン国民の意志を見てとり、国民議会のそれに副った決議を、国民議会が自由になし得るすべての手段でもって遂行することを期待している。ここに署名した各司令部は、全力でもってこのために行動し、貴国民議会を守ることを宣言する。ベルリン、1848年9月7日、市民軍司令官〔署名〕リムプラー（Rimpler）、市民軍幕僚〔署名〕エシュヴェ（Eschwe）、v. ヘルフォード（von Herford）、F. ドンカー（Franz Dunker）、グラーフエ（Grave）。貴国民議会へ」。
- 19) Ebd., 269, 270.
- 20) Ebd., 272～273.
- 21) Ebd., 273～279.

1848年9月8日の第53会期の国民議会に、アウエルスヴァルト首相は国民議会議長グラボウ宛文書（ein Schreiben）の形で会期の延長を願い出た。当日議長は病気で欠席していたので副議長フィリップス（Phillips）が司会した。記録係が文書を朗読した後、首相が、内閣は今日の会期の延長を願ったのであり、国民議会の延期をではない旨発言した。その後、延長会期の日時について日曜説と木曜説が対立し、長い討議の末、次回は日曜日と決定して閉会した。¹⁾ ついで、9月11日の第54会期の国民議会において、首相は、国民議会が行政の領域を侵害し、内閣への信任の喪失を結果することになったので、国王に解職を願い出て許されたと述べ、内閣の退陣を告げた。副議長は討論の未決分を次回木曜日に討議すると告げ、閉会した。²⁾

こうしてアウエルスヴァルト内閣の退陣が決定したのであるが、退陣が不可避であったわけではなかった。内閣は、国王の意志に反して議会多数派の原理に固執して退陣した。9月11日の国民議会における首相の発言にあるように、すでに9月5日の国王との審議において、国王が反対したとしても、すでに内閣の退陣を表明していた。³⁾ 9月7日の国民議会においてウンルーは、われわれが現在「反革命と第二の革命の岐路」に立っており、譲歩は「反革命の公然たる第一歩」になると言明したが、それは説明のみに留まり、内閣退陣のあり得る結果を憂慮して、右派とともに内閣を支持する準備を行なってはいなかった。

しかし、かれが3つの提案の投票順序として、タムナウ→ウンルー→シュタインの順序を主張したのは、ウンルーのフラクがほぼ40名、右派がほぼ150名と計算し、タムナウ修正動議が否決された後、右派が左派のシュタイン提案よりもウンルー修正動議を支持する方がよいと判断して、ウンルー案に投票し、これで国民議会多数が形成される可能性がある、と判断したからであった。しかし、投票順序はウンルー修正動議が最初となり、この目算は外れることになった。右派と中央派とによる議会の多数派形成の機会はいま一度、内閣が右派のタムナウ修正動議に賛成し、軍隊の反動的諸傾向に反対するとの原則的立場を表明した時にも訪れた。⁴⁾ しかし、いずれのばあいにも、フラク間での意志疎通が欠如していたことが致命的となった。

以上のように内閣を議会多数が支えることに失敗したとしても、退陣が不可避であったわけではない。アウエルスヴァルトの後任であるプフェル（pfuel）首相が、9月19日に国王に提出した計画のなかで述べた対応が可能であった。すなわち、プフェル内閣は「国民議会多数を獲得すること」を目指す。しかし、それが失敗したばあい、[シュタイン提案のような]「絶え間のない権限侵害」にさいして、「国民への控訴（Appellation an das Volk）」の目的で国民議会を解散する。但し、新しい国民議会は4月8日の選挙法に従って選出される、との対応である。⁵⁾

しかし、内閣の支柱ハンゼマンは退陣の道を選んだ。その理由は個人的感情にあった。かれは既述のように、右派と議会外の反動勢力により全国的に最も激しく非難を浴びていた。それに加えて、国民議会において左派により攻撃が加えられたので、これに対する敵意から退陣を宣言したのである。⁶⁾ ハンゼマンは不幸にも、この時肉体的に病んでおり、完全な戦闘力を発揮できなかった。かれはこれを契機に、かつて大経済（die große Wirtschaft）から政治に入ったのと逆に、政治から大経済へと復帰し、国立銀行総裁（Chef der Staatsbank）となり、後にディスコントゲゼルシャフト（die Discontogesellschaft）を創立するに至るのである。⁷⁾

しかし、内閣の退陣という結果を招いたのは、ハンゼマンの個人事情よりもより深い所に原因があった。ウンルーが後に、内閣倒壊の原因についてのさまざまな見解を検討して達した結論は、内閣が国民議会フラクとの意志疎通を行なわなかった点に最大の欠陥がある、というものであった。ウンルーは、カンパハウゼンもハンゼマンも重要問題について予じめフラクと接触していれば、恒常的に広範な統治多数を国民議会において保持し得た。しかし、重要提案にさいして、いかなる準備も行わず、国民議会に再三自ら信任問題を提起して国民議会を困惑させた、と回顧した。例えば、中央左派に属した農相ギールケは、9月4日の会期の前にかれのフラクの会合に出席したが、内閣によって準備されていた宣言については何も語らず、フラクとの連繋について何も行なわなかった。

ハンゼマンも大臣として、機会があればフラクの会合に出席した。そのさい、フラクは再三、内閣へのフラクの無言の従順な服従を自明の前提とする、内閣によるフラク軽視に対して苦情を述べた。ライヘンスペルガーも、ハンゼマンがフラクの支持を自明のものとしている点に「侮辱」を感じ、右派との連繋がうまくいかない時には、「不信と不満」のみを述べ、決定的瞬間に内閣がフラクとの接触を欠落させたと「体験記（Erlebnisse）」で述べた。ウンルーも、内閣は決定的会期の前に内閣の態度について報告せず、「終始一貫孤立し」つづけた、と書いた。さらに、1848年9月27日の「一般新聞（Allgemeiner Zeitung, 22. 9. 1848, Nr. 267）」は、今迄のプロイセン内閣が「議会的組織なしに、また、組織的な定期刊行物もなしに統治し得ると信じた」ことが、まさに内閣が真の立憲的統治制度を理解していなかったことの証明である、と報道した。

以上からつぎのような結論が引き出せるであろう。立憲の見解において国王との根本的相違が存在していればいるほど、「古典的」立憲主義の統治形態が必要であった。1848年10月25日のザクセン上院において、皇太子ヨハン（Prinz Johann von Sachsen）が指摘したように、大臣は将来「多数をもつ政党の指導者として」国民議会から選ばれるであろう。大臣は政党指導者としての資格において多数を指導することができ、官職に基づかない権威を振るうことができなければならない、という統治形態である。そのためには、ウンルーが1849年3月20日のプロイセン下院で発言したように、「もし内閣が多数を率いることを了解できないとすれば、大臣は審議と決議に

においてどのような影響が生じるか、について知っている」ことが重要であった。カンプハウゼンが後に自由派の自己批判のなかで批判されたように〔Grenzboten, 9, 1850, 2. Sem.〕, かれは余りにも素朴に「高潔な人（Gutgesinnten）」の多数を頼りにしすぎ、これらの人を国王に対する支柱として組織することをしなかった。「組織のない党派は党派ではない」のである。

余りにも過大な自己確信、間違った契機に対する動機のない信任問題の多用、フラクとの接触の欠如、フラクの政治的意向の無知から結果する国民議会多数への幻滅、これら全体について自由派左派の雑誌「ゲルマニア（Germania）」は、1852年に「プロイセンと三月大臣（Preußen und seine Märzminister）」という論説において、ハンゼマンを批判しながらつぎのように書いた。以上のような統治様式は「古典的立憲主義においては問題である。内閣が議会主義的内閣であると考え、何よりも国王の立憲主義的根本見解と矛盾しながら議会主義の原理に従って統治しようとするならば、それは制度の決定的弱点となる。国王と国民議会との対決にさいしての政治的対立または法理解の架橋不可能な相違がではなく、国民議会内部の構造的弱点が最終的にハンゼマン内閣の倒壊へと導いたのである⁹⁾」と。

アウエルスヴァルト内閣の倒壊の真の原因は、外からの左右攻撃にあったというよりも、国民議会内部の構造的弱点に求められるべきであろう。このことはまた、新しい時代を切り開く任務をもった「ブルジョアジーの内閣」が、新しい国民代表としての国民議会の創設に当り、議会に対して依然として古いプロイセン的官僚思考を払拭できないでいたことを示している。この点は、ハンゼマンが内閣へのフラクの無言の従順な服従を自明の前提としていた点に明瞭に示されている。このことは、官僚と軍隊に典型的な、プロイセン的伝統の刻印された社会における古典的立憲主義の発展の困難を予測させ、遙かにナチ体制成立に至る一源流となるものであった。

1) Verhandlungen, Band 2, 280. 文書の全文は以下の如くである。「内閣が、国民議会の昨日の会期においてなされた投票の結果について、国王陛下に決断を伝えるという事情にあることの届け出を謹しんでは、閣下に対してわたしの名誉とするところ。内閣は昨日の決議により今日の国民議会に出席することを妨げられましたので、会期を延期することを謹んで閣下の裁量にお任せします。ベルリン、1848年9月8日、内閣総理大臣フォン・アウエルスヴァルト、国民議会議長グラボウ殿」。

2) Ebd., 281. アウエルスヴァルト首相の発言は以下の如くである。「内閣は、この月の7日の国民議会の審議の結果において、国王陛下のもとへ内閣の辞職を願い出ることを一瞬たりとも躊躇しませんでした。つぎに、このことについてつぎのように理由を申し上げたいと思います。『われわれはすでにわれわれの責任ある官職からの解職の願いをここに恭々しく提出しました。われわれは国王陛下に再びこの願いを恭々して提出し、つぎのことを申し立てることをお許し下さい：われわれの見解に従うと、われわれにより主張され、本日7日の国民議会の会期においても弁護した原理（Prinzip）、すなわち行政処分の確定は国民議会に帰属しないとの原則、は維持されなければなりません。これなくしては立憲君主制は存続し得ないからです。しかし、われわれは国民議会のこの会期においてなされた決議から、われわれへの信頼の喪失を結論しなければならないと思います。われわれへの信頼の欠如はかの原理の保持を非常に困難にします。この理由からわれわれは国王陛下にお願いした解職が聴き届けられますように謹んでお願い致します』。国王陛下はつぎのように言明されました。『朕は本日9日の汝等の報告において言明された見解を了解する。それはそこで述べた原則なしには立憲君主制は存続し得ないというものであった。同様に朕は汝等によって挙げられた理由によって申し出た解職を与える。新内閣の形成に至るまで、汝等は汝等の職務をつづけていくこととする。サンヌーシー、1848年9月10日、フリードリヒ・ヴィルヘルム』。朕はさらに汝等に伝える。ドイツ国民議会議員

- v. ベッケラート（von Beckerath）氏を朕の所へ呼びよせるであろう。その後で朕は国民議会に適切な時期においてその会期を定めることを要請する」。
- 3) M. Botzenhart, *Deutscher Parlamentarismus*, 528, 530.
 - 4) Ebd., 530～531.
 - 5) Vgl. Ebd., 534.
 - 6) Ebd., 531.
 - 7) V. Valentin, a. a. O., *Zweiter Band*, 243. また、大経済復帰後のハンゼマンについては、拙稿「三月前期ライン地方における金融問題」、大野英二、住谷一彦、諸田實編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、1972年、所収を参照せよ。
 - 8) M. Botzenhart, *Deutscher Parlamentarismus*, 531～532.
 - 9) Ebd., 532.

アウエルスヴァルト内閣の退陣にさいして、国王の側ではクーデターの計画が提起された。9月3日にすでにレオポルド・ゲルラッハが作成した「統治計画（Regierungsplan）」を下敷にして、ルートヴィヒ・フォン・ゲルラッハが9月11日に「戦闘計画（Kampfprogramm）」を国王に手渡した。その内容は以下の通りであった。①違法との理由でもって、国民議会におけるシュタイン提案の決議を却下することを予じめ考慮しておく、②国民議会のブランデンブルクへの移転、③憲法議案と、租税改革および農業改革についての「ハンゼマンの法律」との撤回、④騒乱と暴動、政治的扇動、結社の自由と出版の自由に対する法律の可決、⑤「ラントターク（!）（Landtag (!)）」がこの計画に抵抗すれば計画を延期する、⑥新憲法を制定し、緊急のばあいには、議会の承認なしで欽定、⑦新憲法でもって身分制的構成に基づく国民代表の導入、以上である。

数日後、国王はこの「戦闘計画」の保証のもとで、覚書（eine Denkschrift）において、つぎのような信念を述べた。いまがヨーロッパにおける神によって任命された政府という概念（der Begriff der von Gott eingesetzten Obrigkeit in Europa）を救う最後の機会である。「この認識に従って、わたしは、わたしの内閣から制度を受け入れるのではなく、わたしの信念と決断に従って行動しようとする大臣のみを選ぶ決心をした。わたしは『責任ある大臣（verantwortliche Minister）』を欲する。しかし、この大臣は、まず第一に、就中神に対して責任を自覚しなければならない。つぎに私に対して、そしてそのつぎに初めてわれわれの将来の憲法を与えるであろうラントターク（Landtäger）¹⁾に対して責任を自覚しなければならない」と。

しかし、この「戦闘計画」がその後、ほぼその筋書き通りに進化したとしても、それはウィーンの反革命の成功という国際情勢の変化と、プロイセン軍隊によるベルリンに対する包囲網の完成という、国際的、軍事的契機が整って後のことであった。この段階では、国王はなお、中庸の自由主義的内閣を希望し、9月11日の国民議会における首相の発言において明示されたようにベッケラートに白羽の矢を立てたのである。皇太子と側近党がこれに対してもとより不気嫌であったにしてもである。

9月12日に国王のベッケラート招聘がフランクフルトに届いた。9月14日にベッケラートはベルリンに到着し、メヴィッセン（Gustav von Mevissen）ほか数名と会い、共同でプログラムを作成した。国王は自ら作成した反動的プログラムをベッケラートが受け入れると信じていた。他方、ベッケラートはプロイセン国民議会の中庸グループとの一致を企図していた。9月16日にベッケラートはポツダムにおいて国王と会談し、9月17日にプログラムを文書で国王に提出した。そこ

には、①ドイツ統一問題では、3月18日の国王による統一的連邦国家（das einheitliche Bundesstaat）についての言及のもとで、フランクフルトで作成されるドイツ憲法とフランクフルト中央権力を認可すること、②プロイセンについては、ヴァルデック憲法を基礎に、すべての位階と称号の廃止、③勤務期間短縮を含む一連の軍隊制度の改革と軍隊の国民的形成、等が含まれていた。

これに対し、側近党は、以上のすべての点における衝突の解決を、権力のさん奪と軍事力によってなすことを決議した。しかし、国王はベッケラートのプログラムを拒否した後、首相候補としてアルニム-ボイツェンベルク（Arnim-Boytsenberg）、フィンケ（Vincke）、シェーン（Schön）等の名前を挙げ、結局、9月19日にプロイセン改革の偉大な伝統を受け継ぐ老将軍、プフエルを首相に任命したのである。²⁾

なお、国王がベッケラートのプログラムを拒否したのと同じ時期に、フランクフルトでは、8月26日に英露の圧力のもとで、マルメー（Malmö）において余儀なくされたプロイセンとデンマークとの停戦協定締結に反対して、国民公会の設置とジャコバン流の国民戦争を求める民衆蜂起が勃発した。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン問題については補章で論じるのでここでは、4月10日にドイツ連邦の委託でプロイセンがシュレスヴィッヒに武力介入した点のみを指摘するに留めたい。この停戦に対して9月4日にフランクフルト国民議会は反対を決議し、ベッケラートもその一員であった。しかし、プロイセンの圧迫のもとで国民議会在賛成に転じたので、フランクフルトで賛成議員を追放するためのデモが発生し、民衆蜂起に至ったのである。

9月18日にバリケード戦が行なわれ、フリーテルク門北方の庭園でリヒノウスキ侯（Fürsten Lichnowsky）とアウエルスヴァルト将軍（General Auerswald）が暴徒により惨殺された。アウエルスヴァルト将軍はオーバシュレージエンの大貴族（der oberschlesische Magnat）であり、ビスマルクが「アウエルスヴァルト三兄弟のうちで最も老練な政治家（der praktischsten Politiker der drei Brüder Auerswald）」と言った人物であった。この暴動を暫定的中央権力も帝国陸相のプロイセンの少将 E. v. ポイカー（Reichskriegsminister, preußischer Generalmajor Eduard v. Peucker）も鎮圧できなかった。したがって、帝国政府はパウロ教会と帝国宮殿（Reichspalais）を守るために、マインツ要塞に駐屯するプロイセンとオーストリアの軍隊に頼らざるを得なかった。これがプロイセンの自意識の強化を結果し、暫定的中央権力とフランクフルト国民議会とはプロイセンに屈服することになるのである。

すなわち、中央権力は「組織変化（Systemwechsel）」を必要とし、「プロイセンのもっている力と手段とが全ドイツの努力と目的のために利用できること」になった。そして、共和主義的、社会革命的運動が軍事的に制圧され、帝国官庁を守るための保安警察（Sicherheitspolizei）が強化され、出版の自由や民主的団体（die demokratische Vereine）が取り締りの対象となった。こうして、「9月18日の非常に深い意味は、赤旗が黒・赤・金の旗に対して闘争し、社会革命家の共和国が王朝の中央権力と国民議会とによって約束された進化（Evolution）に対して闘争したことにあった」。「フランクフルトの帝国権力（Reichsgewalten）は、9月18日にかれらの勝利によってその生存権を立証したと信じた。しかし、この勝利は結局、国民議会の創造物を、進歩的革命としてよりも敵対的と考えていた、かの歴史的に成長した諸勢力の役に立った。それゆえに実際に、9月18日は1848/49年の革命の歴史全体にとっての転回点となったのである」。³⁾では、つぎに、プロイ

セン国民議会におけるシュタインの提案の決議は、プロイセン軍隊の行動に対してどのような影響を与え、革命の歴史全体に対してどのような意義をもったのであろうか。

- 1) M. Botzenhart, *Deutscher Parlamentarismus*, 532～533.
- 2) J. Hansen, *Gustav von Mevissen*, Erster Band, 586 ff, Zweiter Band, 428 ff., M. Botzenhart, *Deutscher Parlamentarismus*, 533～534.
- 3) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 157～169. R. Stadelmann, a. a. O., 109～111, 訳, 150～152 ページ, und 123, 訳, 170ページ. E. R. Huber, a. a. O., Band II, 669, 673. T. Nipperdey, a. a. O., 624～625.

9月11日にルートヴィヒ・フォン・ゲルラッハが国王に手渡した「戦闘計画」は、すでに数か月前から側近党が準備していたものであった。かれらは反動的内閣を任命し、国民議회를解散して左派に決定的打撃を与える必要を確信していた。若きビスマルクは、6月初め以来、国王との対話において屢々、脅やかされている秩序の回復のために力でもって処置することを願った。保守派グループのみでなく、市民的自由主義的グループもまた、急進派を暴力（Gewalt）でもって打ち倒すことを請願書によって国王に要求した。危機的な9月における注目すべき証言として、エルバーフェルト立憲団体の請願（eine Petition des konstitutionellen Vereins Elberfeld）がある。「絶対的議会支配の威か了的権力を除去し、かの専制主義に対して国民の自由を守るために、貴内閣があらゆることをなすであろうことを」期待する。「それに従って、われわれは、王室との憲法の協定のために召集された国民議회를直ちに解散し、新しい選挙を命じて、新しい国民議会を短期間に召集することを提案する」と。

ラインの市民グループは、それゆえ、9月初めにすでに国民議会解散の叫びをあげていたのである。これと同じような多くの願望が、いまや闘争内閣の形成へと踏み出し、国民議会との闘争を求める決心を、国王とかれの周辺において成熟させていったのである。9月11日の「戦闘計画」はこうした背景から生まれたのであった。この計画の遂行は、ウィーンの反革命の成功という国際的条件が整って後のことになるのであるが、迎撃の軍事的準備にはすぐに取り掛かった。9月13日に65才のヴランゲル将軍（General v. Wrangel）を「マルクにおける全軍の司令官（Kommandeur sämtlicher Truppen in den Marken）」に任命し、のちに新設された「マルクにおける総司令官（Oberkommandierende in den Marken）」となった。また、陸相の椅子を去ったシュレッケンシュタイン将軍にベルリン総督（Gouverneur von Berlin）として全権を与えた。こうして国民議会の解散を準備するとともに、「反逆的ベルリン（das rebellische Berlin）」¹⁾に対する軍隊による包囲網を形成したのである。

9月17日のヴランゲル将軍の軍命令（Armeebefehl）は、嚇々たる勝利に輝く軍隊が、将軍とともに「良き市民」の支柱として先頭に立つことを命じ、特別の事件が生じた場合のために、多くの暗い暗示を与えた。9月21日にかれは3月以来初めてのベルリンにおける軍隊の閲兵（eine Truppenrevue in Berlin）を挙行した。多くの兵士はそれまで隠れ家で生活していたのが、いまやベルリン人は再び軍隊を見ることになった。これには多くの危懼があったにもかかわらず、うまく進行していった。ヴランゲル将軍は、訓示（Ansprache）において、軍隊の戦闘力を賞賛し、意気沮喪した状態にあるベルリン人を悲しんだ、²⁾のであった。

以上のアウエルスヴェルト内閣時代の国民議会における官僚と軍隊とをめぐる討議の考察から

つぎのような結論が得られると思われる。すなわち、まず、大局的にみると、「三月革命」の帰趨にとり、国内的には軍事的側面が決定的意味をもったという点である。市民軍が議会軍として国王の軍隊であるプロイセン軍隊に対して圧倒的優位に立つ軍事力を持ち得なかった点、つまり国王の軍隊が軍事力において圧倒的であったことが「三月革命」挫折の決定的な内的要因となった点である。この点は、「1848/49年の革命の歴史全体にとっての転換点」となった、9月18日のフランクフルトの事件についても妥当する。国王の軍隊の圧倒的優位の延長線上で、クーデターはウィーンの反革命の成功という国際的条件の整備の後に決行されるのである。そしてこの軍事的要因が、立憲制度が進行し、憲法のもとに置かれた国王と官僚を、議会に対して相対的に自立させる重要な支柱の一つともなったのである。

つぎに当面の局面では、この軍事的要因が、①シュタイン提案可決にみられる、左派議員による議会の絶対性〔前憲法の状態にある官僚と軍隊を国民議会の直接的監督下に置くこと＝権力分立の一時的否定〕の立場に結果的に同調した議会多数派の決定的敗因となったのみでなく、②議会制民主主義〔この段階では、国民代表としての議会の選挙は、財産と教養のある市民層に選挙権を限定し、そのうえで王室と協定して、議会立法の制御のもとに官僚と軍隊を置くとの構想〕という本来の近代的立憲主義の実現を構想しつつも、前憲法の法体系に基づく行政執行を行なわざるを得ないアウエルスヴァルト内閣の中間的立場〔権力分立を絶えず念頭に置き、議会絶対性の左派とも、古い君主の絶対主義を念頭に置く保守派とも対立〕が倒壊した決定的要因であった。この結果、ハンゼマンの選択に典型的にみられるように、自由派の多くは、政治的には保守派と妥協し、経済的繁栄を追求する道を歩むことになるのである〔西欧民主主義との対比では、ドイツに特有な自由主義のあり方の形成〕。しかし、この段階ではなお「反革命の前稽古」に留まり、軍隊の本格的活動はウィーンの反革命の成功後に持ち越されるのである。

- 1) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 245, E. R. Huber, a. a. O., Band II, 738～740. なお、エルバーフェルトでは、3月18日に工場が襲撃され、3月21日には「すべての機械を破壊するまで平静にはならない」との示威行進が行われた。これを契機に有産階級が「統一と自由」から「安寧と秩序の回復」へと方向を転換した点については、拙著『ドイツ産業資本成立史論』162ページを参照せよ。
- 2) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 245.

軍隊をめぐる国王と議会との関係について、その後の推移は以下の如くである。

プフエル内閣の時期におけるヴァルデック草案に基づく憲法の討議の過程で、ウィーンの反革命という国際情勢の変化が生じ、議会が解散されて欽定憲法が発布された。この憲法第112条第1項によって1849年8月7日に議会がベルリンに召集され、1850年1月31日の修正憲法が制定された。¹⁾この憲法第46条において「国王は軍隊を統帥する」と規定され、軍隊の統帥は議会制御の外に置かれた。但し、陸軍大臣が国王に対して責任を負い、陸軍省は軍事に対する行政省であると同時に、陸軍大臣はすべての軍事事項に関して国王を輔弼し、国王の命令に副署し、公布するものとされた。また、第107条において、1848年5月20日の政府の憲法草案第78条とヴァルデック草案第106条における軍隊の憲法に対する宣誓は削除された。さらに、ヴァルデック草案第29条と欽定憲法第35条における市民軍規定も削除され、軍事法における君主の絶対主義の形成は存続した。²⁾

しかし、新たに国民代表としての議会が設置されたことから、軍隊をめぐる内閣と議会との対

立が生じてくる。憲法紛争である。これを憲法をめぐる論点に焦点を絞って要約すればつぎの如くであった。

1860年代初頭に陸相ローン（Kriegsminister Allbrecht von Roon）が軍制改革法案を議会に提出した。憲法第99条において、すべての歳入歳出を承認する権利が両院に付与されていた。議会は軍制改革に妥協して、再編成のための費用を二度にわたり、1年期限で承認した。そのさい政府は、憲法第46条の「国王は軍隊を統帥する」に基づいて、これに必要な費用を議会が承認するように要求した。しかし、1861年6月9日に自由派の左派が「進歩党」を結成し、「立憲的法治国家の徹底的実現」のために歳出予算の明細化を要求したのが紛争の契機となった。これをめぐり、1862年3月11日に下院解散、3月17日に「新時代」内閣が退陣し、選挙の結果下院では進歩党が進出し、内閣は再び保守的内閣となった。³⁾

1862年8月4日に下院の予算委員会において軍制改革をめぐる審議が開始された。ここで政府が軍制改革による経費の増額を經常予算における經常費（fortlaufende Eingaben）にしようとしたのに対し、議会の委員会は臨時費として取り扱おうとした。政府はこれでは予算は成立しないと思ひ、8月14日の半官報「運命の星新聞（Sternzeitung）」において、このような場合について憲法には何の規定もなく、憲法に隙間（eine Lücke）が存在するので、政府はこれを埋めるために、新予算成立まで前年度予算を施行せざるを得ないと主張した。9月22日に国王からプロイセン首相を要請され、24日に首相に就任したビスマルクは、軍隊に関する事項は大元帥の専権に属し、議会はこれに間接的に関与し、予算の審議ができるのみである。プロイセンは有力な軍隊を保持しなければならない、と述べ、議会がすでに二度にわたり予算を承認したことを挙げた。すなわち、陸軍の充実は国王の事業であり、予算はこの目的のための手段に過ぎないとしたのである。⁴⁾

これに対し進歩党は、9月23日に軍隊再編成のための全歳出を予算から削除し、対立は頂点に達した。⁵⁾ ビスマルクは隙間理論（Lückentheorie）で対抗した。憲法第62条において、立法権は国王と両院により共同で行使されることが規定されるとともに、国家予算の財政法草案はまず下院に提出し、ついで上院で審議する、と規定されているが、それが成立しない時の規定はない。したがって、成立しない場合は法律上の問題ではなく、国家の支配権をめぐる闘争となる、というのである。⁶⁾

憲法第109条の「現行憲法に逆行しない既存の法典のすべての規定、個々の法律と命令（Verordnungen）は、これが法律により変更されるまで有効でありつづける」に基づいて予算は執行された。この紛争も既述のように、1866年におけるビスマルクの対オーストリア戦争の勝利後、1862年以降法律上の予算なしで行なわれてきた歳出に対する事後承認（Indemnität）により結着をみたのであった。⁷⁾

1867年4月17日の北ドイツ連邦憲法または1871年4月6日のドイツ帝国憲法第57条は「ドイツ人は各々兵役義務がある。この義務の遂行において自分の代行は立てられない」と規定し、1767年11月9日に北ドイツ連邦の法律として兵役法（Gesetz betr. die Wehrpflichtung zum Kriegsdienste）が制定され、ドイツ帝国に引き継がれた。徴兵人員については、帝国憲法第60条により、一定年限における平時の兵隊の予算が定められ、兵役法第9条に基づいて連邦大元帥が年々の徴兵人員の決定を行なうことになり、皇帝が自己の意見のみで軍隊の拡張や兵役期間の延長はできず、憲法とその法律に基礎を置くことになった。しかし、統帥権に関する責任と副署は存続した。⁸⁾

なお、副署に関しては、軍事命令には副署を必要としないとの解釈が一般化し、さらに、これに疑をはさむことは罪悪とされるようになり、統帥権の独立は第一次大戦終了まで存続する⁹⁾。第一次大戦後、ドイツ共和国憲法の制定により、初めて軍隊は法治国における組織の一部となるのである¹⁰⁾。

以上の点をイギリス、アメリカ、フランスにおける経過と比較すると、1642年以来長期議会において議会軍の設置をめぐる国王との論争がつづき、この過程で漸次議会軍の権限が強化されていき、名誉革命後の1689年の権利章典により常備軍が議会の統制下に置かれたイギリス。アメリカ独立後の憲法その他の法律で立憲の軍隊となったアメリカ。1789年の「人および市民の権利宣言」第12条および1791年の憲法において軍隊の立憲化の行なわれたフランス¹¹⁾。これらの軍隊とプロイセン・ドイツ軍隊との相違、これらとの比較においてプロイセン・ドイツ軍隊の歩んだ特有の道は明白であろう¹²⁾。

- 1) 藤田嗣雄『欧米の軍制に関する研究』信山社、1991年、450～451ページ。なお、本書は、1937年に執筆された学位論文が、学位授与当時印刷公表が認められなかったため、上野の図書館に眠っていたものを出版したものであり、表題に関する研究の古典としての意義をもっている。
- 2) 同書、456、478ページを参照せよ。
- 3) F. Hartung, a. a. O., 362～363, 訳, 366～367ページ。
- 4) 藤田嗣雄, 前掲書, 484～485ページ。
- 5) F. Hartung, a. a. O., 263, 訳, 367ページ。
- 6) Ebd., 265, 訳, 369ページ。
- 7) Ebd., 265～266, 訳, 369～371ページ。なお、軍制改革をめぐる議会との対立において、政府が憲法上の隙間を何処に求めたかについて、一致した見解は存在していないように思われる。藤田氏は1862年5月19日の下院予算委員会審議における、軍制改革費用は經常予算にするのか、臨時費として計上するのか、についての規定がないことに隙間を求め（藤田嗣雄, 前掲書, 484～485ページ）、F. ハルツンクの著作では憲法第62条に求める箇所と第99条に求める箇所が存在する（F. Hartung, a. a. O., 265, 266, 訳, 369, 371ページ）。G. グリュンタールは憲法第99条と第109条との間の隙間に求めている（G. Grünthal, *Parlamentarismus in Preußen*, 454. ders., *Grundlagen konstitutionellen Regiments in Preußen*, 42～43）。
- 8) 藤田嗣雄, 前掲書, 479～480ページ。
- 9) 同書, 458～459ページ。
- 10) 同書, 480ページ。
- 11) 同書, 4～5ページ。なお、ヨリ詳細には、イギリスについては、66～74ページ、アメリカについては、245～253ページ、フランスについては、317～328ページ、を参照せよ。
- 12) ここでも明示したように、本稿は、第二次大戦終了までのドイツ史を、西欧諸国の発展との比較において「特有の道（Sonderweg）」を辿ったとの、ドイツの過去の「批判的」視点に基づいて叙述している。もとよりドイツ史の叙述にはさまざまな価値関心、視角、立場からの叙述が可能である。本稿¹³⁾で取り扱った問題についても、「三月革命」を経て、プロイセンにおいて憲法が制定され、国民代表としての議会が創設されることにより、官僚について言えば、一方で従来のように国王に忠誠を尽くしながら、他方で憲法と議会の影響を受けるという立場に移行した。軍隊について言えば、統帥権は国王に留まりながら、軍事予算については議会の制約を受けるという新しい段階へ移行する。そのさい、立憲化の進行するなかで君主制原理が維持されるというこの過程において、本稿が君主制原理の維持において西欧諸国と相違している局面に関心をもって叙述しているのに対し、立憲化の進行という点で西欧諸国と同じ過程を〔歴史具体的にはイギリス、アメリカ、フランスにおいても異なっていると同様にドイツ的個性をもちながら〕歩んだとの関心、視角、立場からの叙述も可能である。

この点についての興味深い指摘を含んでいるので、先日惜しまれつつ亡くなったニッパードアイの〔本稿でも引用した〕『ドイツ史』3巻本についての、追悼の意を込めた詳細な文献記事（Literaturbericht）である Richard J. Evans, *Nipperdeys Neunzehntes Jahrhundert. Eine kritische Auseinandersetzung*, in, *Geschichte und Gesellschaft*, 20 Jahrgang/Heft 1, Januar-März 1994, 114～139, を素材に、そのなかから西欧との比較においてドイツ史の特殊性と共通性について考えるうえで興味のある部分を取り上げて検討を加えておきたい。

『ドイツ史』を書くに当って、ニッパードアイが打倒しようとしたのは、「ナチスの起源を19世紀のドイツ史の構造的欠陥において説明する、ドイツの過去の『批判的』視点による説明であり、かれはこれを一面的として酷評した」。そして、「19世紀のドイツをただ『第三帝国』の否定的な控え室（Vorzimmer）とみる代りに、それ自身として観察されなければならない」。「各時代には独特の意義と独自の価値がある。それゆえに、特定の時代を後に来るものの単なる先駆者の地位に帰着させることは間違っている」との観点から出発した（Ebd., 120）。

しかし、「過去をそれ自身の尺度で測り、それ自身のために研究するというかれの弁明にもかかわらず、ニッパードアイは歴史を政治的無意味というごみ屑の山へと送りしなかった」。「逆に、かれが主張したのは、『正常な』ドイツナショナリズムが歴史的に正当化され、ヨーロッパの基準からのいかなる偏倚をも意味しなかったことを歴史は示しており、それゆえにまた、ドイツ人は今日恥じなければならない何ものも持っていない、ということであった」。「この論拠は、3巻本を書きすすめていくに従って鋭さを増していった」。こうして現実との関連において「批判的」歴史がドイツ史の否定的側面を強調したとの批判から出発しながら、同様にニッパードアイも現実から強い影響を受けたのである（Ebd., 128）。「これが最高点に達したのは、ドイツのナショナルな性格の最後の分析と、あとがきにおいて、『ドイツ統一の日、1991年10月3日』と日付けがなされ、『この年のわたしの人生に、〔前年の—引用者〕ドイツ統一の思いがけない幸福を与えた』時にニッパードアイが生きていたことへの、著者の感謝の告白においてである」（Ebd., 124）。

以上から得られるであろう結論は、歴史叙述に当り、「各時代に独特の意義と独自の価値がある」との視点から叙述しようとしても、結局、「各時代の独特の意義と独自の価値」を何処に求めるかというのは、研究者が生きている現実が生み出してくるさまざまな出来事により影響された関心、視点により決定されざるを得ない、という点であろう。ドイツの「特有の道」という視点は、第二次大戦の敗戦とドイツの分裂に強い衝撃を受け、なぜこのようなことが生じたのか、を深刻に反省し、ドイツの将来の展望を、非ナチ化を徹底させることにより、EU諸国のみでなく、ヨーロッパの信用を回復することに求めた研究者の視点であり、ヨーロッパの基準からみて「正常な」ドイツナショナリズムを強調する視点は、戦前において、良きドイツとの基礎経験を持ち、冷戦構造のもとで、敗戦により分断されたドイツを、西欧の支持のもとで、西ドイツの主導によって再び統一し、EUの一員として歩むことにドイツの将来の展望を求める研究者の視角であるといえよう。歴史的視点とは研究者の基礎経験と、現実の生み出すさまざまな出来事のなかのあるものへの関心との交点において定まるように思われる。もしそうであるとすれば、統一がなり、冷戦構造が解体した、現在の新しい事態のもとで、予期しなかったようなさまざまな問題が噴出し、これがEUへの道と絡むという事態のなかから、今後さまざまな、これまでとは異なった新しい視点からする歴史研究が生み出されてくることが予測されよう。

また、当面問題とした「三月革命」からドイツ帝国形成に至る過程を、どのように特徴づけて把握するかについて、M. ボツエンハルトが、ビスマルクの隙間理論を評価の基準として、2つの見解に整理し、それに自己の見解をつけ加えているので、以下それを紹介しておきたい（M. Botzenhart, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, 68～69）。

一つの見解は、ビスマルクの立場を弁護するという立場であり、E. R. フーバー（Ernst Rudolf Huber）がそれに当る。その根拠は、当時のドイツにおいては立憲的基礎としてただ「君主政原理（das „Monarchische Prinzip“）」のみが認められており、政府は国家非常事態（Staatsnotstand）を切

り抜ける義務があった、という点に求められる。そのさい、ドイツ立憲君主制がドイツ固有の国制タイプを示すものとして理解されている。

いま一つは、E. W. ベッケンフェルデ (Ernst Wolfgang Böckenfelde), R. ヴァール (Rainer Wahl) と H. ボルト (Hans Boldt) の見解で、異なった論拠でもって、ビスマルクに反対する見解である。このうち、[本稿(1)]で述べた E. W. ベッケンフェルデがビスマルクに反対する立場をとったのは、[かれはドイツ史を立憲化の進展する過程として把握したうえで—引用者] この時期を君主制と民主主義の間の過渡期における構造的に不安定な制度と特徴づけ、ビスマルクの隙間理論の理由づけが君主政原理に立脚しているので無条件に賛成できないとしたのである (Vgl. E. W. Böckenfelde, *Der Verfassungstyp der deutschen konstitutionellen Monarchie im 19. Jahrhundert*, in, *Moderne deutsche Verfassungsgeschichte (1815-1918)*, Hg. v. Ernst-Wolfgang Böckenfelde, 157, 訳, 504ページ)。両者の相違は君主政原理の評価にかかわり、君主政原理が刻印されている所に、西欧諸国と異なるドイツ固有の国制タイプが打ち出されているので、ビスマルクがそれに基づくのはやむを得ないと評価するのか、ドイツの国制は西欧諸国と同じ立憲化過程にあり、君主政原理は消えていく運命にあるので、ビスマルクがその立場に立つのは評価できないとするのか、にかかっているといえよう。

M. ボッツエンハルトはこの2つの見解について議論をすることを避けて、この時代を理解するためには、L. v. シュタイン (Lorenz von Stein) の「行政学 (Verwaltungslehre)」が有益であるとして、かれの著作活動を紹介する。L. v. シュタインは、1855年以來ウィーンで国家学 (Staatswissenschaft) を学んだが、オーストリアがそれを学ぶのに必要な発展状況になかったため、ドイツ諸邦の行政学に目を向けた。

かれは、1842年の「フランスにおける社会運動史 (Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich)」において、政党と社会的陣営のうえに立っている王権 (Königtum) が、改革政策により、社会的対立を市民社会内部において緩和していき、プロレタリア革命を予防する、とのテーゼを提出した。したがって、ブルジョアジーが財産資格規定によって保護された議会制度は、かれらの階級支配の基礎とはならず、プロレタリア革命を必然化するであろう、と主張した。

かれは、当該時期の1865~1868年に「行政学」を7部に分けて出版した。そこで、ドイツにおける憲法討議と憲法実験の時代がもはや終り、官僚層がいまや、憲法に則して保護された法治国家の基盤のうえで社会的現実を形成し、内的平和を確保し、基本権の保証を現実に変化する課題をもつ、との前提から出発する。市民のための良き行政が良き憲法よりも重要である、とのプロイセン官僚層の古い信条が時代に適合して変化したのである。

シュタインは議会主義を懐疑的に判断し、市町村 (Gemeinde) のみでなく、協同組合的連合 (die genossenschaftliche Vereinigungen) と職業身分的社団 (die berufsständische Korporationen) の自治に広い余地を認めた。かれの見解では、「国家の自由は、本質的に自治の独立性の度合に従って測られねばならず、他方、人は以前には国民代表の諸権利に従ってのみ判断したのである」。

シュタインは官僚の一世代の養成に大きな影響をもち、行政の力量への無条件の信頼と議会主義に対する懐疑でもって、当時のドイツの法学と国家学に対して模範的であった、と M. ボッツエンハルトは評価する (なお、L. v. シュタインについては、日本への影響をも視野に収めつつ、かれの個人史的側面から思想形成の軌跡を具体的かつ丹念に追求した、瀧井一博「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成」(一)(二)、法学論叢, 133巻1号, 1993年4月, 133巻5号, 1993年8月, を参照せよ。また、L. v. シュタインの日本に及ぼした影響については、早島瑛「ローレンツ・フォン・シュタインと明治憲法の制定」関西学院大学商学論究, 27巻1・2・3・4合併号, 1980年, や、最近のものとしては、末川清「ローレンツ・フォン・シュタインにおける日本とドイツ」、西川富雄, K. クラハト, 衣笠安喜, 末川清編『日本思想とドイツ学受容の研究』立命館大学人文科学研究, 1993年10月, 等々を参照せよ)。

ここでは、M. ボッツエンハルトに倣って、「三月革命」からドイツ帝国創立までの時代の特徴づけに対する3つの見解について、議論をすることをやめ、本稿がE. W. フーバーの立場に近いことのみを記しておきたい。